

平成29年度 日本体育協会スポーツ医・科学研究報告Ⅱ

スポーツ指導に必要なLGBTの人々への 配慮に関する調査研究

— 第1報 —

公益財団法人 日本体育協会
スポーツ医・科学専門委員会

スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究 －第1報－

研究班長 来田 享子（中京大学）
研究班員 大勝志津穂（愛知東邦大学）、高峰 修（明治大学）、建石真公子（法政大学）、
田原 淳子（国士舘大学）、藤山 新（首都大学東京）、松宮 智生（清和大学）
協力班員 伊東佳那子（中京大学大学院）
スポーツ科学研究室
石塚 創也、高嶺 由梨

目 次

はじめに	来田 享子	3
第1章 同性愛者の権利（LGB・SO）の権利保障の進展における 私生活の尊重・人格権・差別禁止	建石真公子	8
第2章 スポーツにおける排除や差別 －一般的な構造および性的マイノリティの観点から－	来田 享子	20
第3章 近年の社会におけるスポーツの中での性的マイノリティの取り扱いについて －新聞報道を中心に－	伊東佳那子	28
第4章 トランスジェンダー／インターセックス・アスリートのスポーツ参加を めぐる課題 －性別確認検査導入の経緯と近年の参加資格規程変更をめぐって－	来田 享子ほか	35
第5章 体育・スポーツの場面における性的マイノリティに関するフォビアや 困難の様相	藤山 新	51
第6章 国内体育・スポーツにおけるLGBT当事者への配慮・対応	松宮 智生	58
第7章 「スポーツ指導者に求められる指導上の配慮に関する調査」について		
7-1 調査概要及び単純集計結果	大勝志津穂	66
7-2 クロス集計結果	高峰 修	75
参考資料：		
1. 調査票（スポーツ指導者に求められる指導上の配慮に関する調査）		92
2. 日本体育協会における規程・方策		97

はじめに

來田 享子¹⁾

研究の背景

日本体育協会（以下、日体協）は2011年に創立100周年を迎え、「スポーツ宣言日本～二十一世紀におけるスポーツの使命」（以下、宣言）を発表した。この宣言では「多様な人々が集い暮らす地域において、遍く人々がスポーツを差別なく享受し得るよう努めること」、「スポーツの基本的な価値が自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレイに負い、相互尊敬を基調とするスポーツは、自己を他者に向けて偽りなく開き、他者を率直に受容する真の親善と友好の基盤を培う」ことが強調されている。日体協はこの宣言にもとづき、スポーツにおける多様性の確保と人権尊重というテーマに対し、教育・啓発および現実に問題が発生した場合の対応のための活動を実施している。その例として「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンや「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」の設置等があげられる。

このような日体協の活動の延長線上に、近年、国内外の体育・スポーツの実践において解決すべきとされるいくつかの課題がある。2015年全面改定されたユネスコ「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」は、それらの課題解決をめざして重視すべき価値の国際的基準ともいえる内容を提起している。

周知のとおり、同憲章は1978年にはじめて採択され、1991年における小改定を経て、昨年の全面改定に至っている。1991年の小改定では、暴力、ドーピング、過度の商業化等、体育・スポーツに対する脅威とみなされる危険と有害な影響を防ぐ主旨の条文（第7条）が追加された。昨年の改定では、これまでの憲章の内容を踏まえながら、憲章の名称を「体育・スポーツ（Physical Education and Sport）」から、より広範な身体的

活動を含む「体育・身体活動・スポーツ（Physical Education, Physical Activity and Sport）」へと変更し、憲章の射程を拡げている。

条文改定のポイントは、スポーツを平和と開発のための触媒として認識し、「ジェンダー平等、社会的包摂、持続的な対話を促進する牽引役としてのスポーツ」「スポーツの高潔性」「草の根スポーツの重要性」等を強調したことである。ここでいう社会的包摂は、格差・障害・人種・民族・宗教・性別・性的指向等にもとづく差別によって、誰もが排除されることのない状況を前提としている。すなわち、この前提なくしては、どのような人も健康および体育・スポーツを含む身体活動の価値を享受することができないことを認識し、これを担保することをあらゆる関係者に問いかけた点が、1991年版からの大きな変化であるといえる。

とりわけ2015年版憲章では、その第9条「安全性およびリスク管理は質保証の必須の条件である」の2項において「体育・身体活動・スポーツにおける安全性及びリスク管理では、すべての関係者が参加者、観客、指導者に対し制限や危害が加えられる実態がなくなるよう努力することを求める。中でも子ども、若者、高齢者、女性、障がい者、移民、先住民など社会的弱者となりやすい人々に留意する。害を及ぼす実態には、差別、人種差別、同性愛嫌悪、いじめ、ドーピングとごまかし、教育妨害、子どもに対する過剰なトレーニング、性的搾取、不法取引、暴行が含まれる」ことが記載された。この条文は、体育・スポーツの環境における「安全性」の中には、いわゆる身体的・精神的な危険性の除去のみならず、人権の保障という概念が含まれていることを示している。

このようなスポーツにおける人権保障概念の拡大は、2014年以降の国際オリンピック委員会による「アジェンダ2020」の採択およびそれにもとづくオリンピック憲章根本原則第6項の改正にもみられる。改正により同項は「このオリンピック憲

1) 中京大学

章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」ことを明示した。この記述は、スポーツに関連する憲章・条約等として、史上はじめて1948年世界人権宣言に相当し、さらには「性的指向」を含めた差別の種類を成文化した点で、高く評価することができる。

一方で、国内のスポーツ関連組織が人権の観点からの対策に課題を抱える分野のひとつが、LGBTの人々に対する人権侵害の防止である。教育啓発・対策の提示に欠かせない実態把握も充分ではない。LGBTは、レズビアン・ゲイ・バイセクシャル等の性的指向、日本では性同一性障害という名称で知られるトランスジェンダーなど、ジェンダーおよびセクシュアリティに関わる少数者を総称する用語である。

国際的動向に歩調をあわせた最近の国内動向としては、2015年4月30日付で文部科学省が全国の国公私立の小中高校等に通知した「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」がある。

この通知にもとづき文部科学省が発行した教職員向けリーフレット（文部科学省、2016）では、2014年6月に公表された「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」の結果が示され、全国で606件の報告があったとされている。このうち約6割の児童・生徒は、自己の身体状況と性アイデンティティの不整合を友人等に話すことはできておらず、「自己を他者に向けて偽りなく開く」（宣言）状況にはないだけでなく、当事者ではない児童生徒が「他者を率直に受容する」（宣言）ための重要な契機が失われていることがうかがえる。

また、同リーフレットにおいて学校生活の各場面で支援が必要とされる内容として表に示された9項目のうち、5項目が体育や運動部活動に関係する（文部科学省、2016）。具体的には、①体操着、②更衣室、③体育や保健体育における別メニュー設定、④水泳、⑤性自認に合致する運動部活動へ

の参加が支援を必要とすることが指摘されている。

この文部科学省の通知を受け、啓発活動を事業として展開する地方自治体レベルの事例もみられる。たとえば大阪市の淀川・阿倍野・都島の3区が合同し、教職員向けLGBTハンドブック「性はグラデーション～学校の安心・安全をどうつくる？ どう守る？～」が作成されている。このハンドブックでは、LGBT当事者の学校における困難な経験に関する証言、実際に発生している課題を紹介するとともに、配慮のために必要となる基礎的知識をわかりやすく提供しており、本新規事業提案の成果物のモデルに位置づけることができる。

これら国内外の動向に対し、国内のスポーツ界ではスポーツにアクセスする機会が最も多い児童・生徒期におけるLGBTの子どもたちが抱える困難に関する実態把握、対策、指導者への教育啓発活動は、ほとんどなされていない。スポーツにおける暴力と同様、この問題は、適切な知識・認識を持って対応がとられていないケースでは、高い率で自殺に結びつくことも指摘されていることから、対応は喫緊の課題であるといえる。

宣言が主張する多様性の確保と人権の尊重というテーマは、日本では欧米諸国と異なるアプローチが必要であると考えられる。その理由は、欧米諸国に比して、日本では人種や宗教等の多様性が見えづらい国内環境があり、差別はいけないうことであるという理解はあっても、身近な出来事として実感的に学び、人権侵害のない環境づくりのための実践へと結びつける契機が少ないことが指摘されているためである（石田ほか、1994）（好井、2007および2009）。日本国内のLGBTの人々の割合は、7.6%という報告（電通ダイバーシティラボ、2015）もあり、この割合は決して少ないとはいえない。したがって、本事業により、これらLGBTの人々のスポーツ環境を整備するとともに、当事者ではない多くのスポーツ関係者（参加者・指導者・観戦者・支援者等）が、スポーツにおける人権侵害に関する対応を学ぶ契機として、研究成果を生かすことが期待される。最近の日本では、プロスポーツ観戦者による外国人嫌悪や人種差別の問題が表面化する事件がみられた。この種の事件を防止し、スポーツにおける差別の排除

と人権の拡大をより身近なテーマとして考え、安全性の高いスポーツ環境を構築するための一助ともなり得ると考えられる。

日体協は、都道府県体育（スポーツ）協会・中央競技団体その他の関係スポーツ団体と連携する、日本で最大の組織である。先にも記したとおり、フェアプレイのキャンペーン等の事業実践で得た蓄積を活用し、本提案事業を日体協が実施することにより、教育・啓発活動は市町村レベルに至る広い範囲に対し、最大の効果を発揮することができる。

研究目的・計画・方法

以上の背景を踏まえ、本研究は日本での対応の遅れが指摘されているLGBTの人々への配慮ある身体活動・スポーツ空間をめざし、実態調査にもとづく課題抽出と対策の分析を行い、その成果を啓発リーフレット等の形で社会に還元することを目的とする。

この目的のために、3年間の研究期間内に進める課題として、次の4つを設定する。

- (1) 日体協に登録する指導者を対象として、①体育・スポーツの現場（指導を含む）で発生している課題、②LGBTに関する指導者の知識およびニーズ、を把握するための調査を実施する。
- (2) 都道府県体育（スポーツ）協会および中央競技団体を対象に、組織的に策定・実施されているLGBTの人々に対する方針や課題解決策について実態を把握するための調査を実施する

上記2つの調査における項目は、文部科学省による調査、電通ダイバシティ・ラボによる調査を参考にしながら、体育・スポーツ分野に特化した調査項目を設定する。調査方法は、WEBアンケートを予定し、専門業者への委託を行う。（調査研究初年および2年目に実施予定）

- (3) 法律・医学等の専門家への聞き取り調査を行い、人権侵害の予防および侵害事例が発生した場合のケア等の連携体制の構築に向けた情報の収集・分析を行う。（調査研究2年目に実施予定）
- (4) 上記(1)～(3)を踏まえ、啓発用ハンドブック（スポーツ指導におけるLGBTハンドブック（仮

称）を作成する（調査研究3年目に実施予定）
なお、前提となる議論として、初年度にはスポーツにおいて理解しておくべき“LGBT”の定義を踏まえた上で、セクシュアリティに関わるカテゴリーである“LGB”と身体の性別に関わるカテゴリーである“T”に関し、議論の焦点が異なることについても考察を行う。

期待される成果とその公表

体育・スポーツ分野においてLGBTの人々が抱える困難・課題は国内ではほとんど実態を解明しようとした研究は、ごくわずかである。これを把握することにより、文部科学省等を通じ、学校教育現場にも還元可能な分析結果を得ることができる。また、調査協力を得た都道府県体育（スポーツ）協会および中央競技団体に対し、調査結果のフィードバックをかねて啓発リーフレットを配布することにより、基礎的知識を提供し、安全なスポーツ環境の構築に寄与することができる。

啓発用ハンドブックは、教職員向けに作成された文部科学省や地方自治体によるハンドブックをモデルとし、調査によって得たスポーツ組織や指導者のニーズに対応したものとすることによって、より多くの効果が得られることをめざす。日体協のホームページ等で公開することも検討したい。

研究体制

本調査研究の班員は、研究課題に近接する以下の研究を過去に科学研究費助成事業として実施した。この研究は上述の研究の背景で述べたような国外動向が成熟する以前のものであり、国内のスポーツ関係者の啓発・教育や人権侵害を受けたスポーツ実践者のケア体制を検討するには至っていない。しかしながら、体育系大学に所属する学生を対象としたLGBTに対する知識の実態を把握する調査を行うとともに、諸外国のガイドラインを検討し、国内版の作成をめざした研究を行った点で、本調査研究に視する知見を提供する先行研究として位置づけることができる。したがって、以下の研究を進めた際の研究者を中核的メンバーとしつつ、最近の国外動向に関する知見を有する研

究者でチームを編成した。

- 2007-2008年 性的マイノリティがスポーツ領域において経験する疎外感と解放感に関する研究（基盤研究（C），研究代表者 飯田貴子）
- 2010-2012年 性的マイノリティのスポーツ権保障のためのガイドライン策定に関する総合的検討（基盤研究（C），研究代表者 飯田貴子）

参考文献およびURL

UNESCO (2015) International Charter of Physical Education, Physical Activity and Sport (以下のサイトからダウンロード可 <http://www.unesco.org/new/en/social-and-human-sciences/themes/physical-education-and-sport/sport-charter/>)

IOC (2014) Olympic Charter(根本原則第6項の改正は2014年版から。現在の最新版は2015年版で以下のサイトからダウンロード可 <http://www.joc.or.jp/olympism/charter/>)

IOC (2014) Olympic Agenda 2020 (以下のサイトからダウンロード可 <https://www.olympic.org/olympic-agenda-2020>)

文部科学省(2016)性同一性障害や性的指向・性自認に係る，児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について(教職員向け) (以下のサイトからダウンロード可 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf)

淀川・阿倍野・都島3区合同LGBTハンドブック「性はグラデーション」(2016) <http://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/page/0000334762.html>

石田雄・三橋修(1994)『日本の社会科学と差別理論』明石書店

好井裕明(2007)『差別原論－<わたし>のなかの権力とつきあう』平凡社

好井裕明編著(2009)『排除と差別の社会学』有斐閣選書

○本報告書で用いる用語の解説*

LGBT (エルジービーティー) : Lesbian, Gay, Bisexual, Ttansgenderの省略形. 性的マイノリティおよびジェンダー・マイノリティの総称. Queer (クイア), Questioning (クエッションング), Intersex (インターセックス), Pansexual (パンセクシュアル) を加え “LGBTQQIP” を総称として用いることもある.

Lesbian (レズビアン) : 女性に対して魅力を感じる女性. 女性同性愛者.

Gay (ゲイ) : 男性に対して魅力を感じる男性. 男性同性愛者.

Bisexual (バイセクシュアル) : 男女両方に魅力を感じる人. 両性愛者.

Ttansgender (トランスジェンダー) : 出生時に与えられた性別に違和を感じる人, 性自認が男女2つのカテゴリーに収まらない人, 社会的に期待される性役割やジェンダー表象に収まらない人などの総称. 性別違和者. 広くは, 出生時に与えられた性別と反対の性自認を持ち, 性別適合治療を望む Transsexual (トランスセクシュアル) を含む. 日本では性同一性障害 (Gender Identity Disorder) と混同されることがあるが, 英語圏では, トランスジェンダーという性自認を「障害」として病理化しないのが一般的になりつつある.

Gender (ジェンダー) : 社会的および文化的に形成された性別.

Intersex (インターセックス) : 身体的特徴あるいは染色体の特徴が典型的な男女の枠組みに収まらない人, あるいは両方の特徴を持っている人. 日本語では, 「性分化疾患」とも称されるが, 疾患ではなく独自の性のあり方として肯定的に捉えるインターセックスの当事者運動もある.

SOGI (エスオージアイ, ソジ, ソギ) : 性的指向 (Sexual Orientation) および性自認 (Gender Identity) の総称.

性自認 (Gender Identity) : 自身がどの性別であるかの認識.

性的指向 (Sexual Orientation) : 人の性的関心がどの性別に魅力を感じるかの指向.

ホモフォビア/同性愛嫌悪 : レズビアン, ゲイ, バイセクシュアルの人, あるいはそうであると思われた人に対する差別的あるいはネガティブな感情や態度.

バイフォビア : バイセクシュアルの人, あるいはそうであると思われた人に対する差別的あるいはネガティブな感情や態度.

トランスフォビア : トランスジェンダーあるいはジェンダー表象が社会の性規範に収まらない人に対する差別的あるいはネガティブな感情や態度.

FtM : Female to Male, 女性から男性への略称.

MtF : Male to Female, 男性から女性への略称.

※下記文献を参考に作成.

日本スポーツとジェンダー学会編 (2016) データでみるスポーツとジェンダー. 八千代出版株式会社, p.151.

第1章 同性愛者の権利（LGB・SO）の権利保障の進展における 私生活の尊重・人格権・差別禁止

建石真公子¹⁾

近年、LGBT（SOGI）の権利保障について、日本でも様々な取り組みが開始されている。自治体のパートナーシップ制度¹⁾や企業における福利厚生²⁾において具体的な保護が実現しつつあることは周知のことである。

スポーツにおいては、実践や教育、また観戦などを通じて、身体やセクシュアリティの問題は身近であると同時に社会に与える影響も大きいことから、スポーツ・フォー・オール³⁾の観点からも、また社会にモデルを提示するためにも先駆けて人権を保護することが課題となる。

さて、こうしたLGBT（SOGI）の権利は、なぜ最近になって可能となってきているのだろうか。また具体的には、どのような権利の保障が行われているのだろうか。

本稿では、LGBT（SOGI）の人権保護に取り組むための前提として、まずLGB（SO）の権利に関して歴史的に概観し、そのうえでどのような理解のうえで権利保護が可能となってきたのかを、日本、フランス、ヨーロッパ人権裁判所を取り上げて検討する。T（GI）の権利保護に関しては、また別稿で検討したい。

1. LGBT（SOGI）およびIという用語について

LGBTとは、用語的にはLesbian（女性同性愛者）、Gay（男性同性愛者）、Bisexual（両性愛者）、Transgender（性別違和者）を指している³⁾。またSOGIという用語も国連⁴⁾等をはじめとして使用されているが、これは、Sexual Orientation（性的指向）、Gender Identity（性自認）を意味している。LGBTが主体（誰）を示すのに対して、SOGIは状態（どのような課題か）を示すものである。つまり、SOGIは、同性愛、異性愛を区別することなく、セクシュアリティの在り方を示す

基準である。

本稿では、各主体についての固有の権利保護と、セクシュアリティという意味での権利保護の双方が必要という観点から、LGBT（SOGI）という形で表記していく。

また、LGBT（SOGI）の権利保障を考える上で、LGBとTの二者を、必要な場合は区別して考えていく。この二者は、セクシュアリティに関わるという意味では近接しているが、権利保護という観点からは全く同じというわけではないからである。

LGBの権利は、同性愛、すなわち性的指向を保護する権利という意味であり、そこには、同性愛固有の権利保護の面と、異性愛者と同性愛者の間の平等の面の二つの位相がある。

同性愛固有の権利とは、個人や集団の人格に関わる事柄についての尊重を意味し、他方、平等は、異性愛者に認められている権利や自由は、同性愛者にも平等に認められるべきであるという権利である。

Tの権利は、個人の性別の決定に関して、本人の性自認に基づくべきであるということが要請されている。それは、医療、法制度の両面で多岐にわたるが、性自認と身体の関係は個人によって異なるため、その政策は一律ではない。身体を、自認する性別の身体に変えるか否かについても、当事者個人によって考え方は異なっている。

その他に、Intersex（性分化疾患＝現在ではdisorder of sex development, DSD）を性的マイノリティとして分類する例もあるが、本稿では含めない。「性分化疾患」は、そのような単一の疾患があるのではなく、身体的性別に関わる様々な要因に基づく疾患群を指す用語である。この概念は、身体的性別に関する非定型な特徴を示すもので、性自認や性的指向を直接に指すものではない。身体に関わる課題としてスポーツ分野

1) 法政大学

にも密接に関連するが、医学的な介入の大きい事柄でありLGBTやSOGIとは区別された課題として取り組むことが必要である。

それでは、まずLGB (SO) の権利の在り方を歴史的に概観する。具体的には近代的人権保障の発祥の国であり、革命後の1791年にいち早く同性愛関係を非犯罪化したフランスと、近代的人権保障の開始が1946年憲法からという日本を取り上げて検討する。

2. 歴史の中のLGB (SO) –同性愛者の権利

(1) フランスー宗教及び医科学によって形成された文化規範による制約

セクシュアリティに関わる権利は、西欧諸国では、宗教や道徳を理由とする文化規範との関係によって、黙認され、あるいは不道徳者や精神疾患として法的な処罰の対象となってきた国が多い⁵⁾。18世紀末、フランスやアメリカを端緒とする近代憲法の制定、それに伴う近代的人権保障の登場以降も、国によって対応の違いは残された。

a) 革命期における非犯罪化

フランス⁶⁾は、革命の成果としての近代的な人権宣言において、すべての人の自由と平等を認め、新刑法(1791年9月25日-10月6日)において、絶対王政期には火刑となっていたソドミー(男性同性愛)を犯罪から除外した(アメリカやイギリスでは、男性同性愛者に対して、去勢や絞首刑をも含む処罰規定を置いていた)。

b) 第2次世界大戦を契機とする再犯罪化

しかし、第2次世界大戦期の1942年、ヴィシー政権は刑法334条を改正し、革命後初めて、21歳未満の同性間の性交に関して「自然に反する」として懲役6ヶ月から3年および罰金刑を課した(異性愛者に関しては15歳未満)⁷⁾。これは、ヴィシー政権が、ナチスと同様に、優生学に基づき、人種の維持や道徳的見地からの青年の保護を目的とする政策を採用したことによる。この法律により、社会における同性愛嫌悪に基づく迫害や暴力が再び生み出された。

さらに、第2次世界大戦後の自由政府の下で行

われた1945年の刑事法改正でも、同様の処罰規定が残された。これにより、同性愛を理由としてドイツの収容所に移送された同性愛者に対する補償は行われることはなかった。

刑事法以外では、フランスでは、1946年の公務員法で、「善良な道徳を持たない者は公職に任命されない」とし、また1949年、パリ警察は、バーにおける男性同士のダンスを禁止するなど、1950年代を通じてこうした同性愛に対する制限的な法制度が継続していた。そのうえ、1960年、ドゴール政府は、アルコール中毒の対処とともに、道徳的な見地から同性愛の制約を目的とし、刑法改正においても330条の「自然に反する」同性愛行為を公然わいせつ罪として6ヶ月から3年の懲役とした規定を残した。さらに、1968年、フランスは、精神疾患において同性愛を性的異常とするOMSの分類を取り入れている。

c) 宗教と医科学による異端・異常視による文化規範の形成

このように、1970年代まで同性愛は未成年者また公然の行為に関して法的に制約しており、さらにカトリック教会は成人同士の同意に基づくものであっても同性愛を禁止していた。

こうした時期を通じての同性愛者の苦悩は、アンドレ・ジイド⁸⁾、コレット⁹⁾、ジュリアン・グリーン¹⁰⁾等の文学作品からうかがうことができる。これらの小説作品からは、カトリック教会の解釈による同性愛の禁止が、人々の精神や魂の核心の部分に縛り罪の意識を植え付け、自我や自尊心の形成を妨げていることがわかる。すなわち、同性愛が犯罪であることの根拠が、反自然、反道徳、宗教的な罪という文化規範であるために、人の内心において、生きていく事を困難にするような働きをすることが問題なのである。

さらに、宗教だけでなく、医科学においても、19世紀には同性愛は精神疾患と分類され¹¹⁾、法的に強制的な入院措置の対象となっており、その治療も過酷であった。そのため、多くの人は社会において同性愛者であることを隠して生きざるを得ない状況が続いた。

医科学におけるこのような状況に変化が見られ

るのは、Foucaultが登場し、精神疾患、セクシュアリティ、病院などを分析し相対化し、脱権力化した1960-70年代以降である。精神疾患という診断自体に対する見直しが行われた¹²⁾。「同性愛を精神疾患とみなす科学的理論が存在しなかったにもかかわらず（・・・）1世紀以上にわたり証明のない理論が（同性愛を）精神疾患とする科学的パラダイムを支えてきたのだ¹³⁾と、精神心理学者のM.Brikiは述べている。さらに、こうした科学者により「同性愛嫌悪は、強化され、同性愛嫌悪は、社会において、家族において、あるいは同性愛者個人に内面化され、彼ら自身を嫌悪し鬱病や自殺に導いてきた」と批判している。

d) 社会党政権による再度の非犯罪化へ

こうした状況が劇的に変わるのには、1981年の大統領選で同性愛者の権利保護を公約とした社会党のミッテランが大統領に選出されたことによる。ロベール・バダンテール法務大臣の提出した法律は、公然わいせつ罪及び18歳未満の性関係によって服役している同性愛者の恩赦を行い、また同性愛を精神疾患リストから削除した。翌1982年8月4日には、刑法331条を改正し、同性愛を刑事法の処罰規定から削除し、これにより同性愛に関する処罰規定は全く消滅し革命期の1791年にもどった事になる。他方、国際的には、OMSにおける精神疾患リストにおいて同性愛が削除されるのは、1993年5月17日のことである。

e) 同性愛カップルの法的承認へ—パックス (PaCS) から同性婚法へ

その後は、同性愛パートナー制度であるPaCS (Pacte Civil de Solidarité, 連帯民事契約) の制定が1999年9月15日、2013年4月23日には、EU諸国の中で9番目の国として同性婚を認めている。1982年の非犯罪化から後の権利保護の足取りは速いが、同性婚法の審議過程においてみられるように、同性愛嫌悪に基づく暴力も社会にはまだ根強く残っていた。1789年の革命によって「すべての人の自由と平等」を掲げたフランスにおいても、同性愛に対する非犯罪化や権利保護への道程は平坦ではなく、第2次世界大戦後、国連憲章や

世界人権宣言等の国際文書において個人の尊重や尊厳が登場した後も、「疾病」を理由とする差別は継続してきた。

こうしたフランスの歴史からは、社会や文化、宗教の中に存在する「異常な劣った者」を排除する規範は、宗教や科学、道徳の姿を借りて広まってきたのがわかる。また同時に、それらを解消するのも、国民に支えられつつも、国や科学アカデミー、宗教などの権威であったこともまた事実である。社会に広まった文化規範を打ち消すためには、1982年のフランスの法務大臣提出の法律に見られるように、法的な「新たな人権規範」も効果的であった。

(2) 日本—東京都青年の家訴訟における同性愛者の法的権利の承認

日本においては、法的に同性愛を犯罪とし処罰した例は少ない。が、そのことは権利として認められていたということの意味するものではない。明治期、近代法の制定により、民法の家制度規定は家父長制にもとづく家族のモデルを法制化した。これは、憲法上に平等規定がなかった事もあり、家族においては家長、社会においては性別役割分担に基づく男性優位の構造を定着させるものであった。そうした中で、家制度的な家族を形成することのない同性愛者の生きられる場所は、社会的には限られたものとなる。

また明治期以降、キリスト教文化及び西欧的な社会科学や自然科学が広く社会的に導入されるに従い、同性愛に対する宗教的な禁忌や科学に基づく異常視も広まっていく。法的に犯罪とされていなくても、同性愛は社会的に侮蔑の対象となり、こうしたなか当事者自身も自らの存在に苦悶する様子は、フランスの同時代と同様である¹⁴⁾。

a) 1970年代以降の社会運動

こうした閉塞した状況は、1960年代後半から1970年代にかけて、日本でも見られた学生運動やウイメンズリブのような社会改革運動の中で、身体やセクシュアリティの自己決定権の主張、同性愛者の権利主張、また性別役割分担への批判などによって少しずつ変化する。運動の中からいくつ

かの同性愛者のグループも作られ、自己確認と社会連帯を進めていくが、そのグループの一つであるアカー（OCCUR、動くゲイとレズビアンの会、1986年設立）が、公設の施設利用が不許可となったことを契機として提訴した事件が東京都青年の家事件である。この裁判を通じて、同性愛者の権利に関する法的理解は格段に進んだといえる。

b) 東京都青年の家訴訟－東京地裁判決

この東京都青年の家事件は、アカーが同青年の家で勉強会合宿を行った際に、他の利用者から嫌がらせを受けたことについて、青年の家に善処を求めたことが発端である。3ヶ月後に同施設の宿泊の申し込みをしたが、教育委員会は最終的に同性愛者による青年の家の宿泊使用は、東京都青年の家条例8条1号（秩序を乱すおそれがある）及び2号（管理上支障がある）に該当するとして不承認処分とした。具体的理由としては、青年の家の「男女間の規律」の維持のため、「男女が同室で宿泊することを認めていない」ため、「複数の同性愛者が同室に宿泊することを認めるわけにはいかない」というものであった。アカーは、この公設施設の使用不承認処分が、憲法21条（表現の自由）、26条（教育を受ける権利）、14条（法の下の平等）に反すると主張した。さらに国家賠償法1条1項に基づき650万円の損害賠償請求を行った。

東京地裁判決（1994年3月30日¹⁵⁾は、アカーの主張を大筋で容認し、教育委員会の使用不承認処分を違法とし国家賠償を認めた。判決は、まず同性愛に関する心理学、医学において「病的なものであるとの従来の見方が近年大きく変化してきていること」、また従前の状況下においては、「同性愛者は孤立しがちとなり、自分の性的指向に関し、悩み苦しんでいたことがうかがわれる」との認識を示している。

そのうえで、公的施設の利用は、憲法21条表現の自由によって保護されること、地方自治法244条2項は地方公共団体が正当な理由がない限り住民が公の施設を利用することを拒んではならないこと、同3項は、その利用に関して「不当な差別扱いをしてはならない」と定めることから、青年

の家条例8条1号、2号の「秩序を乱す恐れ」及び「管理上支障がある」という規定も、同法の趣旨において解釈されるべきとする。そして同条例8条1項、2項に関わる性的行為のなされる「具体的な可能性があるか否かを認定できず、あるいは具体的可能性のあることを認めるにたる事実はなかったのに、本件不承認処分をなすに至った」点を、地方自治法224条及び青年の家条例に違反すると判断した。

c) 東京都青年の家訴訟－東京高裁判決による公権力の人権保護の責務の宣言

この判決を不服として都側は控訴したが、1997年9月16日の高裁判決¹⁶⁾も、基本的に地裁判決を踏襲した。すなわち、男女別の宿泊原則を同性愛者に適用させると結果的にその宿泊利用を一切拒否する事態を招来し、同原則が、やむをえない場合には例外を認めていることと比較しても著しく不合理であること、より制限的でない方法により利用権の調整を図ろうとした形跡が見られないことを理由に、「同性愛者の利用権を不当に制限し、結果的、実質的に不当な差別的取り扱いをしたものであり、施設利用の承認不承認を判断する際に、その裁量権の範囲を逸脱したもの」とし、不承認処分を地方自治法244条2項、と青年の家条例8条の解釈を誤った違法なもの」と判断したのである。

さらに続けて、「都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものと言うべき（太字は筆者）であって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである」と述べている点は注目される。

同判決は、争点が性的行為の有無にあったので同性愛の権利の性質自体についての議論は尽くされていず、さらに同性愛を理解するうえで心理学、医科学の基準以外は、イミダス、広辞苑等の辞書によっているなど、その理解は皮相にとどまっている。にもかかわらず、「少数者」である同性愛

者の権利、利益を十分に擁護することが、公権力に要請されているとしている点は、法的な同性愛者の権利の承認という意味で重要である。

また、都側は「何が青少年の健全な育成に当たるかは、教育的配慮に基づく高度の専門的・技術的判断に服する」として「決定権者の広範な裁量が認められる」とし、他の生徒、学生に与える悪影響について主張していたが、裁判所は「教育施設であるからといって、直ちに他の公共的施設の利用に比べて施設管理者に大幅な裁量権が与えられているとは直ちにいえぬ」と退け、都教育委員会の裁量に限界を示した点も注目される。

東京都青年の家訴訟が行われていた1990年代前半は、同性愛者について心理学、医学において、異常項目からの除外が確実にされた時期であり、またすでに1980年代後半からアメリカの州やデンマークでパートナーシップ法が制定されるなど、法による権利保護が開始され始めていた。

日本では、1995年には非嫡出子相続分差別について最高裁は合憲と判断するなど、子どもや社会的少数派に関する人権保障の事例が少ない中、同性愛の権利が、「表現の自由」という重要な権利に関わる事件であることも考慮されたと思われるが、行政が擁護すべき法的な権利であると位置づけられた点は画期的であろう。

そのような、法的な権利保護がさらに進展していくためには、同性愛者の権利が、人権として、たとえば憲法上、どのような権利によって保護されるのかを明確にする必要がある。というのは、同性愛者の権利は、差別禁止という「他と同じ権利」だけではないと考えられるからである。

3. LGB (SO) の法的権利－国際社会における文化規範による劣等の烙印から「私生活の尊重」及び「人格の発展の権利」への進展

上述のように、同性愛者であることは、文化規範の制約を受け、また医科学的にも精神疾患と判断されてきたため、社会の中で、異常、不道德、反自然な存在と位置づけられてきた。そのことは、社会的侮蔑や排除、自己卑下をもたらし、正常な人に比べて劣った地位におかれることを正当化す

る。つまり、「質的」な意味で、同性愛者を劣等の者とみなすことが社会的に同意されているといえる。

また同時にその地位は、正常な人々に与えられている権利や利益を、異常で劣等であるが故に与えないことを正当化する。

こうした、歴史の中で形成されてきた「質的」な差別要因と、結果としての「実際上の」差別構造を取り払うことが、同性愛者の権利保障には求められることになる。

一見すると難しく思われるこうした文化規範による意識や社会構造の変更であるが、しかし、近年、法によってその状況を変えつつある国も増えてきている。たとえば、同性婚を認める国は、2018年3月末日時点で24カ国¹⁷⁾あり、さらに2019年5月まで2カ国が承認する予定である¹⁸⁾。こうした諸国では、同性愛者の権利の法的な保護を推進するために、特に差別の原因である「質的」な差別要因をどのように変更することができたのだろうか。

これについて、まずヨーロッパ諸国に関して国際的な人権保障を行っているヨーロッパ人権裁判所の判例を検討し考察する。国内での少数派の人権保護を可能とするためには、国際的な人権保障制度は実効的であり、また同裁判所は、判決履行に関する強制力を強めてきており、国内の人権保障に対して影響力を有し、実際、同性愛者の権利保護に関してもいくつかの顕著な判決が存在するからである。

次に、上述のように、文化規範により同性愛嫌悪がヨーロッパ諸国の中では比較的長く続いたフランスだが、2013年に民法を改正し同性婚を認めている。こうした法的な権利保護は、どのように可能となったのだろうか。フランスの同性婚法に関する違憲審査から、その道筋を概観する。

(1) ヨーロッパ人権裁判所における同性愛者の権利－私生活の尊重を受ける権利

a) ヨーロッパ人権裁判所による国内法を監視する人権保障システム

ヨーロッパ人権裁判所（以下、人権裁判所）は、ヨーロッパ諸国47カ国が加盟する地域的な人権条

約であるヨーロッパ人権条約（1953年発効、以下、人権条約）に基づいた人権裁判所で、1957年に設立された。同人権裁判所は、加盟国が条約違反の行為により管轄にある人（国籍を問わない）の人権を侵害した場合、国内的な救済が尽くされた後（通常は最高裁判所の判決で敗訴した場合）に、被害者が、国を被告として提訴した事件を扱う裁判所である。

国内で救済されなかった人権でも、国際的な人権裁判所で審査されることにより、その国の社会的多数派によって構成されている国会で制定した法律や、行政権の施策によって権利侵害を受けた人に対して、人権条約の解釈という別の観点から裁判を行うことができるのである。同性愛者の権利は、当該社会の文化規範による制約であるため、こうした国際的な人権裁判所による審査によって救済された事例が多い。

b) ダジャン対イギリス判決を契機とする「私生活の尊重を受ける権利」の承認

まず、同性愛処罰規定に関して、1981年、イギリスに対するダジャン（Dudgeon）事件¹⁹⁾で、北アイルランド刑法における成人男性による同意のある同性愛行為に関する処罰規定は、人権条約8条で保障される「私生活の尊重を受ける権利²⁰⁾」を侵害していると認定した。本判決は、LGB（SOGI）に関する人権侵害が国際社会で司法的に認定された初めての事例である。

ダジャン判決では、人権裁判所は、北アイルランド刑法による禁止は、モラルの保護及び未成年者のような自らの権利を保護し得ない脆弱な人々の保護を目的とすることを確認しつつ、同性愛者の権利に関して、「北アイルランド刑法によって申立人に課されている（権利）制約は、刑罰の厳しさに加えて、法律の規定内容や絶対的な性格が、（立法の）目的とは均衡がとれていない」と判断し、人権条約8条の私生活の尊重を受ける権利に違反するとした。

当時は、ヨーロッパ諸国において、まだ同性間の性交渉を犯罪として処罰する規定を有する国が見られるなか、人権裁判所は、加盟国の道德分野に関する裁量を考慮しつつ、成人間の同意のある

同性愛関係の処罰を条約違反としたのである。翌、1982年、当該刑法規定は改正された。

c) 多様な権利の保護へ

以上のような刑事法上の処罰以外に、同性愛の権利保護として人権裁判所判例は多くの分野に関して判断してきている。代表的な判例のみをあげると、まず、警察によるゲイ・パレードに対する取り締まりを生命権（2条）、および非人道的な扱いの禁止（3条）に違反するとした *Identoba v. Georgie*（2015年5月12日）、難民申請に対する同性愛を理由とする拘留を人の自由と安全（5条）違反とした *O.M. c. Hongroie*（2016年7月5日）、同性愛者による養子申請の却下を私生活の尊重を受ける権利（8条）違反とした判決 *E.B.c France*（2008年1月22日）、パートナーの子に対する他方のパートナーからの養子申請の不許可を私生活及び家族生活の尊重（8条）と併合した差別禁止（14条）違反とした判決 *X and others v. Austrie*（2013年2月19日）。この判決は、非婚の異性カップルには認められているのと比較して同性愛カップルの権利が差別に該当するとしたものである。さらに、男性同性愛者に対して離婚後に子どもへの面会権を認めず、また裁判所から娘に会う際には性的指向を隠すことを命令された件について私生活及び家族生活の尊重の権利（8条）に違反するとした判決 *Salqueiro Da Silva Mouta c. Portugal*（1999年12月21日）、同性愛を理由とする外国人のパートナーの滞在許可証の拒否を家族生活の尊重（8条）違反とした判決（8条） *Palic c. Croatie*（2016年2月23日）、同性愛を理由とする疾病保険のパートナーへの支給を不許可とする法律を差別禁止（14条－差別禁止）違反とした判決 *P.B c. Autriche*（2010年7月22日）、同性愛を理由とする軍隊からの解職に対して私生活の尊重（8条）違反とした判決（8条） *Perkins et R c. Royaume uni*（2001年10月22日）、外国での同性婚を何らかの形の法的なカップルとして承認しないイタリア法に対して私生活の尊重（8条）違反とした判決（8条） *Orlandi et Autres c. Italie*（2017年12月14日）、同性愛の権利保護団体による出版物を発行禁止とした国の処分は表現の

自由（10条）違反とした判決Kaos Gl c. Turquie（2016年11月22日）、同じような事件に関するロシアに対する10条及び14条（差別禁止）違反判決Bayev et autres c. Rissie（2017年6月20日）、同性愛の権利保護を内容とするデモに対する許可を拒否した行政処分を結社の自由（11条）、実効的な救済を受ける権利（13条）、差別禁止（14条）違反とした判決Baczkowski et autres c. Pologne（2007年5月3日）等である。これらは代表的な事例のみで、同様な事例に関して多くの判決が出されている。

d) 私生活の尊重を受ける権利の登場—フランス、アメリカ、日本

このように、人権裁判所は、同性愛者の権利保護に関して、主として私生活を尊重される権利（8条）に基づき多くの解釈を引き出している。

私生活の尊重を受ける権利は、19世紀以降、フランスで「私生活」保護、アメリカ合衆国では「プライバシーの権利」として発展してきた権利である。18世紀以来の「古典的な」権利とは異なり、20世紀に法的な保護が確立し始めた「新しい権利」の一つである。新しい権利という意味は、その承認が比較的最近であるという時代的な意味と、他方、その性質から、何を保護する権利かという意味で、それまでの自由権、社会権とは異なる性質を持っているということを指している。

私生活の尊重を受ける権利やプライバシー権は、ともに、19世紀後半からのジャーナリズムによる私生活の暴露記事に対抗するために主張されたもので、フランスでは、1881年の出版法²¹⁾においてその保護が規定された。アメリカでは、1890年の有名な論文「プライバシーの権利²²⁾」以降に進展を見る。この論文では、プライバシーの権利を「一人にしておいてもらう権利（Right to be let alone）」と定義していた。

その後、1965年、アメリカ連邦最高裁判所判決「Griswold v. Connecticut²³⁾」で、憲法上の権利として認められた。この事件は、避妊禁止の州において、警察が寝室の捜索を行ったという事件に関する判決で、ここではプライバシーは私的な決定領域に対する侵害という点が問題とされた。つま

り、ジャーナリズムに対するプライバシーではなく、公権力との関係で「避妊」が私的な決定に属する領域であると判断されており、後のリプロダクティブ・ライツにつながる解釈といえる。

日本でも、1964年、東京地方裁判所の「宴のあと事件判決」において、「近代法の根本理念の一つであり、また日本国憲法のよって立つところでもある個人の尊厳という思想は、相互の人格が尊重され、不当な干渉から自我が保護されることによって初めて確実なものとなるのであって、そのためには、正当な理由がなく他人の私事を公開することが許されてはならない」とし、「私事をみだりに公開されないという保障が、今日のマスコミュニケーションの発達した社会では個人の尊厳を保ち幸福の追求を保障するうえにおいて必要不可欠なもので……その尊重はもはや単に倫理的に要請されるにとどまらず、不法な侵害に対しては法的救済が与えられるまでに高められた人格的な利益であると考えるのが正当であり、それは、いわゆる人格権に包摂されるものではあるけれども、なおこれを一つの権利と呼ぶことを妨げるものではない」として、初めてプライバシーの権利を法的な権利として認めた。

こうした権利が保護するのは、他人には公開されない個人が自ら決定する領域がある、という権利である。この個人の決定領域に、何を含めるかが問われるが、私生活上の情報やセクシュアリティに関わる決定意外にも、ヨーロッパ人権裁判所の判例では多くの権利が含まれるようになっていく。

e) ヨーロッパ人権裁判所における私生活の尊重を受ける権利

人権条約8条は、私生活及び家族生活の尊重を受ける権利を、すべての個人に対して保障している。この権利は、私生活や家族生活の概念が広いこともあり、ヨーロッパ人権裁判所裁判官は、同裁判所特有の「ダイナミックな解釈」理論によって、その解釈を広げ非常に広範な権利の保護をカバーして来ている。現在では、これまでの判例から、次のような権利が含まれていると考えられている。

<私生活の親密性の保護>

私生活の尊重として、まず親密な領域に関する権利があげられる。この権利は、公権力による私生活への介入を避ける権利であるが、次第に、個人の親密な関係を保護するのみでなく、親しい人との関係を発展させる権利をも含む (Niemetz c. Allemagne, 1992年12月16日) として、社会的な面でも私生活の尊重が保護されるとしている。具体的な権利は次の通りである。

まず、私生活の保護を「人の身体的、精神的な一体性 (integrity)」の保護として、そこに「性的な生活」をも含むと判断した (X et Y c. Pays-Bas, 1985年3月26日)。ここから性的暴行、強姦、ドメスティック・ヴァイオレンス、警察留置における産科検診の禁止などにも拡大している。さらに、名誉権、健康保護も含まれる。第2に、私的な場所として、住居の尊重があげられる。住居には、自宅だけでなく弁護士事務所、ロマのキャラバンが含まれ、警察の家宅捜索に関してその「必要性」や「手続き」が問題となる。住居への権利も含まれる。第3に、通信の秘密があげられる。これは、人の個人的意見の秘密性を保護する者であり、いかなる方法であれ、個人の意見を公権力が収集等を行うことが禁止される。同じく、拘禁者や受刑者の通信の秘密も保護の対象となる。他に、肖像権、個人情報保護などが含まれる。

<性関係の自由>

私生活の尊重の権利について、人権裁判所は、「特に愛情に関わる領域において、人格の発展と完成に向けて、他の人間と関係を築き維持する権利」が含まれると解釈し (Xc. Islande (1976年5月13日)、性的な関係も含ませている。この解釈は、民主主義社会にとって不可欠な価値である寛容と多元主義にその基盤が見いだされるとし、個人は、その根幹にある人格に適合するような選択によって、性的な生活を送る権利を認めている。

性的指向はこうした自由に含まれるとし、前述のダジャン判決でその自由を認め、さらに「安定した同性愛関係」に関しては、8条の「家族生活」としての保護を受け、また性的指向を理由とする排除や差別や政策を禁止している。

こうした人権裁判所の判例に基づき、加盟国47カ国は、国内法が判例に違反する場合には、人権裁判所による違反判決を避けるため、法制度の改正等が必要となる。たとえば、性関係に関する法定の同意年齢を、同性愛者、異性愛者と同じにすることが要請される (Let V. c. autriche, 2003年1月9日)。

また、本稿では直接の対象としていないが、トランスジェンダーの性別を決定する権利 (T, GI) に関しても、私生活の尊重を受ける権利において性的アイデンティティの権利として承認されている。特に、2002年7月11日のC.Goodwin対イギリス判決では、明確に「公益と個人の利益」との間の正当な均衡をとることが国には要請されているとして、国に対して性別変更 (手術) の法的な承認手続き (戸籍の性別や名前の変更及び婚姻等) をとる義務 (積極的義務) を課した。その根拠として、同人権裁判所は「個人が、非常な苦しみの対価の上に自身で選んだ性的なアイデンティティに適合するような、尊重と尊厳のうちに生きることを可能とするような」、「人格の発展の権利」と位置づけている (C.Goodwin判決 § 91)。

f) ヨーロッパ人権条約における婚姻の権利 (12条) - 加盟国の裁量の承認

2001年にオランダが同性婚を法的に認めて以来、ヨーロッパ諸国ではベルギー、スペイン、ノルウェー、スウェーデン、ポルトガル、アイスランド、デンマーク、フランス、英国、ルクセンブルグ、アイルランド、フィンランド、ドイツと同性婚を認める動きが続いている。また1990年代半ばから、旧東側諸国や一部の国を除き、婚姻とは異なるパートナーシップ制度を定めている国も多い。こうした動きを背景に、EUの基本権憲章(2009年発効) 9条も、婚姻の権利および家族を形成する権利を定めるが、ここには「両性」のような性別に関する記載がない。

他方、人権裁判所は、同性婚に関しては加盟国の広い裁量を認めている。同性婚を認めないオーストリアの法制度が、異性のカップルとの比較で同性カップルを差別しており婚姻の権利 (12条)

及び差別禁止（14条）に違反するかが問われた Schalk et Kopf c. Autriche判決（2010年6月24日）では、同人権裁判所は、申立人カップルの生活は、異性愛カップルと同様の「家族生活」に該当することを認めつつ、しかし、条約は、加盟国に対して、同性カップルに婚姻の権利を認めることを強制するものではないとした。なぜなら、加盟国当局は、社会的要請を判断しそれに応えるのに適切な地位にあり、そもそも婚姻は、文化や社会的価値を内包し、そしてそれらは社会によって大きく異なるからである、としている。判決後の変化としては、現在オーストリアでは、2019年1月までに、同性婚を認める法律の準備中である。

このように、同性愛の権利は、まず「愛情に関わる領域において人格の発展と完成に向けて、他の人間と関係を築き維持する権利」（Xc. Islande, 1976年5月13日）として性的な関係を人格に関わる権利として私生活の尊重を受ける権利に含め、それに基づいて非犯罪化、差別禁止、親子関係や社会保障、軍隊における差別禁止等において広く認めてきた。現在残された課題としては、同性婚や生殖補助医療へのアクセス等がある。これらは、すでに認めている国もあるが、認めていない国に対しては条約上の権利か否かが問われている。

次に、当初は同性婚に対して強い批判があったフランスにおいて、2013年に同性婚が合法化されているが、この過程において同性婚法に対して違憲審査が行われ合憲となったが、どのような憲法解釈が行われたのかを明らかにし、同性婚の権利性を検討する。

(2) フランスのパートナー登録制度及び同性婚法に関する違憲訴訟

a) PaCS法による同性カップルの承認は合憲

フランスは、国民の90%がカトリックといわれ、同性婚に対しては政治的争点としてだけでなく、宗教的な観点からの反対も多い。1999年に同性カップルにも利用できる一種のパートナーシップ制度であるPaCS法が制定された折にも、社会的な批判が多く、国会でPaCS法が可決された後、大統領の審書前に憲法院（フランスの憲法裁判所）に違憲審査が提起された。

PaCSは、連帯民事契約と訳されているように、二人の成人が、共同生活を営むことと財産関係について明らかにするという内容の契約である。二人の成人には、同性、異性、また血縁の有無も問わない。PaCS契約を結んだ二人には、公法上、民法上、多様な措置が認められ、その意味では、身分関係を定める婚姻と類似の性質（家族の形成）も含んでいる。

こうした契約に関して、特に問題とされたのが契約の終了に関して、双方が納得する場合だけでなく、契約の一方が終了を決めることまたは婚姻することで終了すると定めている点は、契約法の根本原則に反するという批判である。

憲法院は、この点に関して、PaCSは婚姻と異なるから、その一方的解消は契約の「破棄」と形容することはできず、また一方の婚姻によるPaCSの即時解消は、婚姻の自由の尊重から認められるとした。さらに、1946年憲法前文10項に基づく家族の保護との関係で、PaCSが家族を構成するものかが問われたが、憲法院は、PaCSは婚姻とは異なり、また親子関係法にも影響がないとし、家族や共和国的婚姻を侵害しないとした。この点は、PaCS賛成派にも反対派にも、直接にその疑問にこたえたものではない。

憲法院は、核心の問題には直接には答えずに、養子や生殖補助医療へのアクセス権を認めないことから、あくまでも婚姻とは異なる民事契約としてPaCSを位置づけつつ、同性間のパートナーシップを実現させた。その意味で、権利としての同性婚が不可能であることには何らの変化はない。しかし、同性間のカップルの法的保護を認める方向に社会的な流れを変えたという意味で、同性愛者の権利保護に資したといえよう。実際に、PaCSにより、同性愛者に対して、パートナーとしての権利を、公的にまた企業との関係等の私的な関係においても、異性カップルと同等に近い権利の保護を享受することを可能とした。

PaCS法制定後も、婚姻に関しては、民事の最高裁判所（破毀院）において「男性と女性の結びつき」であるという解釈がなされており²⁴⁾、憲法院も、2011年1月28日、婚姻を男性と女性とする民法75条および144条に対する違憲審査を行って

いる。この判決では、民法規定は、「普通の家庭生活を送る権利²⁵⁾」にも「法の下での平等」にも反しないとされた。

しかし同判決は、国会が、婚姻の定義を変更し、民法を改正する権限をも認めていた。また、この判決の半年前に、前述のヨーロッパ人権裁判所 Schalk and Kopf c.Autriche 判決（2010年6月20日）も、同性カップルと異性カップルの間の平等をどのように確立するかは国会の権限である、と判示している。

b) 同性婚法は合憲－異性婚は憲法原則ではなく、婚姻の形式は国会の裁量

PaCS法から14年後、2013年、フランスはオランダ大統領の公約であった同性婚法（法務大臣の名前から Taubira 法と呼ばれている）を可決、施行した。同法が、同性婚を認めることと、異性婚と同様に養子を認めることに対して、国会での審議中、大規模な反対や賛成のデモが行われた。同法に関しても、国会での可決後に憲法院に違憲審査が申し立てられた。

憲法院は、2013年5月17日判決で、同性婚及び同性婚カップルに対して養子を認めることの合憲性について審査し、同性婚を認める法律は合憲であること、養子に関しては、「子どもの利益に適合的であること」という解釈を付加して合憲とした。これに対して、生殖補助医療に関しては、医学的な不妊の夫婦のみに認められるとした。

まず、同性婚の合憲性について、憲法院は、これまでの法制度が婚姻を男性と女性によるものとみなしていたとしても、この（異性婚）原則は、憲法上の基本権規定、国民主権、公権力の組織原則には関わりがなく、したがって1946年憲法の共和国の諸法律によって認められた基本原則を構成するものではない、と、婚姻が異性間のみ成立するという事は憲法原則ではないとした。

次に、同性に婚姻を認めることは、婚姻に認められている諸権利を認めることになり、結果として養子をも認めることについて、「子どもを持つ権利」を否定しつつ、1946年憲法前文10項に基づき「子どもの利益」に適合的であることが、同性婚カップルにも異性婚カップルにも要請され、養

子の承認には行政的司法的な手続きによって検証されることを要件として合憲とした。

憲法院は、「同性カップルに婚姻制度を認めることによって、立法権は、同性カップルが婚姻に付随する法的保護を得られないというような、男女のカップルと同性カップルの間の異なる扱いをもはや正当化されないということを明らかにした」と述べ、立法権の判断を尊重するとしている。この判決により、同性婚を認める法律²⁶⁾は、2013年5月17日に施行された。

法施行後も、カトリック教会を中心として反対が続き、市民的婚姻を執り行う職務にある公職者（市長など）から、「良心に基づく市民的婚姻拒否」が行われたが、これらは刑事罰の対象となり、また公務員法に反することから懲戒の対象となる。さらにヨーロッパ人権裁判所判決は、同性婚またはパートナーシップ制度が認められている場合、公務員が、このような身分上の措置に関して性的指向を根拠とする差別的取り扱いをすることを禁止している（Mme Ladele c.Royaume Uni, 15 janvier 2013）。

このように、フランスにおける同性婚に関する法的な判断は、憲法は婚姻を異性間のみに限定するような規定や原則を有していないという確認をしたうえで、同性婚に関してどのように決定するかは立法権の裁量であるというものである。

おわりに

以上のように、同性愛者の権利保護は、まずは「犯罪ではない」、「精神疾患ではない」ということを法的に確立するために、宗教や医学によって形成された「異常」、「不道徳」、「反自然」というような認識や言説が変わることが必要だった。社会の中でのある一定の人々に対する「劣等であるという烙印」は、「そうではない」という多様な証明とともに、そもそも、すべての人が「個人として尊重される」という人権観念の共有や、場合によっては法律や政策のような上からの新たな人権規範の確立もまた効果的であったと考えられる。

日本においても、フランスやヨーロッパ人権裁判所において確立している同性愛者の権利－愛情

に関わる領域において人格の発展と完成に向けて、他の人間と関係を築き維持する権利(ヨーロッパ人権裁判所判決)ーを踏まえ、また日本国憲法13条の「個人の尊重」も類似の解釈であることから、そうした個人の人格権を尊重するために、差別禁止や平等が求められるという認識を共有することが必要である。性的指向は、個人が私的な領域や親密な関係をどのように形成するかについての権利であり、そのことはセクシュアリティに限られず、全ての人の人格を発展させるための重要な要素なのであるから。

参考・引用文献

- 1) 2018年4月10日現在で、世田谷区、渋谷区、那覇市、三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、札幌市、福岡市の自治体が同性パートナー制度を導入している。
- 2) 朝日新聞では2016年、結婚休暇と結婚祝い金を同性パートナーに認め、2017年には住宅補助の家族帯同扱いや転任旅費の家族分、弔慰金に拡大した。毎日新聞では、2018年3月結婚休暇、忌引き休暇、世帯手当などを同性パートナーに拡大している。 http://www.data-max.co.jp/300404_dn1777_3/ そのほか、資生堂、ソフトバンクなどの施策もニュースとなっている。
- 3) 国連広報センター「LGBT：声を上げ、差別をなくそう」
<http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/discrimination/lgbt/>
- 4) UNITED NATIONS, HIGH COMMISSIONER FOR HUMAN RIGHT, Ending Violence and Discrimination Based on Sexual Orientation and Gender Identity, 7 march 2012.
- 5) Crompton, Louis. Homosexuality and Civilization. Cambridge & London : Belknap Press of Harvard University Press, 2003.
- 6) フランスに関する以下の記述は、J.Mossuz-Lavau, Les lois de l'amour, 2002, p.281以下に多く拠っている。
- 7) Loi no.744 du 6 aout 1942.
- 8) André Paul Guillaume Gide (1869年～1951年)。自伝的な『一粒の麦も死なずば』(1926年)において同性愛者であることを表明。
- 9) Sidonie-Gabrielle Colette (1873年～1954年)。初期の「クローディーヌ」シリーズや「Le pur et l'impur」(1932)など。
- 10) Julien Green (1900～1998)。『日記(journal)』(1919～1998)や『モイラ』(1950年)等。
- 11) R.von Krafft-Ebing, Psychopathia sexualis, Newyork, Rebman Company, 1886. どのような精神疾患かは、その後の研究者によって異なるが、遺伝すると考えられたり、脳疾患や治療としてロボトミー手術、去勢手術、電気ショックなどが行われていた。
- 12) 1973年、アメリカの精神心理学会では「同性愛、これは診断か？」をテーマに議論が行われている。
- 13) Malick Briki, Psychiatrie et homosexualité, 2009, p.14.
- 14) 吉屋信子『屋根裏の二処女』(1920年)、宮本百合子『二つの庭』(1947年)、三島由紀夫『仮面の告白』(1949年)、福永武彦『草の花』(1954年)など。
- 15) 判例タイムズ, No.859, 163頁。
- 16) 判例タイムズ, No.986, 206頁。
- 17) 承認年代順に、オランダ、ベルギー、スペイン、カナダ、南アフリカ、ノルウェー、スウェーデン、ポルトガル、アイスランド、アルゼンチン、デンマーク、ブラジル、フランス、ウルグアイ、ニュージーランド、英国、ルクセンブルグ、米国、アイルランド、コロンビア、フィンランド、マルタ、ドイツ、オーストラリア。またオーストリア(2019年1月まで)、台湾(2019年5月まで)。
- 18) 他方、同性間の性交渉を犯罪としている国も、特定の地域においてはまだまだ多く見られる。たとえば北アフリカ諸国(アルジェリア、エジプト、リビア、モロッコ、スーダン、チュニジア)では、同性間の性交渉には懲役刑が課されている。
- 19) Dudgeon v. the United Kingdom, 22 octobere, 1981.
- 20) ヨーロッパ人権条約 第8条

1. すべての人は、その私生活および家族生活、住居ならびに通信の尊重を受ける権利を有する。
 2. この権利の行使に対しては、法律に基づき、かつ、国の安全、公共の安全もしくは国の経済的福利のため、また、無秩序もしくは犯罪の防止のため、健康もしくは道徳の保護のため、または他の人の権利及び自由の保護のため、民主的社会において必要なもの以外のいかなる公の機関による介入もあってはならない。
- 21) Loi du 29 juillet 1881 sur la liberté de la presse, article 32, 33, 35. この法律では、私生活 (la vie privée) として保護されている。
 - 22) Samuel D. Warren, Louis Brandeis, The right to Privacy, 4 Harvard L.R. 193.
 - 23) 388 US.1 (1967).
 - 24) Civ.1er, 13 mars 2007, no.05-16. 627.
 - 25) Le droit de mener une vie familiale normale. 「普通の家族生活を送る権利」は、フランス1946年憲法前文「国は、個人及び家族に対して、その発展に必要な要件を保障する」およびヨーロッパ人権条約8条「すべての人は私生活および家族生活の尊重を受ける権利を有する」に根拠をおく権利である。当初は、外国人が国民と完全な平等な享受するための基本的な権利として承認された。たとえば憲法院の1993年8月13日判決では、フランスに合法的に居住するし外国人は、普通の家族生活を送る権利を有する、として、パートナーや未成年の子の呼び寄せなどを含んでいた。
 - 26) La loi no 2013-404 du 17 mai 2013.

第2章 スポーツにおける排除や差別 —一般的な構造および性的マイノリティの観点から—

來田 享子¹⁾

性的マイノリティに位置づけられる人々がスポーツにおいて抱える困難さとそれに対応するための課題を検討するにあたり、本章では、1) スポーツにおいて生じる排除や差別の一般的な構造を読み解くこと、2) スポーツにおいて生じる性的マイノリティに対する排除や差別の構造を読み解くこと、を目的とする。

そもそもスポーツでは、どのような人々が排除されたり、差別的で不平等な扱いを受けるのであろうか。また、それはなぜ生じるのであろうか。この疑問に迫ることが、本章の第一の課題である。また、なぜスポーツでは性的マイノリティに特に着目する必要があるのか、スポーツにおける性的マイノリティに対する排除や差別は、社会一般の他の場面とどのように異なるのであろうか。これが第二の検討課題である。

1. スポーツにおける排除や差別の一般的な構造

(1) 様々な排除や差別

性的マイノリティと称される人々が、社会から排除されたり、差別的な扱いを受ける事例が存在してきたことは、認識されている。一方で、スポーツ界ではどのようなことが問題になるのかについては、十分な認識がなされていない場合が多い。

後の章において調査結果として示されるとおり、あたかもスポーツ界には性的マイノリティは存在しないかのように認識されたり、組織者・指導者が身近な解決課題としては捉えることができていない状況が長く続いてきた。

一般的に、スポーツ界における差別的な事例は、競技会等への参加をめぐり顕在化する。その多くは、そもそも社会に存在した差別がスポーツに持ち込まれ、特定の人々の集団を排除しようとする

事例である。最も初期の具体的事例のひとつは、階級にもとづく差別である。後にアマチュア規定¹⁾と結びつくことになる「参加規定」には、労働者階級の人々を排除する意図があった²⁾。

この事例の背景には、近代以降のスポーツにおける組織化・制度化の過程がある。18世紀半ば以降から19世紀にかけてイギリスやアメリカを中心に統括組織が形成されたスポーツでは、それらのスポーツの担い手が、比較的社会階層が高く、高いレベルの教育を受けることが可能な白人男性であることを前提としていた。そのため、白人男性が特権的に楽しむスポーツは一流ないし正統な競技であり、それ以外の人々が同じスポーツを楽しむ場合は、二流以下ないし亜流という位置づけがなされることになった。こうした位置づけは、スポーツにおける排除や差別を許容し、さらには「伝統」と称して正当化する意識を醸成したと考えられる。

一方、大会への参加をめぐる差別には、スポーツの競技会における参加規定や競技規則などのルールが触媒となり、社会における差別を拡大・増幅させたり、スポーツに特有の排除や差別的現象を生じさせる場合がある。こうした事例には、本調査研究が対象とする性的マイノリティに対する差別だけでなく、性にもとづく差別、宗教的な差別などがある。たとえば、大会に女性を参加させないという過去のルールは、女性の身体に負荷をかけ過ぎるといった当時の医科学的な理由にもとづいていたが、スポーツにおける女性の不在は、女性の不活発さを人々に信じ込ませ、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業や意志決定を女性が担わない社会を当然と考える発想を助長した。

宗教的な差別に関しては、ごく最近にも発生している。2012年ロンドン・オリンピック大会では、柔道において、イスラム教徒の女性が身につけるヒジャブ³⁾の着用の可否が問題となった。国際柔

1) 中京大学

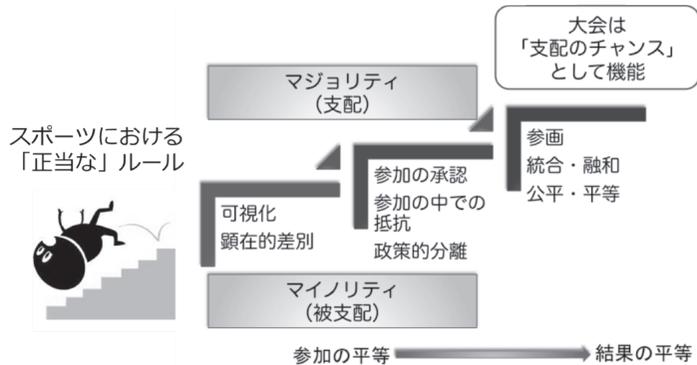


図1 差別の段階 (来田, 2017)

道連盟 (IJF) は、競技時のヒジャブの着用には安全性上の問題があるとの立場をとってきた。しかし大会直前に着用の容認が可能なヒジャブのデザインについてIOCとの間で合意が成立し、サウジアラビアの女性選手の出場が可能になった⁴⁾。

これらの事例は、身体への負荷や安全性という、スポーツからみれば正当で合理的な根拠にもとづく「区別」であるようにも見受けられる。しかし、スポーツのルールによって、スポーツから排除される人々が現実に存在するという観点では、排除や差別と見ることも可能になる。

ルールを触媒にして発生するスポーツにおける排除や差別の問題は、社会に一定程度根づいてきたスポーツという制度そのもののあり方を揺り動かすような課題を提起しているともいえよう。

大会への参加をめぐる差別以外にも、視野にいれるべき事例は多々あると考えられる。たとえば、大会に出場すること以前に、参加登録をするためのクラブに加盟できない (人種、民族、同性愛者)、そもそも共にスポーツをすることができると考えられてこなかった (人種、障害者)、試合に参加したとしても言葉の暴力や不平等な扱いを受ける (人種、民族、国籍、女性、性的マイノリティ)、ある特定の人々による大会を実施し、それ以上の解決策は模索されないままになる (障害者、女性、宗教、性的マイノリティ) などの事例がこれに該当する。

(2) スポーツにおける排除や差別の段階

こうした排除や差別は、社会一般と同様、スポーツにおいても、段階的に理解する必要がある。この理解の概念的な枠組みの一例を図1に示した。

課題解決に対する障壁が最も高いのは、排除や差別を受けている人々がまったく考慮されず、不可視化され、スポーツという制度やそこでのルールによって、いわば門前払いを食らっている段階である。

次に、排除や差別が存在することは認識されているものの、スポーツの独自性や本質の観点から制度やルールが「正当化」されたり、明らかに不平等な扱いがなされる段階がある。この段階では、既存の制度やルールの下でスポーツに参加することが可能な大多数の人々 (マジョリティ) とは異なるなんらかの場や手段によって、被差別的な扱いを受けている少数者の集団 (マイノリティ) はスポーツ活動を実施することになる。

この段階に続くのは、従来のマジョリティの制度・ルール下で実施される大会等の場に参加することの是非が議論されたり、その結果として参加が承認される段階である。参加の承認がなされた後には、大会等の場において、差別的扱いが根強く残されている状況が可視化されることもある。どのような形態をとって可視化されるかについては、近年のスポーツ界においても様々な事例がある。

上記2つの段階の中間的な状況として、参加の承認に向けた戦略ないし政策的に、マジョリティ

表1 SNSやインターネットを通じて世界中に拡散された差別的事件の例

年	月	出来事の概要	誰から誰に	どのような場で
2014年	3月	浦和レッズのサポーターグループが“Japanese Only”と記した横断幕をスタンドゲートに掲げたことが問題となる。外国人排除のメッセージであると解釈され、Jリーグチェアマンの謝罪会見、浦和レッズに対する無観客試合、横断幕を掲げたサポーターグループの無期限活動停止処分が下される	サポーター ↓ 外国人	試合会場での行為
2014年	4月	スペインのサッカー1部リーグでブラジル代表でもある選手に対し観客がバナナを投げ込む事件。この行為は、ヨーロッパ文化の中ではアフリカ系選手に対する差別的メッセージであるとされ、観客は永久入場禁止処分となる。世界のサッカー選手がバナナを持ち人種差別撲滅を訴える画像がSNSで多く流される	観客 ↓ 選手	試合会場での行為
2014年	8月	横浜FマリノスVS川崎フロンターレ戦で、横浜マリノスのサポーターがピッチに向かってバナナを振る行為が発生。4ヶ月前のスペインでの事件を受け、この様子がSNSで拡散され、調査が行われた結果、横浜マリノスはこのサポーターを無期限入場禁止処分となる	サポーター ↓ 選手	試合会場での行為
2015年	5月	ラグビーワールドカップの関連番組宣伝の自社ホームページで日本テレビが「セクシーラグビールール動画」を掲載し、女性に対する性差別的表現であるとしてSNS等で批判を受ける	メディア ↓ 女性一般	ネット上の動画

とマイノリティが分離され、別個の大会等が実施される事例がある。たとえば、1922年から1934年まで4大会開催された、いわゆる「女子だけのオリンピック」と称される国際女子競技大会はこの例である。また親族以外の男性に手と顔以外に自分の身体を見せることが宗教的に禁じられた女性のための「ムスリム女子競技大会」もこの一つと考えることができる。

最終的な目標とされる段階は、制度やルールに関する意思決定にもマジョリティが参画し、マジョリティ／マイノリティの双方により、公平・平等であるとの合意が形成された上で、大会等が実施される状況である。近年では、障がいを持つ人々のスポーツの場に関し、政策的分離の妥当性が問われ、いわゆるインクルージョン教育、インクルーシブなスポーツの在り方が問われるようになってきている。こうした傾向は、より目標とされる段階に近づくための模索のプロセスだと考えられる。

(3) 排除や差別の実行や顕在化の多様化

周知のとおり、2015年に全面改定されたユネスコによる「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」⁵⁾においては、人々がスポーツを実施するために欠かせない環境として、人権侵害がないことを明示している。また、オリンピック憲章オリンピックズムの根本原則第6項⁶⁾においても「人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分など」として11の差別の形態が明示され、差別が容認されないことが謳われている。残念なことに、こうした憲章等があっても、排除や差別の事例は国内外で発生し続けている現状がある。また、それら排除や差別的な行為が実行される方法や、行為の場にはいない第三者に行為が広く知られる方法についても、近年は多様化している。

表1に2014年から2015年にかけて、インターネットやSNSを通じ、排除や差別の出来事が競技

場の外へと広く拡散された出来事を示した。これらは、従来であれば競技場の内部にとどまり、試合を報じたメディアに取り上げられなければ顕在化しない場合もあった。SNSの利用によって、排除や差別をなくそうとする動きが活発化する側面もある一方で、差別的言動を根づかせたり、拡散される場合もあり得ることが示唆されている。また、2015年5月に発生した日本テレビによるインターネット上の動画が問題になった事件は、スポーツにおける排除や差別をめぐる新たな問題提起となった⁷⁾。

問題の動画が放送された番組であった場合には、放送局の自律的なチェック機関としての放送倫理・番組向上機関（BPO）による検証がなされ、倫理違反が指摘されることによって、一定の抑止が期待できた。しかし、インターネット上の動画は、「放送」とは異なるため、従来の枠組みでは議論が困難である。

さらには、スポーツ界ではスポーツ組織自体の倫理綱領等が自主的に定められているものの、その範囲はスポンサーやメディア等、スポーツの普及や財的支援を行う組織には及んでいない。したがって、スポンサーやメディアがスポーツを用いた人権侵害を行った場合の対処については、定まった見解やガイドライン等が存在していない。むしろ、スポーツ組織の側からすれば、当該スポーツを支援するスポンサーやメディアに対し、弱腰の対応しかできない可能性が非常に高いと考えられる。

2. スポーツにおいて性的マイノリティに対する排除や差別が生じる構造

ジェンダーやセクシュアリティ等、性的なことながらもとづく差別や不平等にとって、スポーツは最後の砦ともされる。この表現は、性的な差別や不平等は、社会の他の分野よりもスポーツに根付きやすく、また解消が困難であることを示唆している。

ここでは、このような表現が成立する背景となる、スポーツという制度やそこでのルールがもつ特徴について簡単に触れ、性的マイノリティに対する排除や差別が生じる構造を理解しておきた

い。なお、ここで概観する内容は、本章の後に続く各章でも触れられるであろう。

(1) 男女を峻別したカテゴリーでの競争

スポーツは身体に関わる文化であり、社会一般では、スポーツという語から「身体を通じた競争」がイメージされることが多い。この理由のひとつには、教科科目としての「体育」において、いわゆる競技的な種目を教材として経験する割合が高いことがある⁸⁾。義務教育レベルでも経験する競技的なスポーツの価値のひとつは、自己を乗り越えるための努力（excellence、卓越性）にあるとされる。身体を通じてこの価値を経験する際、他者は自己を相対化したり、自己の存在を確認するための重要な存在となる。たとえば「競争相手」とは、スポーツの行為主体である自己の外部にある他者にほかならない。また、競争では「過去の自分」を自己の内部に他者として置き、それとの比較によって競争的な経験を形成することも可能である。

スポーツのルールには、他者と自己との境界を生成し、競技を競技として成立させる役割がある。このような競争相手としての他者を生成する仕組みは、時には、競争相手たり得ない他者と競争相手たり得る他者とを腑分けすることによって、スポーツにおける平等や公平を担保する場合がある。

より身近な表現を用いれば、オリンピック大会で男女が陸上競技100m走を共に競技するならば、女性は男性の競争相手たり得ず、女性にとって不利なレースが展開されることが予想されるため、男女は別のカテゴリーで競技する、という仕組みがこれに相当する。平等や公平性を担保するためのこの仕組みがあるために、競技性が低いスポーツ場面や、まったく競技的ではない身体活動においても、男女別のカテゴリーに分かれて実施することを自明視する傾向が生じることになる。

(2) パフォーマンスにおける「男性優位」イメージの形成

メディア等を通じ、多くの人は男女を峻別して実施する競技的なスポーツを目にし、また男性の

パフォーマンスのほうが平均的にみて優れているという記憶や印象を形成する。この記憶や印象は、スポーツのいかなる場面でも男性が優れているという誤解を生じさせることになる。この誤解の故に生じる現象には、運動のできない女子よりも運動のできない男子の評価がおとしめられる傾向⁹⁾や、体育授業時に男子生徒と女子生徒に対する教師の態度に違いが生じる¹⁰⁾ことなどがある。トップレベルを目指してトレーニングを重ねたアスリートでない限り、パフォーマンスは、性別・年齢・経験等の影響を大きく受け、個性や個人差の範疇で理解すべき要素を多く含んでいる。しかしながら、スポーツを取り巻く様々な情報の影響や平均値という指標によって「スポーツのパフォーマンスでは男性が優れている」という、自らの身体経験とは遊離した固定的イメージが形成されることになっている。

(3) 「男らしさ」形成ツールとしてのスポーツ

現在でも見られる上述のような状況に加え、近代以降のスポーツの発展そのものが男性中心主義的であったことの影響は大きい。

両性の身体には違いよりも共通点のほうが多いからこそ、同じ競技を実施することが可能である。しかし、18世紀以降、解剖学や医学によって女性と男性の身体の生物学的な違いが強調されるようになった¹¹⁾ ことの影響は少なくなかった。この影響により、両性が同じ競技を行った場合でも、それぞれにとっての目的や教育的な効果の面から異なる位置づけが与えられた。男性にとってのスポーツは、体力とともに勇気・判断・協調性などのリーダーとしての資質をつくるための教育的なツールであるとされた。一方で、女性にとってのスポーツは、健康な母体をつくるとともに、優雅な振る舞いや美しい姿勢を身につける礼儀作法¹²⁾とされた。そのため、女性が競技において過剰に競争的であること、荒々しさや粗暴な態度、身体活動として激しすぎるなど、などは特に批判の対象となった。このような異なる位置づけは、近代スポーツにおける性の二重規範（ダブルスタンダード）として理解されている。

とはいえ、男性に対するエリート教育の場であ

あったパブリック・スクールにおいても、19世紀半ばまでは、スポーツを重視する傾向はそれほど強くなかったとする指摘がある。村岡¹³⁾は、ジェントルマン育成のための教育が、実用性とは離れたところにある教養としての、いわゆるリベラル・エデュケーションを重視していたこと、そしてこのリベラル・エデュケーションには実用性とは離れた肉体的な営みとしてのスポーツが含まれていたとする。しかし、19世紀半ばまでは、文明の発達によって社会はしだいに女性的になり、それに見合っただけでジェントルマンもまた、男性的であるより女性的なものとなっていったとも述べている。ところが、19世紀半ば以降、男性的なアスレティシズムが教育的イデオロギーとして重視されるようになり、もともと含まれていたスポーツを重視する傾向が、以前より非常に強くなったという。その社会的な背景の一つには、都市化が進む中で衛生問題が大きな社会的課題となり、教育界でも身体の壮健さを重視する傾向が強まったことがあった。さらに、身体の壮健さを重要視する風潮は、生物界の自然淘汰の法則や適者生存の法則を唱えたダーウィニズム、あるいは優生思想とも結びついていった。

工業化によって台頭してきた中流階級と従来からの貴族。この両者がエリートとみなされるようになった社会の中で、パブリック・スクールはこれらの子弟を教育するためのエリート養成機関という役割を与えられていた。そこでの教育が社会の担い手としてのエリートに身体の壮健さを要求することは、当然のことであった。さらに、このような要求は当時のイギリスにおける帝国主義の風潮の高まりや英雄崇拜とも結びつくことによって、身体の壮健さだけでなく、壮健な身体とは分かちがたいとされる勇気・精力・忍耐・自制・規律・協同・集団精神などの質を要求するものとなった。

このような歴史的な背景によって、スポーツは「男らしさ」を象徴する文化として根づくとともに、それと対置される人間的価値、いわば“女々しさ”に対する否定的評価を内包する文化として社会に承認されてきた。

現代社会における価値観からすれば、上述のような男性的要素は、いわば「リーダーシップ」という用語に集約されるような資質であり、スポーツをツールとして性別に関わりなくめざすことができる人間の資質であることは、いうまでもない。

(4) スポーツにおけるヘテロセクシズム（異性愛主義）とホモフォビア（同性愛嫌悪）

先に述べたような、スポーツにおいて「男らしさ」を価値づける傾向は、結果として「女らしさ」や女性そのものを低く価値づける（ミソジニー）とともに、男性同士の連帯（ホモソーシャル）¹⁴⁾を重視することにつながる。この男同士の連帯においては、性的な結びつきへと転換されることは許容されず、むしろ忌避されることから、スポーツにおいては同性愛（ホモセクシュアル）が嫌悪される（ホモフォビア）ことになる¹⁵⁾。この傾向は、スポーツがヘテロセクシズムに満たされる状況を生み出す¹⁶⁾ことになる。ヘテロセクシズムとは、藤原¹⁷⁾によれば、「生殖を目的とする夫婦やカップル（異性愛）のみが『正常』であるという考え方（異性愛至上主義）によって、異性愛以外のあり方を排除する作用と性差別（セクシズム）とを結びつけた考え方」である。

ま と め

本章では、1) スポーツにおいて生じる一般的な排除や差別の構造を読み解くこと、2) スポーツにおいて生じる性的マイノリティに対する排除や差別の構造を読み解くこと、を目的とした。

スポーツにおける性的マイノリティに対する排除や差別は、他の排除や差別の形態と同じような段階を経て、ごく最近になって可視化され、不平等の解消が目指されるようになったテーマである。

性的マイノリティに対する不平等の解消をめざす動きが他の排除や差別の形態よりもかなり遅れた背景には、スポーツの4つの特徴の影響があると考えられる。その4つの特徴とは、

- 1) 男女を峻別したカテゴリーで競技が実施される
- 2) パフォーマンスにおける「男性優位」イメー

ジが形成されている

- 3) 「男らしさ」形成のツールとして歴史的に発展してきた
- 4) スポーツ領域ではヘテロセクシズムとホモフォビアが積極的に肯定されている

これら4つの特徴は、①性別の境界が曖昧であること、②性別の境界が混乱する状況、を許容しづらい文化としてスポーツを根づかせてきた。

性的マイノリティと称される人々は、これら①②に該当する存在であるがゆえに、不平等の解消に向け、スポーツ界が対応策や課題解決に向けた方針を示さなければならないといえる。

ただし、いわゆるLGBTと称される人々のうち、LGBにあたるLesbian（女性に対して魅力を感じる女性）、Gay（男性に対して魅力を感じる男性）、Bisexual（男女両性に魅力を感じる人）と、TにあたるTransgender（出生時に与えられた性別に違和を感じる人や性自認が男女のいずれかのカテゴリーに収まらない人、社会的に期待される制約割りやジェンダー表象に収まらない人）では、スポーツにおいて抱える困難さ、スポーツ界が検討すべき課題は異なっている。

LGBに対しては、スポーツ界がヘテロセクシズムとホモフォビアに満たされていることから、セクシュアリティにもとづく差別的扱いを受ける可能性やありのままの自分でスポーツに取り組むことが難しいという困難さが生じることが想定される。一方で、Transgenderの場合には、性自認とは異なるカテゴリーで競技することによって感じる抑圧感や、スポーツにおいては越境不可能とされる性別を越境することによって受ける差別的扱いによって、困難さが生じることが想定される。

また、LGBTという表記には含まれていないが、Intersex（身体的特徴あるいは染色体の特徴が典型的な男女の枠組みに収まらない人、あるいは両方の特徴を持っている人）やQuestioning（自身が性的マイノリティかもしれないと感じ、自分に適した性的指向、性自認、ジェンダー表象を形成途中の人）に関しても視野にいられた検討が必要である¹⁸⁾。

2010年代に入り、LGBTが受けた差別的扱いについての実態を調査した研究が見られるように

なってきた^{19, 20, 21)}しかし、スポーツの指導現場において、指導者がどのような困難や課題に直面するかについて実態を把握した調査はほとんど見られない。したがって、性的マイノリティと称される人々に関する個別の状況を踏まえつつ、指導者の視点から実態を把握することは、課題解決に向けた対策を迅速に進めるために、欠かせない検討であると考えられる。

引用・参考文献

- 1) IOCは1901年、金銭等の報酬を得ることを目的に競技する者を排除し、スポーツの精神を守るための倫理的な規定「アマチュア規定」を作成した。オリンピック憲章から削除されたのは1974年。
- 2) 來田享子 (2010) 「アマチュアリズムとプロフェッショナルリズム」木村吉次編『体育・スポーツ史概論』(改訂2版) 市村出版, pp.130-135.
- 3) アラビア語の「覆うもの」から頭や身体を覆う女性用の布を意味する。イスラム教の宗教的シンボルとして理解される場合もある。別の項で触れるとおり、スポーツの試合中の着用に関しても議論がある。
- 4) 朝日新聞デジタル (2012年8月1日付) <http://www.asahi.com/olympics/news/TKY201208010658.html> (2018年4月14日 接続確認)
- 5) ユネスコ (2015) 体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章 (日本学術会議健康・スポーツ科学分科会監訳)。(なお、この日本語訳は以下のサイトで英語版原文とともに公開されている) <http://jaaspehs.com/important/269/>
- 6) <https://www.joc.or.jp/olympism/charter/> (第6項に差別の枠組みとして性的指向が盛り込まれることになった経緯については後述)
- 7) 來田享子・香山リカ・佐野信子・高峰修・建石真公子・田中洋美・藤山新・宍戸桃子 (2017) 「日テレ動画問題」JSSGS検証ワーキンググループ中間報告, スポーツとジェンダー研究 15: 53-62.
- 8) 日本スポーツとジェンダー学会編 (2016) データでみるスポーツとジェンダー, 八千代出版, pp.88-89.
- 9) 大東貢生 (2004) ジェンダーと運動音痴の男たち, 飯田貴子・井谷恵子編, スポーツジェンダー学への招待, 明石書店, pp.211-213.
- 10) 井谷恵子・片田孫朝日・若林淳子 (2006) 体育授業におけるジェンダー体制の生成—高等学校の持久走授業を事例に, スポーツとジェンダー研究 4: 4-15.
- 11) トマス・ラカー, 高井宏子・細谷等訳 (1998) 『セックスの発明—性差の観念史と解剖学のアポリア』(工作舎), シンシア・イーグル・ラセット (1994) 上野直子訳『女性を捏造した男たち—ヴィクトリア時代の性差の科学』(工作舎).
- 12) 小倉孝誠 (1999) 「女らしさ」はどう作られたのか, 法蔵館.
- 13) 村岡健次 「「アスレティシズム」とジェントルマン—九世紀のパブリック・スクールにおける集団スポーツについて—」『近代イギリスの社会と文化』, ミネルヴァ書房, 2002年, pp.99-132.
- 14) イヴ・K・セジウィック, 上原早苗・亀澤美由紀訳 (2001) 男同士の絆—イギリス文芸とホモソーシャルな欲望—, 名古屋大学出版会.
- 15) Eric Anderson (2010) In the game: Gay athletes and the cult of masculinity, State University of New York Press. (Kindle版)
- 16) マイケル・メスナー, 吉川康夫訳 (2004) スポーツ・男性・ジェンダー, スポーツとジェンダー研究 2: 67-74.
- 17) 藤原直子 (2018) 脱異性愛主義を目指して, 飯田貴子・熊安貴美江・來田享子, よくわかるスポーツとジェンダー, ミネルヴァ書店, p.166.
- 18) ここに示した性的マイノリティの人々の枠組みを示す用語は「井谷聡子・來田享子 (2016) スポーツとセクシュアリティ, 日本スポーツとジェンダー学会編, データでみるスポーツとジェンダー, p.151」の解説を用いた.
- 19) Caroline Symons, Melissa Sbaraglia, Lynne

- Hillier, Anne Mitchell (2010) Come out to play : The sports experiences of lesbian, gay, bisexual and transgender (LGBT) people in Victoria. Institute of Sport, Exercise and Active Living (ISEAL) and the School of Sport and Exercise at Victoria University.
- 20) 風間孝・飯田貴子・吉川康夫・藤山新・藤原直子・松田恵示・來田享子 (2011) 性的マイノリティのスポーツ参加-学校におけるスポーツ経験についての調査から. スポーツとジェンダー研究, 9 : 42-52.
- 21) European Union Agency for Fundamental Right (2014) European Union lesbian, gay, bisexual and transgender survey: Main result. http://fra.europa.eu/sites/default/files/fra-eu-lgbt-survey-main-results_tk3113640enc_1.pdf. (LGBTが社会において経験する排除や差別的扱いに関する調査の中に、スポーツやフィットネス領域に着目した項目が含まれている)

第3章 近年の社会におけるスポーツの中での 性的マイノリティの取り扱いについて －新聞報道を中心に－

伊東佳那子¹⁾

ここでは、国内主要2紙に掲載された、スポーツに関連する性的マイノリティの記事がどのような内容であったのかを検討し、社会における性的マイノリティに対する関心や、課題の全体像を描くことを目的とする。

対象の新聞社を、朝日新聞、読売新聞の2社とし、ウェブサイト上に掲示されたデータベースのヨミダス歴史館、開蔵Ⅱビジュアルから性的マイノリティとスポーツに関連する記事を収集した。対象年について、性的マイノリティの新聞記事を検討した松尾（2013）は、朝日新聞において「性的マイノリティ」という語句が使用されたのは1991年以降であるとし^{注1}、また「性同一性障害」は1998年、同性愛は1990年であると報告している。このことを踏まえ、本報告では、1980年以降の新聞記事の検討を行うこととした。収集においては、松尾（2013）を参考に以下のキーワードで記事の検索を行った。ただし、本報告に関連のない記

事^{注2}については対象から除いた。

「同性愛（者）」「性転換」「性別変更」「性同一性障害」「性的マイノリティ」「性的少数者」「半陰陽」「インターセックス」「トランスジェンダー」「LGBT」

1. 新聞記事数と登場年数にみるスポーツにおける性的マイノリティへの問題意識

表1は、上述したキーワードの検索数(全体)と、スポーツに関する記事数(スポーツ関連)と割合を示したものである。つまり、性的マイノリティを取り扱った記事の中で、どれだけスポーツに関するものが報道されてきたかを表している。どのキーワードにおいても、スポーツ関連の割合は、全体の中で1%にも満たないものが多かった。これは、スポーツにおける性的マイノリティの問題が、取り上げられることなく潜在化していることが考えられる。この潜在化こそが、現在における

表1 スポーツに関連する性的マイノリティの記事数

キーワード	朝日新聞			読売新聞		
	全体(件)	スポーツ 関連(件)	割合	全体(件)	スポーツ 関連(件)	割合
同性愛（者）	3360	14	0.42%	2553	9	0.35%
性転換	592	12	2.03%	415	6	1.45%
半陰陽	26	0	0.00%	19	1	5.26%
性的マイノリティ	208	0	0.00%	91	0	0.00%
性同一性障害	1307	10	0.77%	865	14	1.62%
性別変更	229	3	1.31%	181	1	0.55%
性的少数者	1305	8	0.61%	514	0	0.00%
インターセックス	17	0	0.00%	14	0	0.00%
トランスジェンダー	456	2	0.44%	210	0	0.00%
LGBT	1009	6	0.59%	403	2	0.50%

1) 中京大学大学院

表2 スポーツに関連する性的マイノリティの記事の登場年

	朝日		読売	
	全体 (年)	スポーツ関連 (年)	全体 (年)	スポーツ関連 (年)
同性愛 (者)	1984	1992	1986	1995
性転換	1984	1999	1986	1999
半陰陽	1986		1988	1990
性的マイノリティ	1991		1999	
性同一性障害	1995	2002	1996	1999
性別変更	1996	2017	1998	2003
性的少数者	1997	2013	1997	
インターセックス	1996		1999	
トランスジェンダー	1997	2016	1998	
LGBT	2004	2015	2008	2017

スポーツの状態といえるのではないだろうか。

また、朝日新聞、読売新聞それぞれにおいて、初めて各キーワードが登場した年数と、スポーツに関連する記事にそのキーワードが登場した年数を比較したところ、かなり遅れて登場していた(表2)。これは、スポーツにおける性的マイノリティへの問題意識や、世間の興味関心の薄さが要因ではないかと考えられる。

2. スポーツ選手のカミングアウトによって明らかになる性的マイノリティの問題

1980年～2003年までにおいて、スポーツにおける性的マイノリティに関する内容のほとんどは、「スポーツ選手によるカミングアウト」であった。記事には、選手が自身の性的指向(セクシュアリティ)や、性自認(ジェンダー・アイデンティティ)を告白した事実と一緒に、その選手が所属する連盟や団体が、この課題をどう解決させたかなどが記載された。例えば、2002年3月29日付の読売新聞には、同年に性同一性障害であることを公表した競艇の安藤千夏選手を、全国モーターボート競走会連合会は人権上の観点から、男性として登録変更を行ったことが記された。性的マイノリティであるスポーツ選手が抱える問題や現状は、選手が自身についてカミングアウトすることでしか、取り上げられることはなかったといえる。

また、過去にカミングアウトした選手が記事に取り上げられる際、「自分らしく」、「ありのまま」、



記事1 2013年12月21日朝日新聞

「本当の自分」といった表現で選手が紹介された(記事1)。また、「性転換選手」や「男性自認レスリング選手」、「元男性選手」といったように、自身の性的アイデンティティが代名詞となるケースもみられた。

3. 記載内容の変化

2004年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（以下、特例法）が施行された。また、同年にIOC（国際オリンピック委員会）は、性別適合手術を受けた選手のオリンピック参加に関して、術後2年を条件とした新しい方針を発表した。この出来事以降、新聞記事の記載内容にも変化がみられた。

前述したように、2004年以前の新聞記事の多くは、選手が自身のセクシュアリティやジェンダー・アイデンティティを公表したこと、海外選手などによる差別発言が問題視された程度であった。しかしながら、上記の出来事以降、これまで個人の問題として捉えられてきたスポーツにおける「性同一性障害」の問題が、社会全体の問題として認識され始めた。

また、2013年にロシアは同性愛宣伝禁止法を制定し、ソチ五輪に参加する同性愛者のスポーツ選手も対象になる可能性が懸念された。この法律を受け、新聞では様々な抗議の事例が紹介された。例えば、Googleのトップページに同性愛の権利運動を象徴する6色の「レインボーフラッグ」をあしらったロゴが掲げられ、オリンピック憲章の一節が添えられた。Googleの広報担当は、公式の抗議声明は出さないとしながらも、オリンピックにおける差別の禁止を訴えた。（2014年2月8日朝日新聞）。

この1年後、オリンピック憲章のオリンピズムの根本原則6に「性的指向」という言葉が追加され、これまでで最も多くの差別の形態が明示された（日本スポーツとジェンダー学会、2016）。この変更をうけ、ワールドラグビーと国際ゲイラグビー連盟は、競技からあらゆる性的差別をなくすための協定を結んだと発表した（2015年3月7日朝日新聞）。また、2020年東京オリンピックの公式スポンサーであるパナソニックは、オリンピック憲章の変更を背景に、同性のパートナーも結婚と同じように認める方針を明らかにした（2016年2月19日朝日新聞）。このようにオリンピック憲章の変更を契機に、スポーツ界だけではなく企業においても少しずつ性的マイノリティへの理解と

対策が始まっている。

4. 現在まで残る課題

性的マイノリティに関する法律や規約等の成立、変更により、性的マイノリティに関する考え方は少しずつ変化してきた。日本では、2020年東京大会にて使用する物品の製造、流通に関するルール「調達コード」に、LGBTなどを含めた「社会的少数者の権利尊重」の項目を記載し、LGBT理解への機運が高まっている（2017年5月15日朝日新聞）。その一方で、現在にも様々な問題が存在している。

2016年、ボクシング選手であるマニー・パッキャオが「同性愛は動物以下」などと発言し同性愛者を侮辱した（2016年2月18日読売新聞）。これを受け、スポンサーであったナイキは契約を解除したが、未だ性的マイノリティへの理解が行き届いていないことがわかる。また、2017年には、男性と自認する米国の高校生レスリング選手が、男子の大会への出場が認められず、女子の大会に出場した（2017年3月29日朝日新聞）。さらに、オーストラリアンフットボールのプロリーグ（AFL）が、2年前に女性に性別変更した選手を、女子リーグでプレーさせない方針を決定した（2017年10月19日朝日新聞）。オリンピックにおいては、性別変更した選手の参加は、2013年に認められているが、各スポーツ組織や団体などの対応は未だ追いついていない現状がある。

スポーツは伝統的に男性のものと考えられてきた（シェリル、2012）。男性によって始められた近代スポーツへの女性の参加は、男性部門とは別の「女性」部門を追加することによって成された（近藤、2005）。この歴史背景から、現在ではスポーツは男女に分けて競技することが一般的とされている。しかし、この生物学的性別の男性／女性で分ける方法では、性同一性障害などの選手が、自身の認識する性別に属して競技することはできなかった。このスポーツにおける固定観念や偏見こそが、性的マイノリティに関する問題が不可視化する要因ではないだろうか。

本報告を通じ明らかになったことは、スポーツの中に存在する性的マイノリティに関する問題を

私たちに示したのは、実際に悩みを抱える選手本人であったということだ。性的マイノリティである選手やスポーツそのものの存在は、私たちにマイノリティについて考え理解する契機を与えてくれるのではないだろうか。また、オリンピック憲章の変更によって、企業や社会の制度が変化したように、スポーツは、相互理解へのきっかけとならなければならないと考える。「いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」（オリンピック憲章オリンピズムの根本原則6）を実現するために、私たちは、人を性別で区別するのではなく、「個」として捉えその平等について考えていく必要があるのではないだろうか。

今回の新聞記事の検討では、上述した10のキーワードより抽出を行った。しかし、このような語句を限定する形では、潜在化するマイノリティの問題が明らかになりにくかった。今後は、性的マイノリティなどを示す語句にとどまらず、マイノリティが排除されてきた歴史的背景や人権問題に関するこれまでの議論などを検討した上で、検索するキーワードを選定する必要がある。

注1) マイノリティ・グループを定義し、人権や多文化共生の観点からの検討が行われたのは、海外では1980年代に入ってからであったと考えられる。

注2) 本報告とは直接関係のない内容として、以下のものを除外した。

書評、講演会・講座開催の案内、映画の紹介、性同一性障害の人物紹介の中で、スポーツ経験のみが記され、スポーツ場面におけるマイノリティの事例の記載がないもの。

引用・参考文献

松尾由紀子（2013）学校教育と社会における性的マイノリティに関する言説研究－1990年以降の教育メディアと新聞記事の記述分析－，静岡大学教育学研究9，pp.17-38.
読売新聞（2002）「“僕”の決断 競艇選手歴18

年「性同一性障害」公表 性別変更5月再デビュー」読売新聞，2002年3月29日，朝刊，38項。
朝日新聞（2013）「リングの上，ありのままの自分 女子プロボクサー真道選手，性同一性障害公表」朝日新聞，2013年12月21日，夕刊，10項。
朝日新聞（2014）「同性愛規制に抗議の虹色 グーグル」朝日新聞，2014年2月8日，夕刊，6項。
朝日新聞（2015）「同性愛の差別排除へ，ラグビー界団結」朝日新聞，2015年3月7日，朝刊，17項。
朝日新聞（2016）「同性婚対応，動く企業 パナソニック，規則改め容認へ」朝日新聞，2016年2月19日，朝刊，10項。
朝日新聞（2017）「多様な性，開かれた五輪へ 東京向け研修，取引企業にも基準 リオ，50人以上カミングアウト」朝日新聞，2017年5月15日，夕刊，7項。
読売新聞（2016）「ナイキ差別発言巡りパッキョオ契約解除」読売新聞，2016年2月18日，夕刊，3項。
朝日新聞（2017年）「男性自認レスリング選手，米に波紋 男子大会出場できず…女子大会V」朝日新聞，2017年3月29日，夕刊，6項。
朝日新聞（2017）「性別変更した選手，排除 豪式フットボールリーグの決定波紋」朝日新聞，2017年10月19日，朝刊，11項。
シュエル・ベルクマン・ドゥルー（2012）「スポーツ哲学の入門」（川谷茂樹訳）ナカニシヤ出版，p.231。
近藤良享（2005）スポーツと性別－女性確認検査／性転換選手容認の問題－「性別を考える－医学・法学・スポーツ科学の対話」，コミュニティ政策研究，第7号，pp.21-27。
「オリンピック憲章オリンピズムの根本原則6」
<https://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2015.pdf>（閲覧日：2018年4月7日）
加藤秀一（2006）知らないと恥ずかしいジェンダー入門，朝日新聞出版。
日本スポーツとジェンダー学会編（2016）データで見るスポーツとジェンダー，八千代出版。

スポーツと性的マイノリティに関する新聞記事一覧

年	月	日	新聞社	形態	項	タイトル	キーワード
1990	3	25	読売	朝刊	不明	[女性とスポーツ] 性別チェックはなぜ必要なのか 伊藤 博之 (寄稿)	半陰陽
1992	6	16	朝日	週刊	72	外国人プロレスラーにエイズ検査を義務化	同性愛
1995	5	14	読売	朝刊	15	同性愛発言で女子ゴルフに波紋	同性愛
1998	8	3	読売	夕刊	2	ゲイのスポーツの祭典 アムステルダムで開幕	同性愛
1999	7	7	朝日	夕刊	2	性転換ゴルファー強いぞ 豪の32歳「元男性」、アマ大会で優勝	性転換
1999	7	13	読売	朝刊	25	女子プロゴルフに「性転換問題」	性転換
1999	8	23	読売	夕刊	8	男女差はどのように決まるのか 「遺伝的性」「体の性」 ねじれ	性同一性障害
1999	12	25	読売	朝刊	16	ブレーブスの火消し役ジョン・ロッカー投手、差別発言で火だるま	同性愛
2000	2	2	読売	朝刊	17	ブレーブスのロッカー投手が差別発言問題で出場停止処分	同性愛
2002	3	29	朝日	朝刊	37	女性競艇選手、晴れて「男」に	性同一性障害
2002	3	29	読売	朝刊	38	“僕”の決断 競艇選手歴18年「性同一性障害」公表 性別変更5月再デビュー	性同一性障害
2002	5	10	朝日	夕刊	12	晴れて男性選手、安藤さん再出発	性同一性障害
2002	5	10	読売	夕刊	18	「性同一性障害」公表、競艇の安藤選手「男として走れた」	性同一性障害
2002	5	11	朝日	朝刊	37	心の抑えとれ、男性に登録変更	性同一性障害
2002	5	15	読売	夕刊	14	「男性」として初勝利	性同一性障害
2003	3	26	朝日	夕刊	3	競艇選手、安藤大将さん 本当の自分で優勝	性同一性障害
2003	11	15	読売	朝刊	スポ C	性転換選手「五輪OK」 IOCが近く新規則 術後一定期間経過を条件に	性転換
2003	11	15	朝日	朝刊	18	性転換選手、五輪参加も 理事会で議論へ IOC新規則案	性転換
2003	11	25	読売	朝刊	スポ C	五輪出場へ新規則案 性転換手術後「2年」	性転換
2003	11	25	朝日	夕刊	18	性転換選手の五輪出場資格、「手術後2年経過」が条件	性転換
2003	12	3	読売	朝刊	スポ C	性別変更選手の五輪参加承認へ	性転換 性別変更
2004	3	1	朝日	朝刊	15	五輪への性転換選手参加、規定を見送り IOC理事会	性転換
2004	3	3	読売	朝刊	スポ C	ゴルフ・豪州女子オープン、性転換の元男性選手が出場	性転換
2004	3	6	朝日	朝刊	18	元男性選手は予選落ち	性転換
2004	5	18	朝日	夕刊	18	性転換選手に五輪資格 「術後2年経過」条件 IOC新規定	性転換
2004	5	18	読売	夕刊	19	性転換選手、アテネに1号?	性転換
2004	7	17	朝日	朝刊	17	選手登録、記録、影響の可能性	性同一性障害 性転換
2004	11	2	朝日	夕刊	13	欧州女子ツアー参戦へ 性転換ゴルファー好発進	性転換
2005	9	9	読売	朝刊	20	競艇の性同一性障害選手 安藤が引退	性同一性障害
2006	1	27	読売	朝刊	18	仏サッカーのサンジェルマン MFドラソー、同性愛者のチーム	同性愛

年	月	日	新聞社	形態	項	タイトル	キーワード
2009	8	28	朝日	夕刊	13	「ゲイは招集しない」	同性愛者
2009	11	3	朝日	朝刊	21	砲丸女王は男になった 16歳から知らずに筋肉増強剤	性転換
2012	1	12	朝日	夕刊	9	ジョニー・ウィアが同性婚	同性愛
2012	4	12	読売	朝刊	25	[WOMEN] 心と体(7)性の不一致 乗り越えて	性同一性障害
2013	4	1	読売	夕刊	10	チャンプへ真っすぐ 「性同一性障害 悩む人に勇気を」 真道ゴーさん	性同一性障害
2013	4	3	読売	朝刊	29	「和歌山に恩返しを」ボクシング	性同一性障害
2013	4	30	朝日	夕刊	9	NBA選手、同性愛を告白 「記念すべき日」称賛の声	同性愛
2013	5	20	読売	朝刊	29	真道 ボクシング女子世界戦 自分らしく 頂点へゴー=和歌山	性同一性障害
2013	8	17	朝日	朝刊	24	陸上イシンバエワが法の順守を訴え	同性愛
2013	8	19	朝日	夕刊	1	同性愛規制、ソチに影 ロシアが法律制定、五輪開催に異論続出	同性愛
2013	8	20	朝日	朝刊	33	同性愛規制の法律「ソチ五輪に適用されず」 IOC・ロゲ会長が明言	同性愛
2013	8	24	朝日	夕刊	9	IOC会長イシンバエワを批判 同性愛をめぐる発言	同性愛者
2013	10	30	読売	朝刊	8	五輪、同性愛者も歓迎	同性愛
2013	10	31	朝日	朝刊	23	(ソチ カウントダウン!) 五輪開幕まで100日 開催にはめど、「場外」に火種も	性的少数者
2013	12	11	朝日	夕刊	2	ソチ市内に「抗議ゾーン」 五輪期間中、反同性愛法「デモOK」	性的少数者
2013	12	20	読売	朝刊	7	欧米首脳 ソチ欠席 五輪開会式 表明相次ぐ 「同性愛規制に不快感」	同性愛
2013	12	21	朝日	夕刊	10	リングの上、ありのままの自分 女子プロボクサー真道選手、性同一性障害公表【大阪】	性同一性障害
2014	1	23	読売	朝刊	31	ゴー先輩の言葉 胸にビシッ! 岩出中 女子フライ級王者講演=和歌山	性同一性障害
2014	2	8	朝日	朝刊	2	(ソチ五輪) 祭典、火種抱えて	性的少数者
2014	2	8	朝日	夕刊	6	同性愛規制に抗議の虹色 グーグル【大阪】	同性愛
2014	2	8	朝日	夕刊	2	抗議の虹色五輪 グーグル	同性愛
2014	7	14	朝日	朝刊	19	ソープ、同性愛を告白	同性愛
2014	12	2	読売	朝刊	25	同性愛選手 笑顔と無念	同性愛
2014	12	3	朝日	夕刊	7	大リーグ審判員が同性愛公表	同性愛
2015	1	24	読売	朝刊	34	全国高校スケート スピード女子1000 磯嶋45位=宮城	性同一性障害
2015	3	7	朝日	朝刊	17	同性愛の差別排除へ、ラグビー界団結	性的少数者
2015	9	14	朝日	週刊	45	カミングアウトで世界を変える 各界で活躍するLGBTたち	LGBT
2015	11	1	朝日	朝刊	26	自分らしく、たどり着いた決勝 同性愛公表したオーウェンズ主審 ラグビーW杯	同性愛
2015	12	18	朝日	夕刊	15	フィットネス「戸籍の性で利用を」 性転換の会員、提訴へ【大阪】	性転換 性同一性障害
2015	12	25	読売	夕刊	14	性別変更の会員 ジム提訴 京都 コナミに480万円求め	性同一性障害
2016	1	22	読売	朝刊	32	全国高校スケート 女子1000 佐々木35位=宮城	性同一性障害
2016	2	18	読売	夕刊	3	ナイキ 差別発言巡りパッキョオ契約解除	同性愛
2016	2	19	朝日	朝刊	10	同性婚対応、動く企業 パナソニック、規則改め容認へ	同性愛

年	月	日	新聞社	形態	項	タイトル	キーワード
2016	3	3	読売	朝刊	30	ジム損賠訴訟 コナミ争う姿勢 第1回口頭弁論=京都	性同一性障害
2016	4	13	朝日	朝刊	31	性別超える、スポーツでも もがく選手…多様性尊重の動き	トランスジェンダー 性同一性障害
2016	6	11	朝日	夕刊	6	元女子王者、男の拳に挑む 性別適合手術を決断 真道ゴー選手、28歳 【大阪】	性同一性障害
2016	7	27	朝日	朝刊	3	多様な性、貫くアスリート	LGBT 同性愛 性同一性障害 性的少数者
2016	8	22	朝日	夕刊	2	LGBT、五輪に足跡 自ら表明の選手、史上最多 競技場で結婚の誓いも リオ五輪	LGBT
2016	10	18	朝日	夕刊	9	LGBT理解、欧州でも難題 「罵声聞いた」ファンの7割 英団体調査	LGBT 同性愛者
2017	3	29	朝日	夕刊	6	男性自認レスリング選手、米に波紋 男子大会出場できず…女子大会V	性的少数者 性転換
2017	5	15	朝日	夕刊	7	多様な性、開かれた五輪へ 東京向け研修、取引企業にも基準 リオ、50人以上カミングアウト	LGBT
2017	6	19	朝日	朝刊	34	多様な女子 支援課題	トランスジェンダー
2017	6	20	朝日	朝刊	32	コナミ、利用者と和解	性的少数者
2017	6	20	読売	朝刊	33	性同一性障害配慮で和解 京都地裁 コナミ、ジム利用巡り	性同一性障害 LGBT
2017	8	25	読売	朝刊	22	[違いを越えて] (上)武道館 優しく変身 (連載) その2	LGBT
2017	10	19	朝日	朝刊	11	性別変更した選手、排除 豪式フットボールリーグの決定波紋	性別変更
2018	2	24	朝日	朝刊	39	闘う、LGBTへの差別と	LGBT 性的少数者

第4章 トランスジェンダー／インターセックス・アスリートの スポーツ参加をめぐる課題

－性別確認検査導入の経緯と近年の参加資格規程変更をめぐる－

來田 享子¹⁾ 田原 淳子²⁾

はじめに

性的マイノリティの人々はスポーツに参加する際にしばしば困難を経験する。本章では、そのような経験の原因となり得るスポーツの制度について、制度の成り立ちおよび現状を明らかにする。ここでは特に、トランスジェンダーおよびインターセックスとしてカテゴライズされる人々¹⁾にとって課題となる制度である「性別確認検査」に焦点をあてる。

スポーツ、とりわけ競技性の高いスポーツでは、性別に競うことを当然とし、性を峻別する制度を備えている。「性別確認検査」と称されてきたこの制度は、アスリートの生物学的な性別 (sex) を基準に人間を男性または女性のいずれかに峻別し、それによって競技の性別カテゴリーを維持するものであった。パフォーマンスが平均的にはより高いとされる男性とより低いとされる女性が混在することなく競技を実施する仕組みは、スポーツにおける公平性を担保する。その一方でステレオタイプな2つのカテゴリーに属さないトランスジェンダーやインターセックスの人々が、ありのままの自分で競技ができないという抑圧にさらされたり、排除されざるを得なくなっている。

そこで本章の第1項では、国際オリンピック委員会 (International Olympic Committee, 以下IOC) が性別確認検査をオリンピック大会に導入する際にどのような議論がなされたかについて、詳細を検討する。使用する主な史料は、IOC総会およびIOC理事会の議事録のほか、関連文書とする。この検討により、なぜ、どのように、IOC等のスポーツ組織は性別確認検査を導入し、実施し

ていったのかを理解することができるであろう。

続く第2項では、この検査の廃止に至る経緯を概観した上で、スポーツ界が性別に競う制度を維持するために採用している現行の参加基準についてまとめる。この項によって、トランスジェンダーあるいはインターセックスのアスリートに対する配慮が、近年、どの程度まで広がりつつあるか、将来的に何が求められるかの手がかりを得たい。

オリンピック史上最初の検査の実施は、グルノーブルで開催された1968年2月6～18日オリンピック冬季五輪 (以下、グルノーブル冬季五輪) であった。しかし、2000年シドニー五輪以降、この検査は、性別を確認すること自体の医学的限界と女性選手に対する人権の観点から、女性選手として出場するための前提条件として実施されることはなくなった。

スポーツにおける性別確認検査は、IOCに先立ち、国際陸上競技連盟 (International Amateur Athletic Federation, 以下IAAF) が積極的に導入を進めたとされている。背景には、陸上競技種目における選手の性別に関する事件が生じたことがあった。この動きが陸上競技にとどまらず、オリンピック大会に及んだことの影響は、非常に大きかった。ここでいう影響は、主に2点ある。

第一は、スポーツに与えた影響である。オリンピック大会における検査の導入は、高い競技力を競う多くのスポーツにおいて、女性選手のみを対象として性別確認検査を実施することを一般化させた。性別を判定することの医学的限界が認識されたのは、それから約30年後のことであった。科学に関する時代的制約があったとはいえ、スポーツがいわば「誤った」科学を援用し、競技のみならず人生にまで影響する結果を選手につきつけ続けた期間としては、30年を短いというべきではないだろう。

1) 中京大学
2) 国士舘大学

またこの検査では「性別は正しく二分される」はずであるにも関わらず、「女性ではない」と判定された選手は、スポーツの制度上、「男性選手」として競技できるわけでもなかった。スポーツ界は、検査の判定結果をほとんど常に「女ではない≠男性である」と解釈し、そのように判定された選手の居場所をスポーツ界だけでなく社会からも奪ったが、その解釈に対する責任を負うわけではなく、また負えるはずもなかった。

第二に、スポーツにおけるこの制度が社会に与えた影響をあげることができる。性別確認検査では、競技のパフォーマンスには実質的な影響がない身体状況であっても、「女性ではない」と判定された選手は、競技から排除されざるを得なかった。もとよりこの判定は、スポーツの運用に関わる問題に過ぎない性格のものであった。しかし、それがオリンピック大会などの世界的に注目される場においてなされ、学校教育やレクリエーションなスポーツにおいても性を峻別して実施することを当然とする仕組みをもたらした。「性別は正しく二分される」という認識は、医学的事実に反するにもかかわらず、中間的に位置づけられる人々の存在を承認しない、という規範を形成することになった。そのような規範は、トランスジェンダーやインターセックスの人々に対する差別、彼/彼女らの状況を病として理解する態度、さまざまな制度からの排除等をもたらした。

競技的なスポーツにおける性別の確認およびその検査をめぐる議論は、メディア報道のレベルだけでなく、スポーツ医学、スポーツ史、スポーツ社会学等の複数領域において、研究が継続されてきた。研究成果の多くは、性別確認検査の方法とその科学的妥当性について検討したスポーツ医学領域のものである。一方、導入から近年にいたるIOCや国際競技連盟（以下IF）の方針の変遷を歴史・社会学的観点から検討したもの^{2), 3)}や、新聞報道を分析し、国際的な社会状況の観点から考察を行った研究⁴⁾もある。これらの研究のいくつかは「いつ、どの大会で、どのような検査が実施されたか」について概観してはいるが、IOCや国際競技連盟（IF）における議論の詳細には触れていない。

ところで、オリンピック大会への女性の参加は、1930年代の陸上競技をめぐる議論を経て問題が顕在化した。この時期までは、オリンピックは基本的には男性のものであり、男女両性が同じ競技を実施することは想定されていなかった。しかし、1928年以降、女性には不向きであるとされてきた陸上競技のいくつかの種目が承認されたことを受け「女たちに混じて男が競技することのないよう」スポーツ界は制度の整備を求められることになった。

女性の参加の拡大は、1976年以降と1990年代以降という二つの段階に区別して考える必要がある。前者では、1960年代に女性がいわゆる「男性向き」とされたスポーツに挑戦しはじめたことと、戦前には「女性らしい」競技としてのあり方が問われた競技が実際に競技会に導入されはじめたことの結果として、参加者数や種目数の拡大がみられた。性別確認検査の導入問題は、女性の競技的スポーツの普及と国際的な競技会への参加拡大に伴う、近代スポーツの質的变化とスポーツにおける性別の取り扱いやジェンダー観との交差点上にある出来事としてとらえることができる⁵⁾。

このようにみととき、ここで検討する内容は、「スポーツにおいては『性別は明確に線引きし得る／すべき』という認識がどのような議論のもとで確立されたのか」という問いに答えようとするものであると言い換えることもできる。

なお、本報告書では、人権上の配慮から、歴史的事例の場合であっても、文脈上欠かせない場合を除いては、スポーツにおける性的マイノリティであったアスリートの固有名詞を可能な限り記載しない執筆方法をとった。

1. オリンピック大会における性別確認検査導入の経緯

(1) 性別確認検査導入の議論の背景

Smith & Ferris⁶⁾によれば、スポーツ競技会において選手の性別が女性である何らかの証明が必要とされた最初の事例は、1948年に英国女子陸上競技連盟（British Women's Amateur Athletic Association）が女性選手に対し、医師による確認証明書を求めたことである。これ以前には、

表1 性別確認検査導入の背景となった歴史的事例

選手の活躍時期	競技成績	事例
1920年代	1925, 28, 29年全英女子陸上競技選手権大会砲丸投げ優勝, 1929年同大会槍・円盤投げ優勝. 1926年国際女子陸上競技大会投擲競技でも活躍.	1926年に性別適合手術を受け, その後女性と婚姻し3児の父として生活. 1978年死去.
1932年	ロサンゼルス五輪女子100m走金メダリスト	1980年の刑事事件の被害者として検死の際に両性具有と判明
1934年	ロンドンでの大会の女子800m走金メダリスト	両性具有であることが判明し, 性転換手術により性別変更
1938年	欧州選手権女子走り高跳び金メダリスト, 世界記録保持者	両性具有であることが判明し記録から除外
1946年	欧州選手権第2位のリレーメンバーチームの2名	後に性転換手術を受け, 性別変更
1964年	女子400m走, 800m走世界記録保持者	選手の父親が後に「息子」であると告白
1966年	女子世界ダウンヒル選手権タイトル保持者	1967年医学的検査にもとづき外科的治療後, 男性であったことを公表し, 結婚後は一児を儲けるとともに改名して男子部門で競技継続
1966年	陸上競技欧州選手権大会(ブダペスト)で初の「女性確認検査」	検査拒否, 引退表明選手が多数出る

Canadian Academy of Sport Medicine, 1997, Position Statement Sex Testing (Gender Verification) in Sport, および文献(井谷・来田, 2016)より作成。(来田, 2017)

1930年代に高いパフォーマンスを示した女性選手の何人かが, 医学的には性分化疾患に分類される状況から「性転換」手術を行って性別を変更した事例が見られた(表1).

また, 1936年ベルリン五輪の女子高跳びに4位で入賞し, 1938年欧州選手権で世界記録を樹立し, 金メダルを獲得したドラ・ラチエン(Dora Ratjen)選手の問題の背後には, ナチス・ドイツ当局の強制があったとの証言がなされたのは, 1957年のことであった. この事例は, 選手の性別の政治利用が可能であることを社会に示唆し, 1960年代以降の性別確認検査導入の議論が東西冷戦下での国際競技会の状況を反映して隆盛したとする解釈⁷⁾の基盤になっているとも考えられる.

国際競技会における最初の「検査」導入について, 先行研究の多くは, 1966年8月30日-9月4日にブダペストで開催された欧州陸上競技選手権であったとし, この検査は, すべての女性選手が3人の女性医師の前を通過する視認検査であったことを取り上げている. ただし, 本稿の以下でも検討する, IOC理事アーサー・ポリット(Arthur

Porritt, 以下ポリット)からIOC会長アベリー・ブランデージ(Avery Brundage, 以下ブランデージ)に宛てた書簡⁵⁾には, 1966年8月4-13日にジャマイカ・キングストンで開催された英連邦競技大会(British Commonwealth Games)において, 婦人科医による外性器の触診検査が実施されたことが記されている.

(2) IOC理事会・総会における審議および関連する書簡・文書等

先にも述べたとおり, オリンピック大会において, 性別確認検査が最初に導入されたのは, グルノーブル冬季五輪であった. IOC文書史料館に所蔵された, この前後のIOC理事会および総会の議事録を検討した結果, IOCがこの問題を検討したことを示す最も古い議事録は, 1966年10月22日にメキシコ・シティで開催されたIOC理事会議事録⁹⁾であった. この会議では, ドーピング検査と同時に性別確認検査の問題がとりあげられ, すでにIAAFがこの2点をルール化したことが指摘された上で, オリンピック大会への導入を検討すべき

表2 性別確認検査導入に関するIOC理事会・総会議事録等公的記録文書

番号	年	月	日	種類	開催地等	備考	主な内容	
①	1966	10月	22日	理事会議事録	Mexico City		次回テヘランでの総会においてドーピングおよび性別確認検査実施について決議すべきとの覚え書きがPrince de Merode (Sir arthur Porrittが委員長を務めるドーピング問題小委員会の委員) から提出	
②	1966	11月	7日	書簡			IOC事務局発 ポリット宛文書	
③	1966	11月	10日	書簡			ポリット発 ブランデー宛文書	
④	1967	5月	3-9日	総会議事録	Theran	65th	参加規定・エントリーフォームに関する審議において、Porrittがドーピングおよび性別確認検査に対処する医学的組織の必要性について提言。医事委員会の設立が決定。委員長はIOC委員を辞任するPorrittからMerodeに交代。Porrittはアドバイザーとして残る	
⑤	1967	9月	27日	プレスリリース			医事委員会の開催、委員の構成と委員会の役割（ドーピングへの対処と性別の確定 (establishment of sex)）にあることを広報	
⑥	1968	1月	26-27日 29-31日	理事会議事録	Lausanne Grenoble		医事委員会とIFによる合同会議報告・Grenoble大会準備におけるドーピングおよび性別確認検査の状況・性別確認検査に関する規定文	
⑦	1968	1月	30日	理事会議事録	Grenoble		性別確認検査に関する理事の発言記録形式の議事録	
⑧	1968	2月	1-5日	総会議事録	Grenoble	67th (66th?)	IFとの合同会議報告（ドーピングおよび性別確認検査に関するIFの要望）、医事委員会報告	
⑨	1968	2月	5日	理事会議事録	Grenoble		性別確認検査に関する理事の発言記録形式の議事録	
	1968	2月	6-18日	グルノーブル冬季大会				
⑩	1968	4月	22日	書簡			ニュージーランドNOC発 IOC事務局宛文書	
⑪	1968	9月	30日-10月6日	理事会議事録	Mexico City		ドーピング・性別確認検査に関する審議・医事委員会報告	
⑫	1968	10月	7-11日	総会議事録	Mexico City	68th (67th?)	医事委員会報告（多くのIFがドーピングおよび性別確認についてIOCによる対処を求めていることへの対応として、医事委員会がこの問題を扱う等の説明とIFとの協力関係を強調する内容。1968年9月7日Varsaille開催のヨーロッパNOC会議における関連審議の報告）	
⑬	1969	3月	22-23日	理事会議事録	Lausanne		ドーピングおよび性別確認検査に関わるルール改正案についてのIFとの合意形成状況の報告	
⑭	1969	6月	2-3日	理事会議事録	Lausanne		オリンピック大会におけるドーピングおよび性別確認検査に関する責任の所在と医事委員会の位置づけに関するIFとの合意事項の報告	
⑮	1969	6月	5-9日	理事会議事録	Warsaw		IFとの合意形成により作成された大会に関するルール改正案の理事会承認	

であるという結論が出されている。この会議以降、1969年6月のIOC理事会において、IFとの合意形成がなされ、大会の規則上、性別確認検査が明記される間の史料は、関連する審議がある会議の議事録等、公的記録が12文書、書簡が3文書、計15文書あることを確認することができた。表2に、文書の作成日時、種類、概要等を示した。さらに、これら史料のうち、本稿で詳しく取り扱う表2の②、③、⑦および⑨において、書簡の発信・受信者あるいは、会議の出席／発言者などの関連する

人物について、表3に示した。

(3) 医事委員会の設立

上述の最初の審議が行われた理事会の後、1966年11月7日、IOC事務局から10月22日の会議に欠席したポリット宛に議事録が送付された。議事録に同封された書簡には「ドーピングと性別確認検査 (sex test) について1967年5月のIOCテヘラン総会で決定する予定である」ことが特記されていた¹⁰⁾。この記載に関連する返信が、3日後の11

表3 検討史料に関連する人物

文書上の表記	IOC役職 または 出身国	生	没	備考	史料 ⑦	史料 ⑨
Arthur Porritt, Baron Porritt	NZ	1900. 8. 10	1994. 1. 1	ニュージーランド生まれの医師、軍医、1924年パリ大会100m走銅メダリスト（炎のランナーで知られるレース）、1928年アムステルダム大会NZチーム主将、1934年英連邦大会および1936年ベルリン大会NZチーム監督、1934-1967年、IOC委員、1961-1967年初代IOC医事委員会委員長、IOC名誉委員		
Avery Brundage	会長	1887. 9. 28	1975. 5. 8	1936-1972年IOC委員、1952-1972年IOC会長、AAU会長、陸上競技	○●	●
Col.J.W.Westerhuff	事務局長			Johann W.	○●	●
Constantin Andrianow	U.R.S.S.			1951年-IOC副会長、Constantin Andrianov	○	●
Dr Giorgio de Stefani	イタリア	1904. 2. 24	1922. 10. 22	1933-1938年頃、5度にわたりイタリアテニス界の頂点、1951-1992年 IOC委員	○	●
Cheik Gabriel Gemayel	リビア			1952-? IOC委員、1964-1969年IOC理事	○	●
Gal Jose de J. Clark	メキシコ	1908. 11. 28	1971	1952-1971年IOC委員、1966-1971年IOC理事、1955-1970年IOC副会長、バスケットボール、フェンシング、General Jose de J. Clark Flores	○	
The Marquess of Exeter	イギリス	1905. 2. 9	1981. 10. 22	6代目エクセター侯爵デヴィッド・ジョージ・ブラウンロー・セシル、1928年アムステルダム大会400mH金メダリスト、1932年ロサンゼルス大会マイルリレー銀メダリスト、1933-1981年IOC委員、1954-1966年IOC副会長、1951-1970年IOC理事、1946-1976年 IAAF会長、David George Brownlow Cecil, 6th Marquess of Exeter	○●	●
M. Syed Wajid Ali	パキスタン			1959年-? IOC委員、1966-1970年IOC理事	○	●
Lord Killanin	アイルランド	1914. 7. 30	1999. 4	1952-1999年IOC委員、1967-IOC理事、1968-1972年IOC副会長、1972-1980年IOC会長	○●	●
Dr. Thiebault				1968年IOC医事委員会メンバー、グルノーブル冬季五輪に関する医事委員会報告を記述		●
Dr. Hay	メキシコ			メキシコオリンピック委員会委員、メキシコ大会組織委員会委員、Dr. Eduardo HAY		●
Prince Alexandre de Merode	ベルギー	1934. 5. 24	2002. 11. 19	1964-2000年 IOC委員、1967年-2000年IOC医事委員会委員長		●

※「史料⑦」の列：○は出席者名簿に記載があるもの、●は関連する審議での発言があるもの。「史料⑨」の列：当日の出席者名簿は存在しなかったため発言の有無のみ●で示す

月10日、ポリットからブランデーに宛てて出されている¹¹⁾。そこには「選手の性別確認 (recognition of sex in athletes) の問題について、すべてのIFに理解を得るのは困難ではないかと考えている。私の医学的見地からも、かなり困難であると思われる。IAAFのような好事例に各IFは関心も持っているであろうが、IOCはこの非常に異論の多い問題には立ち入らないのが妥当であるように思われる。」とするアーサー・ポリットの見解が記されている。ここから性別確認検査の導入に、医学的見地から批判的であったIOC理事が存在し

たことがわかる。

理事会から1ヵ月後の12月20日には、IOC事務局長 J. W. ウェスターホフ (J. W. Westerhoff.) がIAAF事務局に宛て、ドーピングおよび「女性の医学的証明書」(Medical Certificates for Women) に関する資料を要請する文書を送付した。これに対し、1967年1月3日には、IAAF事務局からブダペスト第25回IAAF総会議事録およびIAAF国際規則のコピーが同封された文書が返送されている¹²⁾。これらIAAFの文書では先にIOCが使用した用語「セックス・テスト (sex test)」は使用されず、「競技

への女性参加者の医学的証明書 (Medical Certificates for Female Participants in Athletics)」が使用された。

1967年5月3～9日にテヘランで開催された第65次IOC総会¹³⁾では予定どおり、審議がなされた。議事録によれば「各種の競技において、ドーピング、セックス・テストおよびステロイドホルモンの使用に関する問題が生じており、これらの問題に対処するために医学的機構をつくる必要がある」ことが確認された。また、医事委員会 (medical committee) の委員長は、IOC委員の職を辞すポリットからプリンス・アレクサンドル・ド・メロード (Prince Alexandre de Merode, 以下メロード) に引き継がれることも決定した。

この議事録の記載から、第65次IOC総会の時点までポリットがIOC理事会における医学的な問題への見解を示す重要人物の一人であったことが判明する。さらに、そのことによって、上述の1966年11月7日および10日に交わされた往復文書の意味が読み取れることとなる。すなわち、IOC事務局は、11月7日付の文書がポリットに宛てたものであったからこそ、ドーピングと性別確認検査問題について特に記載したのである。しかし、彼は性別確認検査導入に疑義を持ち、IOCはこの問題に立ち入るべきでないという見解を示した。ところがIOCはこの問題への関与をやめることなく第65次IOC総会をむかえ、ドーピングと性別確認検査 (sex tests) に関しては、サッカーW杯同様、専門的医師やメディカルスタッフを配置した何らかの医学的組織が必要である」とのポリットの発言を受け、医事委員会の設立が決定するとともに、新たな人物であるメロードが医事委員会委員長として、この任にあたることになった¹⁴⁾。

(4) 性別確認検査のルール化

医事委員会設立の決定を受け、オリンピック大会への性別確認検査の導入準備は急速に進められることになった。1967年5月以降の議事録にみられる医事委員会報告では、第一にドーピング検査、第二に性別確認検査が主な項目として扱われ、IOCにおける医事委員会の存在意義を示す重要な審議となっていた。この性別確認検査の導

入を検討する初期の段階において、医事委員会が主として行ったのは、検査方法の精査であった。この検討をふまえ、性別確認検査に関するルール上の文言原案が確定したのは、1968年1月26～27日 (ローザンヌ) および29～31日 (グルノーブル) に日程を分けて開催されたIOC理事会でのことであった。以下がルールの原案¹⁵⁾であり、IOC総会で最終的に確定するまで、文言に変更は加えられなかった。

セックス・テスト

- 1) 最も近代的な検査方法が用いられる (唾液)
- 2) 検査は秘密を保ち、あらゆる辱めが生じないような方法によって、大会前に実施される
- 3) 原則として、すべての女性選手に検査が課される

(5) IFとの合意形成のための議論とその背景

しかし、大会で性別確認検査を実施するためには、IOC理事会や医事委員会などIOC内部での合意だけでは十分ではなかった。IOC理事会と医事委員会が最も注視し、説明と合意の必要があると認識していたのは、各競技を国際的に統括するIFの意向であった。グルノーブル冬季五輪を1週間後に控えた1968年1月30日付のIOC理事会議事録¹⁶⁾には、このことがよく示されている。

この会議で、最も多く発言したのは、当時の会長のブランデーであった。ブランデーは、第一に、性別確認検査は差別の観点から検討する必要があり、オリンピックではいかなる差別も行われてはならないと主張する。また、その見地から、性別確認検査は、ドーピング検査とは一線を画しているとする。なぜなら、ドーピングは不正行為に対するIOCの対処であるため、IFの同意を必要としないが、性別確認検査はそうではないというのである。この見解に対し、ブランデーの後にIOC会長になることとなるクラニン (George Redmond Fitzpatrick Morris, 4th Baron Killanin) は、すべてのIFが検査を差別にあたりと主張しているわけではないと反論した。しかし、ブランデーは、たとえひとつのIFが主張しているだけであったとしても、それが存在

することにかわりはないとして、全IFの合意の下で、検査の導入と実施がなされるべきであることを強調した。

協議では、第二に、女性選手のプライバシーの保護の観点から検査が妥当であるかどうか論じられた。ここでは、検査結果の伝達が医師にのみ行われること、私生活上のプライバシー保護のために医事委員会が設立されたこと、疑義ある選手が存在する場合でも当該選手が所属する代表団の女性選手全員が検査対象となることの三点がプライバシーを侵害しないことの根拠としてあげられた。

以上の二つの議論がなされた上で、性別確認検査の実施については、すべてのIFの合意を確認する必要があるとの結論が出された。

このようにブランデーを中心とするIOC理事会内部がIFの意向を重視した背景には、性別確認検査導入について、医学の立場からも、IFからも批判的見解が示されていたことがある。医事委員会設立時点での批判は、ポリットによる医学的立場からのものがあつた。また、アメリカの医学雑誌には1967年に性別確認検査の導入を批判する記事が掲載されている¹⁷⁾。この記事では、クラインフェルター症候群などの性染色体異常の例と競技への影響について解説した上で、IOCにおける議論を揶揄し、「仮に競技を性別に区別するのであれば“通常の”男性のグループと、女性および女性に区分されるグループ」とすべきである」と述べられている。さらに、「男性、女性という語そのものに限界があり…（現在の男子競技に相当する）クロマチン陰性100走と（女子競技に

相当する）クロマチン陽性100走と呼ぶべき」（括弧内は筆者）ことが主張されている。

(6) グルノーブル冬季五輪での試験的検査実施とIOCにおける検証

大会会期中にあたる1968年2月5日には、IOC理事の一部と医事委員会委員の一部および組織委員会で検査を担当した医師による、異例のIOC理事会が再び開催された。この会議では、ドーピングおよび性別確認検査の実施手順や問題点について、大会後に使用する報告書作成を視野にいたした議論がなされた。

議事録¹⁸⁾から、グルノーブル冬季五輪での検査は、ルールで定められたものであつたが、試験的実施と位置づけざるを得ない事態が生じたことがわかる。その理由は「原則的にすべての女性選手を対象とする」はずの検査を実施することができなかつたためである。代表団の多くは開会式前日に到着し、それら代表団の女性選手すべてに検査を行うことは、物理的に困難であつた。また組織委員会の財政、人的配備上も難しい可能性があることは、大会前から一部で指摘されていた。そのため、実際に組織委員会が行つたのは、他の代表団が引いたくじによって抽出された、一部の女性選手に対する検査であつた。この検査によって、陽性の結果が示されたことにより出場資格が得られなかつた選手は存在しなかつた。ただし、数名の女性選手が大会前に代表団からはずされ帰国した、とする新聞記事があつたことが報告された。

以上の検査の実態に対し、会議では今後の検査についても抽選を容認するか、あるいはIFや代

表4 1968年IOC理事会における議論

抽選容認派	検査を実施するだけで「ごまかし」の抑制になる 抽選によって検査に誤りがあつた場合のリスクが減る 疑わしい選手は棄権するか、検査拒否するだろう
全員検査派	明らかに疑わしい選手が抽選にあたらなければごまかしが見逃されてしまう IAAFが実施したような視認検査で全員を検査すれば、疑わしい事例すべてを確認できる
その他	視認検査は医学的な見地から不十分である 大会出場を辞退した女性選手がすべて性別疑惑によるものだと考えるべきではない（検査拒否、代表団から除外） 医事委員会や検査に女性医師を加えるべきである

表団との連携を強化し、ルールに定めたとおり女性選手への全検査を可能にするかについて、議論となった。表4に、抽選容認派と全員検査派の主な主張を示した。表の「その他」は、医学の立場からの専門的見解として述べられたものである。

これらの意見交換がなされた後、ブランデーは次のように発言した。

明らかすぎるケースについては、われわれは議論する必要がないだろう、なぜなら、その場合には、選手は出場辞退とか検査拒否とかをすだろうから。しかし、自分がこれまで経験したスポーツ場面では、お風呂に入っているような格好でなくても「何か違う、変だ、奇妙だ」と感じる事例があって、つまり見た目にどうも女性かどうか疑わしいという事例があって、こうした事例は公平性の観点から、すべて検査する必要があるだろう。

このブランデーの意見が決定的なものとなり、次回以降の検査はルールに定めたとおり、すべての女性に実施することで会議の見解は一致した。

(7) メキシコ大会前後の議論と初の検査実施後の批判

グルノーブル冬季五輪以降、1968年10月のメキシコ大会での第2回目の検査実施およびその報告を経て、同大会翌年にあたる1969年までの間に、総会および理事会の計5回の会議において、IOCは性別確認検査に関する審議を重ねた¹⁹⁾。

この間に、IOCに対する性別確認検査実施の批判はNOCからもなされた。その一例は、1968年4月22日付けでニュージーランドNOC (The New Zealand Olympic and British Commonwealth Games Association Inc.) からIOC事務局長宛に送付された文書に見ることができる。

我々は、性別の確定 (sex establish) を実施し、選手を当惑から救うべきであるということに対し、最小限の賛同はいたします。この実施において尊重するのはどのようなことで

あるのかについての正確な報告と、(検査で陽性となった選手を) 女性の競技から排除する際の根拠をどのように位置づけているのかについて、IOCからの情報をお知らせいただきたいと考えています。より多くの事をすればするほど、この問題は複雑になります。実際、Buccal smear test (染色体検査) を実施し、ある女性が他の女性よりも競技的に利点を持つかどうかを決定するのは簡単なことではありません²⁰⁾。

この文書は、選手のプライバシーの尊重の問題と同時に、検査の科学的妥当性についても指摘するものであった。

一方、IOCの理事会議事録では、このような指摘はほとんど議論の俎上にあげられていなかったことがわかる。すでに導入を決定した検査について、実施ありきの立場で議論が進められたといっても過言ではなかった。グルノーブル冬季五輪およびメキシコ夏季五輪の2回の実施に対する医事委員会からの報告を受けての審議は、審議項目名を「IFとの協働問題」とする議論に位置づけられたものであった。そこでの議論を通じ、IOC医事委員会、大会組織委員会、IFという三者の原則的な立場が明確にされていった。

メキシコ大会の開催からおよそ半年後の1969年6月、IOC理事会はルールに追加する文言の原案を次のように提示した。

IFは当該競技における禁止薬物、アルコール、セックス・テストの実行の責任を負う。組織委員会はあらゆる施設を提供し、IOC医事委員会はその手順を指導監督する²¹⁾。

この原案から、検査の導入は、当初、IFに対しIOCが合意を求めたものであったにもかかわらず、検査の責任主体がIFにあるとされたことがわかる。さらに、組織委員会の立場は検査施設の提供に、医事委員会の立場は手順の指導監督に、それぞれ限定された。最近のオリンピック大会における選手の性別疑義事例に関しても、IOCではなく、IFが問題への対処方針の決定や判断を行い、

疑義への具体的対処は各国の当該競技統括団体またはNOCが行っている。こうした対処の原型は、検査導入の初期にあたる1969年時点にすでに確立されていたといえる。このようにルールを定めたことは、選手のプライバシーや差別の問題から検査に懐疑的であったIFが、そうした問題に自ら対応できるようになったという点では、IOCとIFの間に生じた摩擦を軽減した可能性はある。しかし別の見方をすれば、IOCはIFの懐疑に対し、検査の是非を問い直すことなくルールによって強制しながら、不都合が生じた場合には責任を逃れることもできたといえる。

2. 性別確認検査の廃止から新たな境界の生成へ

IOCが性別確認検査の廃止を決定したのは1999年のことであり、2000年シドニー大会からは、すべての女性に対する検査としてルール上に定められた検査は、実施されなくなった。この理由は、スポーツ独自の論理にとって不都合な事例がしばしば生じただけでなく、競技の平等を確保するための取り決めが、別の次元の不平等を生み出すという、皮肉な結果を招くことさえあったからである²²⁾。

とはいえ、検査の廃止までには、その科学的妥当性をめぐる種々の議論と、より「正しく」性別を判定するための検査方法を模索する努力が継続された²³⁾。

(1) 検査の科学的妥当性に対する疑義

1968年以降に実施された染色体検査は、最初の段階で陰性となった場合には、合計三段階の検査がなされた後、結果が確定された。先のニュージーランドNOCの文書でもみたとおり、この科学的妥当性は常に議論の対象となった。この背景には、競技の平等を確保するという名目で実施される検査が、実際には明らかに別の次元での不平等を生み出す事例がみられたこととも関連する。

主な事例は以下の3つに区別することができる。第一は、アンドロゲン無反応症候群など染色体異常の女性の場合、男性同様の身体的にな有利さを何ら持たないにもかかわらず、検査結果上は

「失格」とされるケースがみられたことである。第二は、クリンフェルター症候群などの「男性」の場合、検査を通過し女性証明を受けることが可能であったこと。第三は、アンドロゲン生産性腫瘍のある女性、無排卵性アンドロゲン過剰症（正式名称：多嚢胞卵巣障害症候）の女性の場合、検査を通過するが筋量に大きな影響を与えるホルモンの影響により身体的な有利さをもつことになるというケースが見られたことである²⁴⁾。

(2) 検査の倫理的問題

実施当初から、女性選手自身による批判が唱えられ、検査を拒否する選手が出ないよう、IOCは「IFと協働する」ことを強く確認しなければならなかった。1980年代になると、検査が人権的観点から非常に問題が多いとする見解が高まった。この立場からは、主として5つの主張が行われた。第一に、検査が女性選手にのみ課されたものであること、第二に、検査は自発的なものでなく強制的検査であること、第三に、競技への有利さがまったくない場合にも不適格者として判断される場合があり選手生命その他に甚大なる影響が与えられること、第四に、国際大会の場で検査結果が選手に宣告された後、帰国先等におけるサポート体制はなく、精神的、社会的なフォロー体制もないこと、第五に、この検査に対する選手の見解は考慮されていないこと、がその内容としてまとめられる。

検査結果は原則として非公開であったため、「万一、引っ掛かった選手には「体調不良」など、それとなく理由をつけさせて帰国させるそうだ。」²⁵⁾といわれるように、多くの場合、陰性と判定された選手は、いわゆる泣き寝入りするほかなかった。しかし、具体的な事例として1985年に神戸で開催されたユニバーシアード大会に出場したスペインのマリア・パティノ（Maria Patino）のケースをあげることができる。検査の結果、Y染色体を有する「男性」と判定されたマリア・パティノは、自らこの結果を公表し、帰国後3年を要して専門医の助力を得て、「Y染色体があっても、男性ホルモンに反応出来ない特殊体質。月経はなく子供は産めないが、他の身体機能も心理も女

性」²⁶⁾ であるとして検査結果を覆した。この事例は、IFやIOCによる性別確認検査の結果を覆した唯一の事例とされている。しかし、この経緯の中で、彼女は「新聞に書き立てられ、私は陸上競技も、恋人も友人も奨学金も失った」²⁷⁾ としている。

(3) 検査の廃止

マリア・パティノの裁判など公になった事件は、検査廃止に向けた動きを加速させた。国際陸上競技連盟が検査の廃止を決定したのは、1991年のことである。一方、より医学的に正確な検査が存在すればそれを適用することによって、検査の継続を求めようとする見解も存在した。IOCは当初この見解をとり、そのための試みとして、1994年に広島で開催されたアジア大会では、新たな検査方法が導入された。

この方法は、広島大医学部臨床医学研究室により提唱された、「Y染色体を持たない人（女性）でも、男性の体つきになるケースに着目。これは男性への分化を促すY染色体上の性腺原基『TDF』が、分裂の過程でX染色体に紛れ込んだため、このTDFが検出されるかどうかで、男女を判別する。検査には二本の頭髮の毛根を使う。」²⁸⁾ とする検査であった。当時の新聞紙上では、「医学的に100%に近い確率で男女を判別できる方法」²⁹⁾ と紹介されている。

しかし、国際陸上競技連盟が1991年に検査を廃止し、競技の公平性を担保する目的の健康診断書提出へと制度を変更した、1990年代以降の女性とスポーツに関わる国際的なムーブメント³⁰⁾ が盛り上がり、女性選手の人権擁護の観点から検査の廃止を強く求めたことの結果として、2000年以降のオリンピック大会では検査を実施しないことがIOCにより決定された³¹⁾。2004年アテネ大会を前に、結城は「今、五輪の男子選手に一斉性検査を実施したら、何人が“男性失格”になることか？でもそれは、パンドラの箱なのだという。」³²⁾ と述べている。この一文が象徴するように、性別確認検査は一度も男性に課されることなく、終始、女性のみを対象とする検査として、その是非を問われた。

以上のように振り返ると、不平等を解消するた

めにルールとして課された性別確認検査は、科学的妥当性や倫理的課題が問われる中で継続されたことによって、いつしか本来の目的を離れ、性の判別という医学的課題に対する挑戦へとすりかわっていったようにもみえる。

(4) 性別変更選手の参加承認が与えた影響

一方、トランスジェンダー・アスリートに関係する別の問題として、IOC理事会が性別変更選手のオリンピック大会への参加承認を決定したことがある。この決定は、2004年であった³³⁾。この決定に至り、スポーツ界では性という境界が医学的に成立しないことを踏まえた性別確認検査の廃止に加え、性別という境界は越境可能であることも認められたことになる。

これら2つの制度的変更は、スポーツが「参加の平等の保障のために気にかけてきた境界が、性ではないのだとすれば、いったい何なのか」を問わなければならなくなった。この疑問は、2009年8月に開催された世界陸上競技選手権大会（ベルリン）の女性選手の性別をめぐる問題によって、もはや避けがたいものとなった。

容姿および劇的な記録の向上によって、女性選手として出場していた当該選手の性別に関する疑義が呈された。これに対しIAAFは、同選手が所属する国内築城競技連盟が性別確認検査を実施することを決定した。性別確認検査の結果は、本来、守秘義務により、公になるはずではなかった。ところが、現実には、オーストラリアのシドニー・モーニング・ヘラルド紙（Sydney morning Herald）等が報じたことにより、社会にも知られることとなった。これら報道の範囲では、疑義が定義された選手はインター・セックスであったとされる。

スポーツにおいて問題となったのは、選手の体内のテストステロン³⁴⁾ 値が平均的な女性の3倍を示していたことであった。IAAFはこの結果を受け、ドーピング等の人為的なものではないとして、彼女の競技成績を承認した。さらに、2010年7月には、当該選手は女性として競技復帰が承認された。IAAFは、選手の性別を「女性として再定義」したといえる。

この事例を契機に、改めてスポーツにおける性差を問う研究が行われるようになった。たとえば、スポーツ科学の中では医学領域に近い、スポーツ生理学分野の国際ジャーナルに掲載されたRoss Tucker & Malcolm Collinsによる論文³⁵⁾は、次のように指摘する。「この議論において見逃されてきた重要な要素は、(a)実際にパフォーマンスの有利さはあるのかどうか、(b)それはどのような大きさなのか、を決定するための信頼性のある科学的エビデンスである」と述べている。

このような指摘にもとづき研究結果が示された場合、その提示方法次第では、スポーツにおける性別二元論が再強化される可能性は十分に考えられる。しかし、上記(a)のように「(性に関して)身体的パフォーマンスに関する有利さは本当に存在するのか」という疑問がほとんど投げかけられてこなかったことを考えると、画期的な指摘であるといつてよい。

(5) 新たな参加資格とその基準

一方、研究レベルでの検討とは別に、現実存在する、従来の境界としての性別にあてはまらない事例に、スポーツ組織は至急かつ慎重に対応しなければならなかった。IOCとIAAFが問題への対処についてある程度の結論を得たことが報じられた³⁶⁾のは、2010年11月19日のことであった。この報道からおよそ5ヶ月後の2011年4月5日、IOCはプレスリリースを発表した³⁷⁾。ここでは、新たなルールの原則として、次の4点が示された。

- 法的に女性である人は「血清中のテストステロン濃度によって示される」アンドロゲンレベルが男性の範囲を超えないか、男性の範囲内であっても競技に有利とはならないアンドロゲン耐性がある場合には、女性の競技に出場する資格を有する
- 出場資格に関する適格評価は、高アンドロゲン血症の分野の国際的専門家によって構成された独立機関によってなされ、……スポーツ側がこの助言機関の见解を考慮して選手の参加資格を決定する。当該選手に参加資格がないと考えられる場合、その選手 (she) はその理由を通知

されるとともに、再度資格を得たい場合に必要な状況について説明がなされる。

- 出場資格判断のプロセスのいかなる面についても、選手がこれを履行しない、または拒絶する場合、それは個人としての権利であるものの、当該競技において選手として参加する資格がないものとする。
- 個々の事例に対する調査は、厳密な守秘義務のもとでなされるものとする。まれにはあるが、女性の中には男性ホルモン（いわゆる「アンドロゲン」）の生産過剰のために、男性と同様の身体的特質を有する場合がある。人間の身体にアンドロゲンが与える影響は、女性に比べ男性のほうがより良く競技できる原因を説明するものであるとされており、実際、ほとんどの競技が男女に区別されているのはまさにこの理由による。

プレスリリースの末尾では「競技を男女別に分けていることの本質を尊重し、すべての女性選手のために、女性競技の公平性・公正性を保証すべきである」（下線は筆者）ことが強調された。

さらに1ヶ月後、IAAFにより2011年5月1日を施行日とする「女性競技に参加するための高アンドロゲン血症の女性の出場資格に関するIAAF規則」³⁸⁾が出された。この規則は、規則を定める意図と背景について序文で簡単に述べた後、規則が従う原則、規則の目的、出場資格決定のプロセスと医学的検査の方法、IAAFによる出場資格の判断に関する取り決め等を示したものである。

それらの内容のうち、従来の性別確認検査に関する文書にはなかったのが「選手の健康への配慮」の観点である。この観点では、高アンドロゲン血症は臨床症状であり、精密な検査と診断を必要すること、したがって、規則によって診断がなされることは、症状がみられる選手にとっても、結果として望ましいとされている。この见解を補足する資料として、米国の小児科学会による「インター・セックス障がいの取り扱いに関する合意声明」³⁹⁾が添えられている。それによれば「早期の性器手術について中止勧告をするまでには至っていないものの、…臨床家は、患者の親が手術を急

表5 トランスジェンダー／インターセックスアスリート選手の参加規定

国際組織	国際オリンピック委員会
	<p><MtF選手> 以下の条件について選手ごとに判断。検査を実施する場合もあり、検査に応じない場合は12ヶ月の出場停止処分 ①性自認が女性であること ②上記①を宣言した後4年間は変更不可 ③出場までの最低1年間、血清中テストステロンレベルが10nmol/l以下であること ④女子カテゴリーで虚偽を希望する期間中を通して血清中テストステロンレベルが10nmol/l以下であること</p> <p><FtM選手> 条件なし</p>
	世界アンチドーピング機構
	<p><FtM選手> テストステロン補助療法を受けている選手は治療目的使用に係る除外措置を申請</p>
	国際陸上競技連盟
	<p><MtF選手> 以下の条件について選手ごとに判断 ①年齢 ②性別適合治療の開始時期 ③性別適合治療の内容 ④性別適合治療開始後の経過時間 ⑤アンドロゲン・レベル ⑥性別適合治療後の処置とモニタリングの内容、期間、結果</p>
国内組織	国際テニス連盟
	<p><FtM選手> 選手のジェンダーが男性であることを示す法的文書の提出（パスポート、免許証等）</p> <p><MtF選手> 思春期までに性別適合治療を受けた選手は女子選手と認定 思春期以降に性別適合治療を受けた選手は以下の条件について選手ごとに判断 ①性腺摘出を含めた性別適合手術の完了 ②適合治療後の性別が法的に認められている ③ホルモン療法が行われたが競技におけるジェンダーに基づいた有利性を解消するのに十分な期間が経過していることの証明 ④性腺摘出から2年以上経過</p> <p><FtM選手> 思春期までに性別適合治療を受けた選手は男子選手と認定 思春期以降に性別適合治療を受けた選手は男子選手として条件なく出場可</p>
	北米ボクシングコミッション協会
	<p><MtF選手> 思春期までに性別適合治療を受けた選手は女子選手と認定 思春期以降に性別適合治療を受けた選手は以下を証明する書類を提出 ①性腺摘出を含めた性別適合手術の完了 ②委員会が承認した性別適合の治療に十分な知識を有する医療機関において性腺摘出後最低2年間ホルモン療法を受けているテストステロン抑制剤治療の開始から2年経過していない選手は男子として出場可</p> <p><FtM選手> 思春期までに性別適合治療を受けた選手は男子選手と認定 思春期以降に性別適合治療を受けた選手は、治療に十分な知識を有すると委員会が承認した医療機関でホルモン療法を受けていることを証明する書類を委員会に提出 テストステロン補充療法を受けているトランスジェンダーの男性は男子としてのみ出場可</p>
	イングランドサッカー協会
	<p>18歳以下の選手は、性自認にかかわらず男子、女子、男女混合チームのいずれでも出場可。 18歳以上の選手は担当機関（Eauqlity Manager）に資格審査を申請し、以下の条件についてそれぞれ審査を受ける</p> <p><MtF選手> ①ホルモン療法が証明可能な形で行われたことを示す医療情報、記録の存在 ②競技における優位性につながる可能性を最低限に抑えるために血中テストステロンレベルを適切な期間女性レベルに維持 ③ホルモン療法の経過を毎年確認 ④身分証明書の提示</p> <p><FtM選手> ①ホルモン療法が証明可能な形で行われたことを示す医療情報、記録の存在 ②競技における優位性につながる可能性を最低限に抑えるために血中テストステロンレベルを適切な期間維持 ③ホルモン療法の経過を毎年確認 ④身分証明書の提示</p>
	イギリス・ラグビーフットボール・ユニオン
	<p>思春期までに性別適合治療を受けた選手は治療後の性別でトレーニングおよび試合に参加できる 思春期以降に性別適合治療を受けた選手は治療後の性別での参加が許可されるが、以下を証明する書類を提出し、認証を受ける ①性腺摘出を含めた性別適合手術の完了から2年以上経過していること ②適切な機関が治療後の性別を法的に認証していること ③競技においてジェンダーに関連した優位性を最小限にするためのホルモン療法が適切な期間行われていることが証明可能であること ④訂正された出生証明書（オプショナル）</p>
	全米テニス協会
	<p>思春期までに性別適合治療を受けた選手は治療後の性別で出場可 思春期以降に性別適合治療を受けた選手は以下の条件を満たせば治療後の性別で参加可 ①性腺摘出を含めた性別適合手術の完了から2年以上経過 ②適切な機関が治療後の性別を法的に認証していること ③競技においてジェンダーに関連した優位性を最小限にするためのホルモン療法が適切な期間行われていることが証明可能であること ④性腺摘出から最低2年間経過している</p>

(井谷・来田, 2016) を改変

がないよう働きかけることを奨励されている⁴⁰⁾。しかし、手術を急がないことは、選手にとっては、あらゆる競技への出場ができないことを意味する。スポーツは、明確にどちらか一方の性であるための基準を満たさなければ出場が承認されないからである。同時に、選手たちは、大きな経済的支出と人的支援の中で勝利を期待され、選手として過ごすことが可能な人生のごくわずかな時期を逃すわけにはいかない気持ちをもっている。そのような中で、高アンドロゲン血症であることが宣告された選手に、客観的な判断ができるかどうかは、疑わしい。

さらに注目すべきは、スポーツにおける従来の性別確認検査の意味と意義を完全に放棄することになる、次の記述である。

これらの規則はこれまでのIAAFの性別確認に関する指針に代わるものであり、IAAFはこれをもって「性別確認検査」および「ジェンダーに関する指針」という用語を規則のあらゆる文書から放棄する⁴¹⁾。

とはいえ、この記述は、スポーツにおける性別が境界としての意味を持たなくなったことを伝えているわけではない。そのことは、これらの規則の全体像においては、競技を性によって区別することの本質的意図は公平・平等な競技の保証にあることが幾度も強調され、また、規則そのものが高アンドロゲン血症の「女性」に向けたものであることから明らかである⁴²⁾。一方、男性であって、何らかの要因により、この検査を通過可能な状況にある選手（身体的能力の可能性が標準的な女性と同等である者）、女性で血清中テストステロン値が高い者は、実質的には公式のハイレベルな競技で活動することができないことになる。そして、「なぜ、高アンドロゲン血症の女性選手は、男性競技に参加することはできないのか」という問いは残されたままなのである。

2017年現在、国際スポーツ組織のいくつかが運用しているトランスジェンダー・アスリートの参加規定は表5のとおりである。

おわりに

1960年代後半に制度化された「性別確認検査」は、もともとはスポーツの公平性の担保、すなわち「パフォーマンスでは男性に劣る女性の利益を守る」ためのものであった。しかし、そのことへの固執とスポーツ組織の意思決定機関に浸透していた強固なジェンダー観によって、現実にはスポーツの公平性が歪められていたことが、21世紀に入って明らかになった。

表5に示した国内外のスポーツ組織における対応は、幾分、トランスジェンダー／インターセックスアスリートがスポーツに参加することによって経験する困難さを軽減したかもしれない。しかし、国内のスポーツ組織の多くは、対応策を備えることができていない。また、あらゆるスポーツが本当に性別カテゴリーを設けて競技を実施すべきなのかどうか見直す検討はほとんどみられない。対応策の不整備や検討そのものがなされていない状況は、結果として性的マイノリティの人々のカミングアウトを阻害し、困難さの不解消へと結びつく。さらには指導者に「自分の身近には存在しない」と誤解させることにもなりかねない。

少なくとも、高いパフォーマンスを競うわけではない学校教育やレクリエーションな場面においては、教師や指導者は、性別に競うことはスポーツにおける「絶対的な制度」ではないことを認識し、トランスジェンダー／インターセックスの人々がスポーツへの参加から阻害されたり、抑圧を感じることはないよう、心がける必要がある。スポーツは、競技の公平性を担保する制度を厳格に保つ以前に、誰もがアクセス可能な公共性の高い文化的資源でなければならない。

引用・参考文献

- 1) 第2章でも明らかにしたとおり、性的マイノリティとされる人々の状況や経験は、個人の置かれた社会状況、時代や文化の規範などの影響を受ける多様なものである。バトラーの指摘によって看破されたとおり、厳密には、人／人々に与えられたカテゴリーやカテゴライズすることそれ自体が、社会や人々の

- 意識の中で生成され、とどまることなく変化する。なお、バトラーの指摘は「ジュディス・バトラー著、竹村和子訳（1999）ジェンダー・トラブルーフェミニズムとアイデンティティーの攪乱、青土社」を参照されたい。
- 2) Ljungqvist, Arne., Martínez-Patiño., Maria José., Martínez-Vidal, A., Zagalaz, Luisa., Díaz, Pino., Mateos, Covadonga., “The history and current policies on gender testing in elite athletes”, in *International SportMed Journal*, 7 (2006) 3 : 225-230.
 - 3) Wiederkehr, Stefan., “We Shall Never Know the Exact Number of Men who Have Competed in the Olympics Posing as Women : Sport, Gender Verification and the Cold War” in *International Journal of the History of Sport*, 26 (2009) 4 : 556-571.
 - 4) Ferguson-Smith, M.A., Ferris, E.A., “Gender verification in sport : the need for change?”, in *British Journal of Sports Medicine*, 25 (1991) 1 : 17-20.
 - 5) 來田享子（2010）スポーツと「性別」の境界ーオリンピックにおける性カテゴリーの扱いー, *スポーツ社会学研究*第18巻第2号 : 23-38.
 - 6) Ferguson-Smith, M.A., Ferris, E.A.
 - 7) Ibid.
 - 8) ポリット発ブランデージ宛, 1966年11月10日付書簡.
 - 9) IOC (1966) Minutes of the meeting of Executive Committee. (IOC理事会議事録, 1966年10月22日メキシコ・シティ開催)
 - 10) IOC事務局長ウェスターンホフ (Westerhoff, J. W.) 発ポリット宛, 1966年11月7日付文書.
 - 11) ポリット前掲文書.
 - 12) IAAF事務局発IOC事務局長宛, 1966年1月3日付文書.
 - 13) 総会議事録には第65次と記載されているが, IOC文書史料館の整理番号では第66次となっている.
 - 14) ポリットのIOC委員退任がこの問題に関わっているかどうかについて, 現段階では明らかにできていない.
 - 15) IOC (1968) Réunion de la Commission Executive du C.I.O. à Mon Repos Lausanne les 26 et 27 janvier 1968, à Grenoble les 29, 30 et 31 janvier 1968 (1968年1月26-27日(ローザンヌ), 同1月29-31日(グルノーブル) IOC理事会議事録). この議事録には, 医事委員会とIFとの合同会議報告およびグルノーブル冬季五輪におけるドーピング・性別確認検査準備状況報告の2箇所に関連記述がある. なお, このルール原案の英語表記は次のとおり. “SEX TEST 1) *The most modern laboratory methods will be used (saliva)* 2) *The control will be carried out before the Games in such a way as to preserve secrecy and avoid all embarrassment* 3) *All women athletes will, in principle, be tested*”
 - 16) IOC (1968) Commission Executive du Comité International Olympique, Grenoble, le 30 janvier 1968 (matin) (1968年1月30日付 IOC理事会議事録). この会議は一部のIOC理事および医事委員会メンバーによって構成されたが, 「IOC理事会議事録」とされ, 議事録は発言者と発言内容が明示される形式のものである.
 - 17) Bunge, R.G. (1967) “Sex and the Olympic Games No.2”, *JAMA*, 200, 10 (June 5) : 267.
 - 18) IOC (1968) Commission Executive du Comité International Olympique, Grenoble, le 5 février 1968 (1968年2月5日付 IOC理事会議事録).
 - 19) 1968年9月30日-10月6日理事会(メキシコ・シティ), 1968年10月7-11日総会(メキシコ・シティ), 1969年3月22-23日理事会(ローザンヌ), 1969年6月2-3日理事会(ローザンヌ), 1969年6月5-9日理事会(ワルシャワ)の各議事録.
 - 20) ニューゼaland NOC (The New Zealand Olympic and British Commonwealth Games Association Inc.) 発IOC事務局長ウェスターンホフ宛, 1968年4月22日付文書.

- 21) IOC (1969) Commission Executive du Comité International Olympique, Warsaw, le 5 – 9 juin 1969 (1969年6月5 – 9日IOC理事会議事録). なお, 原案の原語表記は次のとおり. “The IFs are responsible for carrying out their own dope, alcohol and sex tests. The Organizing Committees will provide all facilities and the IOC Medical Commission will supervise proceedings.”
- 22) Canadian Academy of Sport Medicine, 1997, Position Statement Sex Testing (Gender Verification) in Sport.
- 23) 文献5
- 24) 文献22
- 25) 朝日新聞, 1994. 07. 05付, 東京朝刊, 23頁.
- 26) 結城和香子「オリンピック物語 第四部女性の戦い<6>」2003年11月26日付読売新聞.
- 27) 同上
- 28) 読売新聞「スポーツ界, 揺れる “男女の判定” 国際陸連とIOC対照的動き (解説)」1993. 11. 30付, 東京朝刊, 17頁.
- 29) 同上
- 30) 來田享子「女性とスポーツをめぐる国際的なムーブメント」飯田貴子・井谷恵子編著「スポーツ・ジェンダー学への招待」, 明石書店, 2004, pp.227-237.
- 31) IOCが主催した1996年世界女性スポーツ会議決議文にも, 検査の廃止を要請する一文が記載されている. (IOC “Resolution of 1st IOC World Conference of Women and Sport”, 1996)
- 32) 文献26
- 33) 読売新聞, 2004年5月15日付, 夕刊およびhttp://www.olympic.org/Documents/Reports/EN/en_report_905.pdf
- 34) 男性ホルモン (アンドロゲン) の一種で, 男女両性の体内で分泌される量が異なる. 女性は男性の1/10~1/20とされるが, 個人差や日差もある. 文献やデータの提供元によって, その値はかなり異なる. タンパク質同化作用をもつため, パフォーマンスに影響する筋量の多寡に関わることになる.
- 35) Tucker, Ross and Collins, Malcom (2010) The Science of Sex Verification and Athletic Performance, *International Journal of Sports Physiology and Performance*. Vol.5, No.2, pp.127-139.
- 36) *iol SPORT* (2010) IOC, IAAF to Finalise Gender Rules, November 19 2010 at 03 : 47. <http://www.iol.co.za> (2011年8月9日参照)
- 37) IOC Press releases (2011) IOC Addresses Eligibility of Female Athletes with Hyperandrogenism, 05 April 2011. <http://www.olympic.org/ioc-financing-revenue-sources-distribution?articleid=124006> (2011年8月9日参照).
- 38) IAAF (2011) IAAF Regulations Governing Eligibility of Females with Hyperandrogenism to Compete in Women’s Competition in Force as from 1st May 2011.
- 39) Lee, Peter A. et.al., Consensus Statement on Management of Intersex Disorders, 2006, *PEDIATRICS Official Journal of the American Academy of Pediatrics*, Vol.118, No.2, pp.e488-500.
- 40) 谷口洋幸「インターセックスの子どもたち」玉井真理子ほか編『子どもの医療と生命倫理 資料で読む』法政大学出版局 (2009年) 73-92頁.
- 41) ルールの原語表記は次のとおり. “These Regulations replace the IAAF’s previous Gender Verification Policy and the IAAF has now abandoned all reference to the terminology “gender verification” and “gender policy” in its Rules.”
- 42) 同様に, 境界としての性別の取り扱いに関するダブルスタンダードが存在する例として, IAAFが同じ日付で施行した性別変更選手の参加資格に関する規定がある. この規定は, 男性から女性に性別を変更した選手にのみ適用され, 女性から男性への変更事例には適用されない. IAAF (2011) IAAF Regulations Governing Eligibility of Athletes who Have Undergone Sex Reassignment to Compete

in Women's Competition in force as from
1st May 2011.

その他の参考文献

- 井谷聡子・來田享子 (2016) スポーツとセクシュアリティ, 日本スポーツとジェンダー学会編, データでみるスポーツとジェンダー, 八千代出版, pp.150-162.
- Bunge, R.G., "Sex and the Olympic Games", JAMA, 173 (1960) (July 23) : 196.
- Cole, C.L., "One chromosome too many?", in Schaffer, K. (ed.), : *The Olympics at the Millennium : power, politics, and the Games*, Piscataway : Rutgers University Press, 2000, pp.128-146.
- Dickinson, B.D., Genel, M., Robinowitz, C.B., Turner, P.L., Woods, G.L., "Gender verification of female Olympic athletes", in *Medicine & Science in Sports & Exercise*, 34 (2002) 10 : 1539-1542.
- Editorial, "Introducing the, Uh, Ladies", JAMA, 198 (1966) 10 : 1117-1118.
- Fox JS., "Gender verification--what purpose? What price?", in *British Journal Of Sports Medicine* Sep, 27 (1993) 3 : 148-149.
- Joseph, Janelle., "Gender Verification", in *Berkshire Encyclopedia of World Sport*, 2 (2005) : 671-675.
- Ljungqvist, A., Simpson, J.L., "Medical examination for health of all athletes replacing gender verification in international sports", in Work Group on Gender Verification of the International Amateur Athletic Federation (ed.), *The International Amateur Athletic Federation (IAAF) proposal* (1991).
- Ljungqvist, A., Simpson, J.L., "Medical examination for health of all athletes replacing the need for gender verification in international sports". JAMA, 267 (1992) 6 : 850-852.
- Ljungqvist, A. Gender Verification. In Drinkwater, Barbara L. (ed.), *Women in Sport*, London : Blackwell Science Ltd., 2000, pp.83-193.
- Puffer J.C., "Gender verification : a concept whose time has come and passed?", *British Journal Of Sports Medicine* Dec, 30 (1996) 4 : 278.
- Puffer, J.C., "Gender verification of female Olympic athletes", *Medicine & Science in Sports & Exercise*, 34 (2002) 10 : 1543.
- Ritchie, I., "Sex tested, gender verified : controlling female sexuality in the age of containment", in *Sport History Review* May 2003, 34 (2003) 1 : 80-98.

第5章 体育・スポーツの場面における性的マイノリティに関する フォビアや困難の様相

藤山 新¹⁾

本稿の目的

東京都渋谷区や世田谷区をはじめとした、一部の自治体による同性パートナーシップ条例の制定や、企業やNPOなどによるLGBT支援の取組など、性的マイノリティを取り巻く環境は、2010年代に入って大きく変化している。教育の場面でも例外ではなく、2016年4月には文部科学省が性的マイノリティの児童生徒への対応に際しての具体的な配慮事項などをまとめた資料『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）』を作成・公表した。これは、2013年に全国の小・中・高校・中等教育学校・特別支援学校を対象として実施し、2014年6月に『学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について』としてその結果を公表した調査が発端となっている。この調査においては、「性同一性障害」という現象だけが対象となっているが、この調査結果を受けて2015年4月に文部科学省が発出した『性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について』の通知においては、通知のタイトルこそ「性同一性障害にかかる」となっているものの、通知文内では「2. 性同一性障害に係る児童生徒や『性的マイノリティ』とされる児童生徒に対する相談体制等の充実」との文言が見られ、配慮の対象が性的マイノリティ全体に広がっていることを示している。その結果として、2016年に公表された資料においては、タイトルに「性的指向・性自認に係る」と、性的マイノリティ全体を示すことが明示され、内容的にもあらゆる性的マイノリティへの配慮が必要との認識を示すようになっている。こうしたことから、今や教育場面における性的マイノリティ当事者への対応は、社会

的に重要な課題として認識されていると言えよう。

しかしながら実際の教育現場においては、多くの教員が身近に当事者がいるという認識が薄く、特に体育や運動部の部活動の場面においては、性的マイノリティ当事者の抱える困難が十分に理解されているとは言い難い状況にある。

そもそも、体育やスポーツの場面では、身体が深くかかわることもあって、人間の性別は男性もしくは女性のどちらかに明確に分類できるとする「性別二元論」や、異性を好きになることが自然であり、当然であるとする「異性愛主義」が強固な規範として作用している。このため、性的マイノリティ当事者にとっては、体育やスポーツの場面というものは、侮蔑やからかい、暴力の対象となったり、自身の性のありようを隠さなければならなかったりするような、抑圧的な場として感じられることが少なくない。また、特に身体のありようが男性・女性のどちらの典型でもない人や、トランスジェンダーの当事者にとっては、自らの身体のありようを理由として、体育やスポーツの場面から排除されることさえありうる。こうした意味で、体育やスポーツの場面において、性的マイノリティは多くの困難に直面していることが理解される。

そこで本稿では、日本の教育と性的マイノリティに関する先行研究を概観したうえで、特に体育、さらには学校を離れたスポーツの領域で、性的マイノリティ当事者がどのような困難を感じているのかを検討し、その困難を解消するために、どのような手法が必要とされているのか、そしてそのために本研究はどのような貢献ができるのかといったことについて、検討を進めていく。

日本における教育と性的マイノリティに関する研究

現在の日本では、直接的に保健体育科教育と性

1) 首都大学東京

的マイノリティを扱った研究は非常に少なく、十分な蓄積があるとは言えない。

しかし、保健体育科教育に限らず、教育現場と性的マイノリティに関する研究に視野を広げてみると、早い時期からこうした課題に取り組んでいるのが一般社団法人“人間と性”教育研究協議会であり、同協議会の機関誌的な役割を果たしている『季刊セクシュアリティ』誌である。2001年10月発行の第4号で「さまざまな“性”を生きる」というタイトルのもと、初めて性的マイノリティに関する特集を組み、教育現場からの報告も3本掲載されている。以降も、継続的に教育と性的マイノリティについての論考を掲載している。

さらに、同性愛の子どもたちが学校教育で阻害されてきた要因と、より善い働きかけとはどのようなものであるかを、性教育におけるアプローチを中心に考察した稲葉（2010）や、家庭科の教育実践において、ジェンダー／セクシュアリティに関わる問題がどの領域・分野でどのように展開されているのかを検証した良（2010）、性的マイノリティが学校教育と社会でどのようにとりあげられてきたのかという関係について、教科書と新聞記事を通じて検討した松尾（2013）など、教育現場と性的マイノリティに関する研究成果をいくつか見出すことができる。また、中学校において「性の多様性」を理解するための授業方法について、継続的に研究・実践を行っている渡辺ほか（2011）や田代ほか（2014）のような、実践的な研究成果も見られる。

この他、大学における性的マイノリティの実態と大学が実現可能な支援のあり方を検討した日高（2014）は、制度的な支援だけでなく、講義でできることやハラスメント防止規定でできること、当事者のサークル活動への支援など、高校までとは異なる困難とその解決方法を端的にまとめている。

性的マイノリティ当事者や支援者の団体による調査研究としては、「いのちリスペクト．ホワイトリボン・キャンペーン」が2013年に当事者を対象として実施したWebアンケート結果を取りまとめた『LGBTの学校生活に関する実態調査（2013）結果報告書』が、性的マイノリティ当事

者が学校生活で抱える困難を理解する貴重な資料となっている。同様に、人権問題の解消に取り組む国際NGO組織のHUMAN RIGHTS WATCHがまとめた報告書『「出る杭は打たれる」日本の学校におけるLGBT生徒へのいじめと排除』も、性的マイノリティ当事者のみならず、対応に苦慮する現場の教員の声を伝える資料として、きわめて貴重なものと言える。

体育・スポーツと性的マイノリティに関する研究

一方、日本における体育やスポーツと性的マイノリティに関する研究は、先にも述べたようにまだ十分な蓄積があるという状況にはないが、それでも2010年代に入って、少しずつそうした研究成果が表れ始めている。

その嚆矢と言えるのが、風間ほか（2011）による、学校教育における体育やスポーツ系の部活動での性的マイノリティの経験についての大規模な定量調査であろう。この調査においては、性的マイノリティ当事者が体育の授業や運動部の部活動の場面において感じた抵抗感などが数値として示されている。

Itani（2015）においては、性的マイノリティのアスリートのライフヒストリーを聞き取る中で、特にトランスジェンダーのアスリートが直面する困難が明らかにされている。また、性的マイノリティのスポーツサークルを調査した風間（2016）は、既存の多くのスポーツ空間が異性愛主義や性別二元論、ホモフォビアといった雰囲気を持っていることを示唆している。

体育・スポーツ関連学部在籍する学生を対象として、スポーツ観・ジェンダー観と、性的マイノリティに対する意識や知識を調査した藤山ほか（2014）は、性的マイノリティ当事者の体験を調べるものではなく、非当事者を含めて、体育やスポーツに携わっている学生が性的マイノリティについてどのような認識をしているのかという視点から行われた、初めての大規模な調査と言える。この調査で得られたデータから、ジェンダー観やスポーツ観と性的マイノリティに関する知識や態度との関係性を検証しているのが、飯田ほか

(2016, 2018)である。また、三上、井谷(2018)もこの調査を応用し、教員養成課程の学生における性的マイノリティに関する知識と意識についての研究成果を公表している。

この他、保健体育科教育の研究と実践をつなぐことを目指して刊行されている『体育科教育』誌においては、2016年8月号で「保健体育とLGBTを考える」の特集を組んでいる。この中で藤原(2016)は、性的マイノリティの子どもたちに必要な体育や部活動での配慮について、具体的に指摘している。また、日本の保健体育科教育の場面において、セクシュアリティを含めた生徒の個性に応じた教育が保障されるよう必要があるとする立場から、佐野ほか(2017)は、生徒の属性に基づいた差別は許されないことが明記され、個性に応じた教育が保障されている先行事例として、カナダ・オンタリオ州の2015年改訂版保健体育カリキュラムを検証し、日本の保健体育科の学習指導要領への応用可能性を検討している。

体育・スポーツの場面における性的マイノリティに関するフォビアや困難の様相

いのちリスペクト、ホワイトリボン・キャンペーンによる『LGBTの学校生活に関する実態調査(2013)結果報告書』は、性的マイノリティの当事者が、学校生活の場面で差別的な冗談やからかいを頻繁に体験していることや、加害者が同性の同級生であること、いじめや暴力が小学校高学年～中学2年生の間に起きやすいこと、相談した場合には比較的解決に向かうことなど、既存のいじめ調査結果との共通点が多かったことを明らかにし、より深刻ないじめ被害に遭いやすいハイリスク層として性的マイノリティを重視し、支援する必要性を訴えている。

さらに、上記のようなこれまでの研究成果からは、学校生活の中でも特に体育やスポーツの場面における、性的マイノリティに対する具体的なフォビアや当事者が直面する困難をうかがうことができる。

性的マイノリティ当事者として自身の体験を語り、学校への提言などを行っている遠藤(2011)が「水着は自分の性別を意識させられる格好なの

で、多くの当事者にとっては苦痛であることが多い」「個人的に深刻だったのは、着替えの時間だった。思春期が訪れるにつれ、クラスメイトの女子と一緒に着替えることが恥ずかしくなった」と語っているように、多くの当事者から体育の授業に際しての着替えや水泳の際の水着が苦痛であったことが指摘されている。また、Itani(2015)においては、戸籍上は女性だが、アイデンティティは女性ではない2人のアスリートへのインタビューを通じて、ユニフォームのデザインが男女で明確に分かれているスポーツや、身体のラインがはっきりと出るようなユニフォームを使用するスポーツには参加しづらかった、また参加しづらかったという経験が示され、体育やスポーツにおける服装が、当事者にとって参加を阻む障壁の一つとなっていることを指摘している。

風間ほか(2011)の調査においては、性的マイノリティの当事者の経験として「同性愛に関して不快な発言を聞いた」が55.9%、「男・女らしさを強く求められていると感じた」が59.2%との回答を得たほか、自身の抑圧経験として、24.9%が「自らの性のあり方を理由とした無視や嘲笑を経験した」、5.6%が「自らの性のあり方を理由に暴力をふるわれた」と答えている。また、36.6%が「男女のグループ分けに抵抗を感じた」、31.9%が「スポーツ時の服装に抵抗を感じた」、11.7%が「男女別の更衣室に抵抗を感じた」と答え、学校の体育・スポーツにおいて、性別二元論に基づいた実践が当事者の困難をもたらしていることが明らかになった。また、「私個人の言葉遣いや物腰で『オカマ』とか言われたことがある」「体育が嫌いで不得意でモジモジしていたら、『おまえはオカマじゃねえの?』と言われ、ドキッとして傷ついて、隠さねばと思った」など、具体的なホモフォビアの言動の経験も複数示されている。風間はこれらの結果から「(i)性別(性自認)にかかわらず性的マイノリティのほうが同性愛に関する不快発言や異性愛を正常とする雰囲気、ジェンダー役割の強制を感じ取っている、(ii)性的マイノリティの女性は性的マイノリティの男性よりもグループ構成や更衣室、服装などの男女をわける教育実践に抵抗感を持っている、(iii)性的マイノリティの男

性は、性的マイノリティの女性よりも無視や嘲笑、暴力の対象になりやすい (p.49)」という3点が明らかになったと分析している。

2015年には、あるスポーツクラブにおいて、トランスジェンダーの会員が自らのアイデンティティに即したロッカールームの利用を申し出たところ、クラブ側から戸籍上の性別に即したロッカールームの使用を命じられたとして、訴訟を起こすという出来事があった。こうした事例のように、学校外でのスポーツの場面においても、性的マイノリティ当事者のスポーツ参加が妨げられる事態が生じている。

競技スポーツの世界においても、同様の問題が見られる。例えば、アメリカの総合格闘技MMAにおいて、女性として競技に参加していた選手が、2戦（2勝）した後にMtFトランスジェンダーであることをカムアウトしたところ、同選手が女性として競技に参加することに対して、格闘技に携わる選手の間から否定的な意見が多く表明されたという事例がある。このことは、男性の方が女性よりも身体的なパフォーマンスに優れているとする前提のもと、MtFトランスジェンダーアスリートに対する不公平感、危険性への懸念、（異性と）身体的な接触に対する抵抗感が、性的マイノリティのアスリートの競技参加を拒否する言動につながった事例として捉えることができる。（松宮、2014）

また、陸上競技の世界においては、2000年以降、複数の女性選手が性別に疑義があるとして、順位をなく奪されたり、大会への出場資格をなく奪されたりしている。これらの選手はいずれも、男性ホルモンの一種であるアンドロゲンの血中濃度が平均的な女性の値よりも高い「高アンドロゲン症」とされる女性であり、女性として日常生活を送り、本人のアイデンティティも女性という意識である。しかし、国際陸上競技連盟（IAAF）は、パフォーマンスの男女差はアンドロゲンの値によるとの認識を前提として、高アンドロゲン症の女性の参加資格について、アンドロゲンの値を10nmol/l以下とする規定を2011年に発表した。スポーツ仲裁裁判所は、2014年にこの規定に抵触して国際大会の代表チームから外された女性選手の

訴えを受け、2015年にこの規定を暫定的に最大2年間停止し、IAAFに対して、2017年7月までにテストステロンの数値が高い女性アスリートが実際に大きな優位性があるという科学的証拠を示すように求めている。このケースは、性別二元論に基づいてスポーツのカテゴリーが分類されていることとその限界、またそれによって性的マイノリティのアスリートが競技から排除される危険性を示唆する事例といえよう。

この他にも、有名なアスリートが同性愛者であることをセンセーショナルに報道する傾向や、引退後に自身の性指向をカムアウトする事例なども複数見られる。このことは、スポーツの世界において、ホモフォビアが強く存在していることを示唆していると考えられる。

このように、性的マイノリティに対するホモフォビアや、当事者がスポーツに参加しづらい状況、参加を拒否される状況は、学校の体育や部活動だけでなく、広くスポーツの場面で、さまざまなレベルで存在している。これらの事柄は、いずれも冒頭に述べたように、体育やスポーツの場面で性別二元論や異性愛主義が強固な規範として作用していることに起因していると考えられる（図1）。したがって、体育・スポーツの場面における性的マイノリティに関するフォビアや困難を取り除くには、こうした規範として作用している性別二元論、および異性愛主義を超克することが必要になると言えよう。

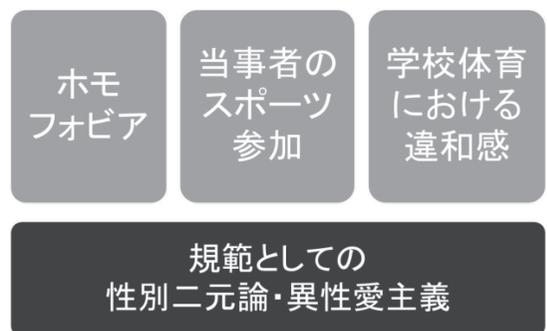


図1 体育・スポーツ場面で性的マイノリティが直面する困難の構造

今後の課題、本研究の意義

ここまで見てきたように、体育・スポーツの場面において、性的マイノリティに関するフォビアや、当事者が抱える困難は多岐にわたっており、その要因も含めて、根深い問題と行うことができる。しかしその一方で、これまでの研究からは、体育やスポーツの場が性的マイノリティ当事者にとって肯定的に作用する場合があることも指摘されている。

日本スポーツとジェンダー学会第10回記念大会において開催されたラウンドテーブルセッション「スポーツにおける性の多様性とその未来－学校教育とセクシュアル・マイノリティ」で登壇した、トランスジェンダー当事者でフェンシング元日本代表の杉山文野氏は、自身のスポーツ体験を踏まえながら、「体育会の男尊女卑的な風潮は好ましいとは思えなかったが、競技そのものに関しては、性別やセクシュアリティではなく、選手としての実力で評価されるのがスポーツの世界だ。その点はスポーツの良さだと感じている」と述べ、体育やスポーツの場面が、性的マイノリティ当事者にとって性別やセクシュアリティについての規範からの解放をもたらす場になりうることを、自己肯定感をもたらす場になりうることを示唆している。(杉山, 2011)

また、風間(2016)は、「戦略的競技指向」という概念を提示し、性的マイノリティを構成員とするスポーツサークルのなかには、勝負にこだわるのではなく、当事者同士の交流や出会いの場としての機能を持ったサークル活動を行うことや、性的マイノリティ当事者が安心してスポーツに参加できる環境を作ることを第一の目的としてサークル活動を行うケースも存在することを指摘している。

さらに、MtFトランスジェンダーのフィギュアスケーターが、競技には男性として参加しているものの、「銀盤では私は女だと思って滑っているんです」と語り、「リンクは自分らしさを表現できる場所」として捉えていることや、MtFトランスジェンダーのプロレスラーが女性としてリングに上がることで「自分に素直になり、楽になった」

と語っていることを伝える新聞記事からも、スポーツが性的マイノリティ当事者のアイデンティティを支える働きをしていることがうかがえる。(朝日新聞2016年4月13日朝刊31面)

これらのことから、体育やスポーツは、性的マイノリティの当事者にとって「抑圧の場」として作用するだけでなく、その場の運営の仕方によっては「自身のアイデンティティを解放できる場」「自己肯定感を育てる場」としても機能する可能性があると考えられるのではないだろうか。そうであるとするならば、その可能性を活かすためには、体育やスポーツの場面でどのような対応や配慮が必要になるのだろうか。

藤原(2016)は、学校体育や運動部の部活動の場面において、特に教員が、「多様性を尊重する姿勢を周囲に明示していくこと」「LGBTや性の多様性に関する知識や情報を得ること」「教師自身のジェンダーやセクシュアリティに関する考えに自省的であること」が必要になることを指摘している。(p.26-27)この藤原の指摘は、学校における体育の教員や部活動の顧問にとどまるものではなく、あらゆるスポーツの指導者や、スポーツ施設の管理・運営にあたる人々など、広くスポーツに携わる人々にも共通して必要とされる事柄といえよう。

特に、性的マイノリティや性の多様性に関する知識や情報を得ることの意味については、藤山ほか(2014)、飯田ほか(2016, 2018)も示唆しているように、正しい情報や知識を得ること、また得ようとする態度を持つことが、性的マイノリティに対するフォビアや偏見を軽減する働きをしていると考えられる。そうした意味で、本研究はスポーツの場面で指導者として活躍している多くの人々に、性的マイノリティや性の多様性に関する知識や情報を提供することで、体育やスポーツの場における性的マイノリティへのフォビアや偏見、参加の拒絶など、現実に生じている課題を解決に導くために貢献できると考えられる。

文 献

朝日新聞(2016)「性別超える スポーツでも」

- 朝日新聞2016年4月13日朝刊31面
- 遠藤まめた (2011) 「[エッセイ] 性同一性障害と体育の時間」『体育科教育2011.11』大修館書店, p.49
- 藤山新ほか (2014) 「体育・スポーツ関連学部の大学生を対象としたスポーツと性的マイノリティに関する調査結果」『スポーツとジェンダー研究Vol.12』日本スポーツとジェンダー学会, p.68-79
- 藤原直子 (2016) 「LGBTの子どもたちに必要な体育・部活動での配慮」『体育科教育2016.8』大修館書店, p.24-27
- 日高庸晴 (2014) 「LGBT学生の存在を考えるーキャンパス内でのダイバーシティ推進のために」『大学時報358』 p.76-83
- HUMAN RIGHTS WATCH (2016) 『「出る杭は打たれる」日本の学校におけるLGBT生徒へのいじめと排除』
<https://www.hrw.org/ja/report/2016/05/06/289497>
- 飯田貴子ほか (2016) 「体育・スポーツ関連学部の大学生を対象としたスポーツと性的マイノリティに関する調査結果第2報 性別, LGBTの知人の有無, 競技レベルに着目して」『スポーツとジェンダー研究Vol.14』日本スポーツとジェンダー学会, p.21-32
- 飯田貴子ほか (2018) 「性的マイノリティについての知識に関する考察ージェンダー観, ホモフォビア, トランスフォビアおよびスポーツ価値観との関連ー」『スポーツとジェンダー研究Vol.16』日本スポーツとジェンダー学会 (印刷中)
- 稲葉明子 (2010) 「学校教育におけるセクシュアル・マイノリティ」『創価大学大学院紀要32』創価大学大学院, p.259-280
- いのちリスペクト, ホワイトトリボン・キャンペーン (2014) 『LGBTの学校生活に関する実態調査 (2013) 結果報告書』
<http://endomameta.com/schoolreport.pdf>
- Itani, S. (2015), Japanese Female and 'Trans' Athletes: Negotiating Subjectivity and Media Constructions of Gender, Sexuality, and Nation, Ph.D. diss., University of Tront.
- 風間孝ほか (2011) 「性的マイノリティのスポーツ参加ー学校におけるスポーツ経験についての調査からー」『スポーツとジェンダー研究Vol.9』日本スポーツとジェンダー学会, p.42-52
- 風間孝 (2016) 「性的マイノリティのスポーツサークルにおける戦略的競技指向」『女性学23』日本女性学会, p.22-35
- 長香織 (2010) 「家庭科におけるジェンダー/セクシュアリティに関わる教育実践の現状と課題ー高校生と家庭科教師を対象とした調査からー」『日本家庭科教育学会誌53(2)』日本家庭科教育学会, p.82-91
- 松宮智生 (2014) 「総合格闘技におけるトランスジェンダー競技者の事例ー競技への参加資格と競技の公平さを中心にー」日本スポーツとジェンダー学会第13回大会分科会3-B『セクシュアル・マイノリティのスポーツ環境』発表資料
- 松尾由紀子 (2013) 「学校教育と社会における性的マイノリティに関する言説研究ー1990年以降の教育メディアと新聞記事の記述分析ー」『静岡大学教育学研究9』静岡大学, p.17-38
- 三上純, 井谷恵子 (2018) 「教員養成課程の学生における性的マイノリティに関する知識と意識についての研究」『スポーツとジェンダー研究Vol.16』日本スポーツとジェンダー学会 (印刷中)
- 文部科学省 (2014) 『学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について』2014年6月13日発出
- 文部科学省 (2015) 『性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について (通知)』2015年4月30日発出
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm
- 文部科学省 (2016) 『性同一性障害や性的指向・性自認に係る, 児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について (教職員向け)』
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf
- “人間と性”教育研究協議会 (2001) 『季刊セクシュ

アリティ第4号 さまざまな“性”を生きる』
エイデル研究所

佐野信子, 藤山新, 井谷聡子 (2017) 「多様化社会において個性に応じた保健体育授業を可能とする政策立案に向けた基礎的研究－カナダ・オンタリオ州2015年改訂版保健体育カリキュラムの理念から, インクルーシブな保健体育の示唆を得る－」『立教大学コミュニティ福祉学部紀要第19号』立教大学, p.87-96

杉山文野 (2011) 「当事者が語る, 日本におけるトランスジェンダーの今」『日本スポーツとジェ

ンダー学会第10回記念大会発表抄録』日本スポーツとジェンダー学会

田代美江子, 渡辺大輔, 長香織 (2014) 「ジェンダー・バイアスを問い直す授業づくり－「性の多様性」を前提とする中学校の性教育－」『埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要13』埼玉大学, p.91-98

渡辺大輔, 田代美江子, 長香織, 楠裕子 (2011) 「中学校における「性の多様性」理解のための授業づくり」『埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要10』埼玉大学, p.97-104

第6章 国内体育・スポーツにおけるLGBT当事者への配慮・対応

松宮 智生¹⁾

本章においては、LGBTに関する国内体育・スポーツ界の対応についてみていく。「男性中心主義最後の砦」とも言われるスポーツ界においては、LGBTに対するフォビア（嫌悪感）が強く、彼／彼女らの存在が不可視化されてきたことが指摘されている¹⁾。国内スポーツ界におけるLGBTへの対応は、社会の動きよりも遅れていると言わざるを得ない。本章においては、スポーツ界の動きに先行する一般社会、特に教育界における対応をみとうえで、スポーツ界の動きや意識について確認していきたい。

LGBTのなかでも、法によって対応が制度化されたのは「T」（トランスジェンダー）である。ただし、それは「性同一性障害」という病理化された存在として扱われている。

まず、性同一性障害者の「治療」の効果を高め、社会的な不利益を解消するために、2003（平成15）年、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成15年法律第111号）が議員立法により制定された。

また、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についても、その対応が求められるようになり、文部科学省は、2010（平成22）年、「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」を発出し、性同一性障害の児童生徒の心情等に十分配慮した対応を要請した。また、2014（平成26）年には、その後の全国の学校における対応の状況を調査し（「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」）、様々な配慮の実例を確認した。

この調査結果を受け、文部科学省は、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（平成27年4月30日 27文科初児生第3号）」をまとめた。この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児

童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」（LGBT）とされる児童生徒全般に共通するものであることを明示した²⁾。

以下、本章においては、2014（平成26）年の「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」と、それに続く2015（平成27）年「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の概要を確認し、体育・スポーツ活動を含めた学校生活・活動において、LGBTの児童生徒に対してどのような配慮がこれまでになされ、今後求められているのかをみていきたい。

1. 文部科学省（2014）学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査

文部科学省は、2014（平成26）年、学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査を実施した。この調査は、学校（小・中・高校）における性同一性障害³⁾に係る対応に関する現状把握を行い、全体的な状況及び配慮の具体的内容など、学校における性同一性障害に係る対応を充実させるための情報を得ることを目的としている。

性同一性障害をはじめとする性的マイノリティの人たちが一定の割合で身近にいるにもかかわらず、これまでその存在が不可視化されてきた。しかし、近年、性的マイノリティの存在が認識されるようになり、彼／彼女らの人権を制限するような従来の制度・社会環境が問題視されるようになってきた。そのような状況下にあって、文部科学省が学校における状況調査を実施したことの意義は大きいと考えられる。この調査は、性的マイノリティの中でも対象が性同一性障害に限られ、また調査で明らかになった報告件数も多いとはいえないが、当事者に対する配慮事例をレポートすることで、その後、学校現場において児童生徒に適切な配慮をしていくうえでの参考になった。

なかでも、体育・スポーツは身体が直接関与する活動であるため、身体と心の性別に違和感をも

1) 清和大学

つ当事者が自らのアイデンティティに肯定的に向き合えない事態も起こりやすい。体育スポーツの現場では、適切な配慮が特に求められる。

(1) 調査結果

- ・報告のあった件数 計606件（戸籍上男・女の両方を含む）⁴⁾
- ・戸籍上の性別 男：39.1%（237件）、女：60.4%（366件）、無回答：0.5%（3件）
- ・学校段階：
 - ①小学校低学年：4.3%（26件）
 - ②小学校中学年：4.5%（27件）
 - ③小学校高学年：6.6%（40件）
 - ④中学校：18.2%（110件）
 - ⑤高等学校：66.5%（403件）

(2) 特別の配慮の事例

配慮の事例は、次のとおりである（下線は体育・スポーツに関連する項目：松宮）。

①服装（制服有）

- ・自認する性別の制服着用を認める。
- ・体操着登校を認める。

②服装（制服無）

- ・スカートで登校しているが本人の意思を尊重している（小学校高学年、戸籍上男）。

③髪型

- ・男子生徒の標準的な髪型よりも長い髪型を清潔さを損なわない範囲で認める（高等学校、戸籍上男）。

④学用品

- ・名前シールなどの男女の色分けをできるだけ避ける。
- ・自認する性別のスリッパ着用を認める。

⑤更衣室

- ・保健室の利用を認める。
- ・多目的トイレを更衣室として使用することを認める。

⑥トイレ

- ・職員トイレ・多目的トイレの使用を認める。

⑦通称の使用

- ・校内文書を通称で統一する。
- ・公式行事では通称で呼ぶ。

⑧授業（体育又は保健体育）

- ・自認する性別のグループに入れるようにする。
- ・本人用に別メニューを設定する。

⑨水泳

- ・上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男）。
- ・補習として別日に実施する。レポート提出で代替する。

⑩授業（体育及び保健体育以外）

- ・自認する性別として名簿上扱う。
- ・男女混合グループを作り発言しやすい環境を整備する。

⑪運動部での活動

- ・自認する性別の活動に参加することを認める。

⑫宿泊研修（修学旅行含む）

- ・1人部屋を使用することを認める。
- ・入浴時間をずらす。

⑬他の児童への説明

- ・入学直後に本人及び担任から全校生徒に対し説明する。
- ・本人の希望により説明していない。

⑭保護者・PTAへの説明

- ・入学時に保護者会で説明する。
- ・本人の希望により保護者へは告げていない。

⑮その他

- ・全ての生徒を「さん」付で呼称するよう統一する。
- ・内科検診を別途実施する。

(3) 配慮の事例と課題（体育・スポーツ以外）

配慮の事例は、服装、髪型、更衣室、通称の使用など多岐にわたり、相談件数全体の約6割については何らかの配慮がなされていた。

更衣室、トイレ、通称の使用、宿泊研修、その他（「さん」付けで呼称を統一）などは、体育・スポーツの場面においてもなされるべき配慮であると考えられる。

配慮がなされていない事例について、理由は問われていないが、児童生徒本人が公表を求めず、特別な配慮を望んでいないことなども踏まえて、

あえて配慮していない事例もあることがうかがえる（相談件数のうち「秘匿している」が43.1%、「ごく一部を除いて秘匿している」が14.4%であり、「秘匿していない」は22.4%にとどまる）。

自由記述をみると、性同一性障害の児童生徒が学校生活を送るうえで「問題なし」とする学校においては、「周囲も受け入れており、特に問題なく生活している」「家庭の理解を得ている」「完全に自認する性別として周りも疑わない」「本人のありのままの姿を受け止めてくれる友人がいるため友人関係で悩むことはない」「服装について特別の配慮を行って以来、本人も明るくのびのびとした感じを受けるようになった」など、周囲の理解を得ることによって、本人が心の負担を感じることなく学校生活を送ることができているとする報告がある。

他方、「問題あり」とする学校においては、「不登校状態となっている。保健室に通うことが多い」「家庭の理解が得られない、もしくは、理解するも受け止めるまでには至っていない」「本人は他の生徒等へ明かすことなく過ごすことを希望しており、保護者もそれを望んでいるが、周囲の生徒は気付いており指導が難しい場面がある」など、周囲との関係が良好でない事例も報告されている。なかには、「気持ちの浮き沈みがあり、自傷行為をしている」という事例もある。

児童生徒によって、身心の状態や周囲との関係はさまざまである。個別の事情が強いため、対応のマニュアル化が困難であり、また現場では、どこまで配慮すべきかの判断（どこまで踏み込んだ対応をとることが適当かの判断）に迷うことが多い、という課題がある。

体育・スポーツにおいても同様の課題があることが予想される。本研究プロジェクトにおけるタスクの達成（スポーツ指導者に対するLGBTへの適切な配慮を求める資料の作成など）に向けて、個別の事情に応じた対応が求められるなかで、どれだけ汎用性の高い成果を上げることができかが課題となるであろう。

(4) 体育・スポーツにおける配慮

学校における体育・スポーツ以外の活動に関し

ては、本人が自認する性別を尊重するほかに、「男女分けをできるだけ避ける」「男女混合グループをつくる」など、性別によるグループ分けについての工夫をしている。対応にあたっては、性別によるグループ分けがそもそも必要なかどうかについても検討がなされているであろう。

しかし、体育・スポーツに関連する、⑧授業（体育又は保健体育）、⑨水泳、⑩運動部における配慮をみると、スポーツにおける性別二元制のあり方を問うような取り組みはまだ十分にはなされてはいない。ほとんどのスポーツ競技は、種目が男女で分かれており、性別二元制が自明のこととされやすい。身体活動である体育・スポーツにおいては、身体の違いが強調されがちであるが、性的マイノリティへの配慮という視点から考えても、今後は性別を問わない、あるいは性別を越えたスポーツ活動のあり方が検討される必要があるであろう。

学校生活においては、体育のみならず、性別で二分されているものが多くある（例えば、制服、音楽などのパート分け、名簿、席順など）。二元制を前提にした教育は、保健や性教育、あるいは家庭科や道徳などにおいても課題となるであろう。そういった課題が想定される中で、身体活動である体育・スポーツが他の領域にとっても指針となるような適正な配慮のあり方を示すことが求められる⁵⁾。

2. 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（平成27年4月30日 27文科初児生第3号）

前項の「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」をうけて、本項の「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が文部科学省から出された。

学校生活には男女別の規則及び活動が多いため、服装、髪型、授業などでの配慮や支援の具体例を提示したものである。「先入観を持たず、児童生徒の状況に応じた支援を行うことが必要」と強調している。

以下、そこに掲げられた支援・配慮の内容についてみていくこととする。児童生徒に対する学校

における対応の具体例ではあるが、これらに示されたことは成人の体育・スポーツの現場においても参考となる知見が含まれているように思われる。

また、性同一性障害だけではなく、広く「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実についても言及されている（(6)においてその内容を概観する）。

(1) 学校における支援体制について

①組織的な取り組み

「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等の「サポートチーム」を学校内外に作り、適時開催しながら対応を進める。

②情報共有

児童生徒が秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、児童生徒や保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進める。

(2) 医療機関との連携について

①専門的知見の必要性

医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となる。教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得る。また、当事者である児童生徒が適切な知識をもっているとは限らないことなどから、医療機関と連携しつつ支援を進めることが重要である。

②適切な情報源の確保

専門的な医療機関が多くないため、専門医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とする。

③当事者や保護者の同意が得られない場合

医療機関との連携に当たっては、当事者の意向を踏まえることが原則であるが、同意が得られない場合、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられる。

(3) 学校生活の各場面での支援について

①具体的な支援（1. (2)を参照）

②当事者児童生徒への配慮と、他の児童生徒への

配慮との均衡

③状況等に応じた具体的な支援

当該児童生徒が有する違和感の強弱は様々であり、また、成長に従い変動があり得るものであるから、学校は先入観をもたず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要である。

④他の児童生徒や保護者との情報の共有

当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める。

⑤診断がない場合

診断が出なかった場合であっても、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能である。

(4) 卒業証明書等について

卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応する。

(5) 当事者である児童生徒の保護者との関係について

①保護者が子供の悩みや不安等を受容している場合

学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要。

②保護者が受容していない場合

学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し、問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い、可能な支援を行っていくこと。

(6) 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

①適切な生徒指導・人権教育等を推進

いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となる。

②当事者の悩みや不安を受け止める

教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通する。

③相談しやすい環境づくり

「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれる。

このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄（やゆ）したりしないことなどが求められる。

④相談を受けた際に心がけること

相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要である。

3. 前項以降の教育界における取り組み

これまでの調査や通知を受け、文部科学省、各教育委員会、及び学校現場においては、性的マイノリティに対する適切な支援・配慮のあり方についての理解を広める活動が徐々に広がってきた。

(1) 教職員向け資料の作成

2016（平成28年）4月、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」⁶⁾が発行され、現場の教職員に対する簡便な指針となっている。

(2) 文部科学省内幹部職員研修会の開催

2016（平成28）年9月、LGBTに関する理解を深めるため、文部科学省内幹部職員研修会が開催された（課長級以上の幹部職員約100人が参加した）⁷⁾。

(3) 教員委員会による研修の実施

LGBTに関する教員研修が、全国の都道府県・政令指定都市教育委員会のうち、約6割の40の教育委員会でLGBTに特化した教員研修を行っていることが報道された（朝日新聞2017年5月26日）。

朝日新聞と日高庸晴・宝塚大看護学部教授（社会疫学）とが、都道府県と政令指定都市の67教育委員会を対象にアンケートを実施した調査によると、40教委がLGBTに特化した教員研修行い、22教委が教員向けの人権研修などでLGBTをテーマに取り上げており、合計すると全体の9割超が研修の対象としていた。

一方、研修への参加教員数（延べ12万3,553人）を、67教委の全教員数（177万2,562人）で単純に割ると平均参加率は約7%。教委ごとに参加率をみると、最も高い岡山県教委の69%を筆頭に16教委で10%を超えていたのに対し、15教委は「1%以上3%未満」、13教委は「1%未満」で、取り組みに濃淡が表れた。

日高教授は「文科省が性的マイノリティーに関して、通知と手引を出したことは大変画期的なことだ。一方で、教育委員会ですべての教員が学ぶべき課題であるという認識や、現状への危機感がまだ薄いのではないか。時間を要しても、教員全員を対象にした研修の枠組み作りが急務だ」と指摘する。日高教授の指摘は、スポーツ界及びスポーツ指導の現場においてもそのまま当てはまる。

4. スポーツ界における現状と取り組み

藤山ほか（2010）は、LGBTのインクルージョンのためのスポーツ組織におけるガイドラインを調査し、各国におけるガイドラインは、全体的な構成、内容など、多くの点で共通しており、ガイドラインの目的、LGBTに対する知識の提供、差別の具体的事例、問題解決に向けた具体的な取り組みや方法、相談機関、根拠となる法律が、ほとんどガイドラインに含まれていると説明している⁸⁾。内容面では、施設の利用や競技の参加におけるLGBT当事者の性的指向や性自認、意思、意向を尊重するという基本姿勢、スポーツを管理・運営する立場にあるすべての人々に対してLGBTにつ

いての正確な理解の必要性、差別をさせないための監督責任があることを明示していること、スポーツの分野以外での法的制度の整備を強く求める方向性などが共通していると分析している⁹⁾。

日本においては近年までガイドラインの作成はあまり進んでいなかった。また、スポーツ組織においては、LGBTに対する認識が低い。そのことを正岡（2013）は、自身が行った調査に基づいて指摘している¹⁰⁾。

正岡（2013）は、主にトランスジェンダーに関する国際規約（トランスジェンダーポリシー）に関する認知度と、団体内において性別を変更したアスリートの実態に関して調査を行った。対象は、日本オリンピック委員会の加盟団体、承認団体、国立スポーツ科学センター、日本障害者スポーツ協会の計58団体である。

調査の内容は次のとおり。

- ①国際オリンピック委員会の規約を知っているか？
- ②団体内に性別を変更したアスリートはいるか？
- ③競技団体はアスリートが性別を変更したいと言ったときにどう対応するのか？

2008年（返答36団体）と2010年（返答34団体）の2回の調査における概要は次のとおりである。

- ①国際オリンピック委員会の規約を知っているか
- | | 2008年 | 2010年 |
|------------|-------|---------|
| 「細かく知っている」 | 8.3% | → 2.9% |
| 「聞いたことがある」 | 38.9% | → 26.5% |
| 「知らない」 | 52.8% | → 64.7% |

数値からは、トランスジェンダーポリシーが認知されていない状況が明らかになった。また、2008年から2010年の調査期間内で認知度が上がった様子はみられず、逆に下がっている。

2008年から2010年で同一者が回答している団体が27あったが、2008年の回答が「知らない」から、2010年の回答で「聞いたことがある」に変わったのは1団体のみであることから、この期間にポリシーの認知度が上がったとはいえない。

また、同一者が回答していながら「知っている」

から「知らない」に回答が変わったものも2件あった（この2年間で忘れたのであろうか?）。

- ②団体内に性別を変更したアスリートはいるか

「性に関する相談を受けたケースがありますか?」という問いに対して、「ある」という回答は4件。うち2件は、守秘義務があるために応えられない、というもので、残りの2件が性別を変更したアスリートに関するものであった。

1件は、MtF（男性→女性）で、性別適合手術を受けてから2年以上経過し、戸籍も変更した選手の参加を認めたというケースである。

もう1件は、FtM（女性→男性）で、2007年に性同一性障害によって男性への性別適合手術を受け、手術を受けた後もホルモン療法を受けながら男性として出場したいとの問い合わせがあり、競技連盟はその選手の参加を認めた。この選手は、男性ホルモンの投与を受けていたが、それは適切な治療の範囲内であり、ドーピングにはならないという結論になった。

- ③競技団体はアスリートが性別を変更したいと言ったときにどう対応するのか

では、これまでに相談を受けたことのない団体は今後どのように対応をするのか。正岡（2013）の結果からは、「ケースごとに相談する」、「医事会や理事会で相談する」、「プロジェクト・チームを作る必要がある」、「日本体育協会や日本オリンピック委員会に相談する」「競技の国際団体に相談する」「専門の医師や文部科学省などの外部に相談する」などの意見があった。これまで、明確なガイドラインが存在せず、各団体も上部団体に頼ろうとしている状況である。

正岡（2013）が示す今後の展望は、競技特性、試合のレベル、治療の種類などによって、状況は異なるのであるから、団体と選手双方がきちんと状況を説明しあい、協議して、その決定の理由を明確にするべきであろうという考えである。逆に最も良くないのは、性的マイノリティへの認識が低いために存在を無視してしまって、相談を門前払いすることである。正岡（2013）によると、相談を受けた件数は4件であるが、それは団体の上

層部が認識しているのが4件なのであって、そこに届くまでに立ち消えてしまった相談があったかもしれない。そうならないためにも、まずは性的マイノリティ（LGBT）の存在を認識すること、そして、情報を発信していくことが必要である。そのうえで、指針となるルールを策定し、それに照らしながら個々の状況に鑑みて解決していくことになるであろう（正岡，2013）。

この調査からは、2010年の時点では、スポーツ競技団体の上部においては、性的マイノリティに関する知識が足りず、存在が認知されていない状況が確認できる。

なお、このあと、スポーツ組織におけるLGBTの認知・知識に関する調査が行われたことは寡聞にして知らない。この意味でも、今回、我々のプロジェクトが実施する、より広範囲かつ大規模な調査は、LGBTへの関心が社会で広まりつつあるなかで、スポーツ界における状況を初めて捉えるものである。

5. 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて

わが国のスポーツ界においては、2013年、（公財）日本体育協会が「スポーツ指導者のためのガイドライン」¹¹⁾を策定した。そのなかで、「反倫理的言動」「差別的言動」の「③差別」の対象に「性的指向や性自認」が含まれた。

「③差別 年齢、性別、性的指向や性自認、障がいの有無、国籍、文化、言語、民族、人種、宗教などの特徴を理由に、相手の扱いに差をつけたり相手を嘲笑・侮辱する、さらには集団から除外する、あるいは関りを拒否する言動を意味します。」（16頁：下線松宮）

LGBTの存在がわが国の社会において可視化され、認知されつつあるなかで、スポーツの世界においては、特に指導者層に対する情報の発信が求められるところである。ことに、東京2020オリンピック・パラリンピックを前にして、スポーツ界においてもLGBTの権利を擁護するための諸ルールの整備を進める必要がある。

それは、競技のフィールドを離れた部門においても求められることである。例えば、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が策定した「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード」¹²⁾においては、①サプライヤー等の調達物品等の製造・流通等において性的指向・性自認等の差別・ハラスメントの禁止、②性的少数者（LGBT等）等の権利を他の人びとと同様に尊重し、それぞれの特性に応じたプライバシー保護への配慮をしつつ、経済的・社会的権利を享受するための支援へ配慮、③サプライヤー等が調達物品等の製造・流通等に従事する労働者について、性的指向・性自認等による雇用や賃金、労働時間その他労働条件の面での差別の禁止、が記載されている。

近年、LGBTへの社会の認知が進むにつれて、スポーツ界においてもLGBTに関する啓蒙活動や研修が行われるようになってきた¹³⁾。

LGBTを公表する選手も徐々に増えている。2018年平昌五輪に出場した選手では15人（2014年ソチ五輪は7人）であった。しかし、LGBTとスポーツの情報を発信している米ネットメディア「アウトスポーツ」によると、公表している選手の国籍はアメリカ、ベルギー（各3人）、オーストラリア、オランダ（各2人）、スウェーデン、オーストリア、スイス、チェコ、カナダである。これらはいずれも、同性婚を法制化したり、裁判所で認められた国の選手ばかりである¹⁴⁾。

2020年の東京オリ・パラを前に、上のような法制化がまだ進んでいない日本においても、LGBTにとって居心地の良い（hospitable）スポーツ環境をつくっていく必要がある。「接遇」といういみでの表面的な「おもてなし」（ホスピタリティ）のみならず、彼／彼女らが感じている居心地の悪さ（inhospitable）に目を向ける必要があるのではなかろうか¹⁵⁾。

本プロジェクトにおいて、スポーツ指導者たちのLGBTに対する認知の現状を調査し、その結果を踏まえて、性自認、性的指向にかかわらず、誰にとっても居心地の良いスポーツ環境を構築するための成果が求められるところである。

注

- 1) 藤山新・飯田貴子・風間孝・藤原直子・吉川康夫・來田享子 (2014) 体育・スポーツ関連学部 of 大学生を対象としたスポーツと性的マイノリティに関する調査結果. スポーツとジェンダー研究12: 68-79.
- 2) この文書においては、「自殺総合対策大綱」(2012(平成24)年)を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要とされている.
- 3) この調査における「性同一性障害者」の定義は、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」第2条に基づく. すなわち、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう. ただし、本調査においては、医師の診断の有無にかかわらず、児童生徒又は保護者の認識に基づき判断するものとした.
- 4) ただしこの件数は、学校が把握したうえで報告した件数であって、制同一性障害にあたる児童生徒の実数ではない.
- 5) 松宮智生 (2016) 学校における性的マイノリティにかかる対応. 日本スポーツとジェンダー学会編. データでみるスポーツとジェンダー. pp.95-96.
- 6) 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf
- 7) 研修の内容は、講師の日高庸晴教授(宝塚大学)が行った教員を対象としたLGBT意識調査、諸外国の事件、学校現場での課題や対応、職場での対応例等.
- 8) 藤山新・飯田貴子・吉川康夫・井谷聡子・風間孝・來田享子・佐野信子・藤原直子・松田恵示 (2010) スポーツ領域における性的マイノリティのためのガイドラインに関する考察: 海外ガイドラインの比較を通じた日本への示唆. スポーツとジェンダー研究8: 63-70.
- 9) 井谷聡子 (2016) LGBTインクルージョンのガイドラインと規定. 日本スポーツとジェンダー学会編. データでみるスポーツとジェンダー. pp.154-161.
- 10) 正岡美麻 (2013) トランスジェンダー・アスリートとスポーツの公平性. トレーニングジャーナル2013年1月号34-37.
- 11) (公財)日本体育協会 (2013) 「スポーツ指導者のためのガイドライン」http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/rinri_guidelines.pdf
- 12) 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード」<https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/data/sus-principles-JP.pdf>
- 13) 例えば、(公財)日本障がい者スポーツ協会は、2017年、「振興くじ助成事業ガバナンス強化事業(研修会事業)」として、各競技団体のガバナンスの強化を図る研修を行い、「運営」に関する5つのメニュー(計6時間)のうち、「LGBTとスポーツ」に1時間30分があてられた.
- 14) 朝日新聞2018年2月25日.
- 15) 松宮智生・藤山新 (2018) スポーツにおける「多様な身体のあり方」の尊重. AJ Journal 13: 49-58.(印刷中)

第7章 「スポーツ指導者に求められる指導上の配慮に関する調査」について

この章では、2017年度に実施した「スポーツ指導者に求められる指導上の配慮に関する調査」の結果について報告する。7-1では、調査概要及び単純集計結果を、7-2では、クロス集計結果を報告する。

7-1 調査概要及び単純集計結果

大勝志津穂¹⁾

1. 調査概要及び日体協「公認スポーツ指導者」について

2017年度は、スポーツ指導者に求められる指導者の配慮について、指導者の考えや経験を把握することを目的に、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」と略す）のマイページに登録する公認スポーツ指導者（92,695人）を対象に、WEB回答フォームによる調査を実施した。調査内容は、個人的属性、スポーツ指導の状況、性的マイノリティに関する知識と遭遇経験、LGBTに関する認識、LGBTに関する知識習得の必要性と学習行動（現在と今後）、LGBT当事者の認識、LGBTに関する課題認識、性別役割の平等志向に対する考え方である。

<調査実施概要>

調査名：スポーツ指導者に求められる指導上の配慮に関する調査

調査時期：2017年2月7日～19日

調査対象：公益財団法人日本体育協会マイページ登録者92,695名
(2018年1月19日、登録資格保有者の重複除く)

調査方法：WEB調査（WEB回答フォームをメールで配信）

回答者：10,492名（回答率11.3%）

質問数：全21問

調査実施団体：公益財団法人日本体育協会

調査委託業者：（株式会社）マクロミル

表1は2017年度の日体協の公認スポーツ指導者資格者数を示したものである。全体で公認スポーツ指導者は526,728人おり、基礎資格であるスポーツリーダーを除いた登録者数は177,510人となる。スポーツリーダーを除いた資格でみると、「指導員」の登録が62.9%と最も多く、ついで「コーチ」が10.4%となる。競技別登録者数を競技別にみると「サッカー」が23.5%と最も多く、ついで「水泳（11.4%）」「バレーボール（10.8%）」となる。すなわち、競技別にみると、地域のスポーツクラブなどで子ども達や初心者にサッカーやバレーボール、ソフトボールなどの球技種目を指導する人が多くいることがわかる。

2. 個人的属性

回答者の個人的属性を表2に示した。性別では、男性が8割近くとなった。「答えたくない」「わからない」と回答した人も0.6%であるがみられた。年代では、50歳代が3割を超え最も多く、ついで40歳代が3割近くとなった。平均年齢は50.1歳であった。最終学歴では、大学卒業が半数を超えた。指導者資格では、「指導員」が55.9%で最も多く、ついで「コーチ」が15.0%となった。日体協の資格別割合と比較すると、「指導者」の割合が7ポイント程度低いことがわかる。

3. 指導状況

1年間の指導の有無をたずねた結果、「指導した」人が83.9%と8割を超えた(表3)。指導頻度は、「週に2～3回程度」が最も多く3割近くを占め、ついで「週に4～5回程度」「ほぼ毎日」となった。

1) 愛知東邦大学

表1 2017年度日体協の資格別・競技別指導者数

資格名	登録者		競技別登録者数（上位20）	
	n	(%)*	種目	n (%)
競技別指導者資格			順位	
指導員	111,607	(62.9)	1 サッカー	35,938 (23.5)
上級指導員	12,483	(7.0)	2 水泳	17,375 (11.4)
コーチ	18,488	(10.4)	3 バレーボール	16,534 (10.8)
上級コーチ	5,808	(3.3)	4 ソフトボール	12,918 (8.4)
教師	3,282	(1.8)	5 バasketボール	9,617 (6.3)
上級教師	1,254	(0.7)	6 弓道	4,842 (3.2)
フィットネス資格			7 テニス	4,767 (3.1)
スポーツプログラマー	3,588	(2.0)	8 空手道	4,679 (3.1)
フィットネストレーナー	456	(0.3)	9 陸上競技	3,928 (2.6)
ジュニアスポーツ指導員	4,568	(2.6)	10 スキー	3,767 (2.5)
メディカル・コンディショニング資格			11 ソフトテニス	3,190 (2.1)
アスレティックトレーナー	3,453	(1.9)	12 卓球	3,181 (2.1)
スポーツドクター	5,960	(3.4)	13 バドミントン	3,072 (2.0)
スポーツデンティスト	235	(0.1)	14 軟式野球	2,401 (1.6)
(旧資格)スポーツトレーナー	89	(0.1)	15 山岳	2,009 (1.3)
スポーツ栄養士	253	(0.1)	16 ラグビーフットボール	1,909 (1.2)
マネジメント資格			17 体操	1,907 (1.2)
アシスタントマネジャー	5,588	(3.1)	18 剣道	1,886 (1.2)
クラブマネジャー	398	(0.2)	19 ハンドボール	1,667 (1.1)
その他			20 ゲートボール	1,253 (0.8)
スポーツリーダー	349,218			
合計（スポーツリーダーを除く）	177,510			
合計	526,728		競技別登録者数合計	152,922

(2017年10月1日付)

*スポーツリーダーを除いた合計に対する割合

すなわち、週2回以上定期的に指導に携わる人が7割近くを占めることがわかった。主に指導した種目をみると「バレーボール」が最も多く、ついで「水泳」「ソフトボール」となった。競技別指導者登録の割合と、回答者が実際に指導した種目をみると、「サッカー」の割合が20ポイント程低く、「バレーボール」の割合が6ポイント程高いことがわかる。

4. 性的マイノリティに関する知識と遭遇経験

性的マイノリティに関する知識について、正しいと思うか否かをたずねた(表4)。全ての項目は正しい内容である。その結果、最も正当者数が多かった項目は「自分の身体的な性別とは

異なる性別で生きたいと願う人がいる」であり75.0%、ついで「同性の人に愛情を感じる人がいる(60.7%)」「身体の性別は、女性または男性のどちらかに明確に分かれるとは限らない(51.2%)」と、一般的な性的マイノリティに関する知識については半数以上の人々が正しい知識を持っていることがわかった。一方、「オリンピック大会には、ある条件を満たした場合のみ、性別を変更した選手が変更後の性別で出場することができる(24.0%)」「スポーツの大会では、女性選手のみ、性別確認のための検査を行うことがある(19.9%)」「同性愛者の国際的なスポーツ大会がある(13.5%)」とスポーツに関わる性的マイノリティに対する知識については正当者数が少な

表2 個人的属性 (n = 10,492)

	n	(%)		n	(%)
性別			指導者資格		
女性	2,120	(20.2)	指導員	5,867	(55.9)
男性	8,317	(79.3)	上級指導員	993	(9.5)
答えたくない	37	(0.4)	コーチ	1,570	(15.0)
わからない	18	(0.2)	上級コーチ	453	(4.3)
			教師	724	(6.9)
年代			上級教師	95	(0.9)
20歳代	698	(6.7)	スポーツプログラマー	327	(3.1)
30歳代	1,407	(13.4)	フィットネストレーナー	50	(0.5)
40歳代	2,756	(26.3)	ジュニアスポーツ指導員	798	(7.6)
50歳代	3,166	(30.2)	アスレティックトレーナー	409	(3.9)
60歳代	1,945	(18.5)	スポーツドクター	352	(3.4)
70歳以上	519	(4.9)	スポーツデンティスト	37	(0.4)
N.A.	1	(0.0)	アシスタントマネジャー	525	(5.0)
平均年齢	50.1歳		クラブマネジャー	93	(0.9)
			(旧資格) スポーツトレーナー	23	(0.2)
最終学歴			その他	296	(2.8)
中学校卒業	65	(0.6)			
高等学校卒業	2,631	(25.1)			
短大・高専卒業	617	(5.9)			
専門学校卒業	859	(8.2)			
大学卒業	5,387	(51.3)			
大学院修了	864	(8.2)			
その他	69	(0.7)			

く、スポーツ指導者であっても、これら問題に対する関心が低いことが明らかとなった。

全てに正当した人(正当数9個)は2.4%と少なく、一方で、「この中に正しいと思うものはない」と回答した人、すなわち正当数が0個だった人が8.9%おり、約1割近くの人が性的マイノリティに関する正しい知識がないことが明らかとなった。

次に、性的マイノリティの人との遭遇経験についてたずねた結果を表5に示した。最も多かったのは「性別がよくわからない人に出会った」であり46.8%、ついで「二人の男性や二人の女性が人前で手をつないでいるのを見た」が43.6%と、「見たことがある」や「出会ったことがある」などの見聞きについて半数近くの人経験していた。一方、「同性の人に言い寄られた(11.3%)」「自分

の性別に悩んでいると打ち明けられた(9.3%)」「前から知っている人に、昔は別の性別だったと打ち明けられた(3.7%)」など直接自分自身が当事者となる経験については、見聞き経験より低い値となった。しかしながら、日本労働組合総連合会の調査(2016)では、職場の人からLGBTであることをカミングアウトされた割合は6.6%であり、スポーツ指導者の周りでは、性に関する相談や性的マイノリティに関して打ち明けられる割合が低いことが明らかとなった。すなわち、スポーツ指導の場面においては、一般的な職場環境よりこのような性的マイノリティで悩む人が多い可能性が示唆された。

5. LGBTに関する認識

「LGBT」という言葉を聞いたことがあるか否

表3 指導状況

	n (%)		n (%)
1年間の指導の有無 (n = 10,492)		主に指導した種目上位20 (n = 8,798)	
指導しなかった	1,694 (16.1)	1 バレーボール	1,420 (16.1)
指導した	8,798 (83.9)	2 水泳	699 (7.9)
		3 ソフトボール	690 (7.8)
指導頻度 (n = 8798)		4 テニス・ソフトテニス	628 (7.1)
ほぼ毎日 (週に6回以上)	1,589 (18.1)	5 陸上競技	587 (6.7)
週に4～5回程度	1,619 (18.4)	6 空手道	404 (4.6)
週に2～3回程度	2,554 (29.0)	7 軟式・硬式野球	337 (3.8)
週に1回程度	1,354 (15.4)	8 弓道	336 (3.8)
月に2～3回程度	652 (7.4)	9 ラグビー	289 (3.3)
月に1回程度	439 (5.0)	10 バドミントン	284 (3.2)
2～3ヶ月に1回程度	274 (3.1)	11 卓球	224 (2.5)
半年に1回程度	186 (2.1)	12 サッカー	215 (2.4)
1年に1回程度	110 (1.3)	13 剣道	202 (2.3)
それ以下の頻度	21 (0.2)	14 スキー	169 (1.9)
		15 ハンドボール	159 (1.8)
		16 柔道	135 (1.5)
		17 バスケットボール	116 (1.3)
		18 山岳・登山	104 (1.2)
		19 アーチェリー	92 (1.0)
		20 体操競技	80 (0.9)

表4 性的マイノリティに関する知識の正当性について (n = 10,492)

内容	n (%)	正当数	n (%)
自分の身体的な性別とは異なる性別で生きたいと願う人がいる	7,872 (75.0)	1個	1,007 (9.6)
同性の人に愛情を感じる人がいる	6,369 (60.7)	2個	1,175 (11.2)
身体の性別は、女性または男性のどちらかに明確に分かれるとは限らない	5,375 (51.2)	3個	1,418 (13.5)
日本の現在の法律では、同性のカップルは結婚できない	5,253 (50.1)	4個	1,632 (15.6)
同性愛は、本人の意思で変えることはできない	5,058 (48.2)	5個	1,698 (16.2)
日本では、戸籍上の性別を変えることができる	4,613 (44.0)	6個	1,297 (12.4)
オリンピック大会には、ある条件を満たした場合のみ、性別を変更した選手が変更後の性別で出場することができる	2,521 (24.0)	7個	778 (7.4)
スポーツの大会では、女性選手にのみ、性別確認のための検査を行うことがある	2,091 (19.9)	8個	302 (2.9)
同性愛者の国際的なスポーツ大会がある	1,416 (13.5)	9個	255 (2.4)
この中に正しいと思うものはない	930 (8.9)	0個	930 (8.9)

表5 性的マイノリティの人との遭遇経験について

内容	n (%)	該当数	n (%)
性別がよくわからない人に会った	4,909 (46.8)	1 個	3,014 (28.7)
二人の男性や二人の女性が人前で手をつないでいるのを見た	4,573 (43.6)	2 個	2,522 (24.0)
同性の人に言い寄られた	1,182 (11.3)	3 個	828 (7.9)
自分の性別に悩んでいると打ち明けられた	971 (9.3)	4 個	259 (2.5)
前から知っている人に、昔は別の性別だったと打ち明けられた	388 (3.7)	5 個	89 (0.8)
あてはまるものはない	3,780 (36.0)	0 個	3,780 (36.0)

かを尋ねた結果、「ある」と回答した人が69.0%と7割近くとなった(図1)。日本労働組合総連合会の調査(2016)では、「LGBTという言葉を知っていたか」という問いに対して47.1%の人が「知っていた」と回答しており、その結果と比較すると調査年度が違うもののスポーツ指導者の認知率が高いことがうかがえる。

6. 現在と今後のLGBTに関する知識習得の必要性と学習行動

「LGBT」という言葉を聞いたことがあると回答した人(7,242人)に、「周りの人と比べてLGBTについてどれくらい知っていたか」「LGBTについて知る必要性」「LGBTについてどれくらい調べたり情報収集をしたりしたか」を尋ねた。その結果、周りの人と比較した場合、「周りの人と同じくらい」と回答した人が最も多く、59.9%と約6割となった(図2)。LGBTについて知る必要性については、「多少は感じた」が最も多く43.0%であり、「とても感じた」の20.4%と合わせると6割以上の人を知る必要性があると感じていることが明らかとなった(図3)。また、LGBTに対する学習行動について尋ねた結果、「あまりしてこなかった」が最も多く48.5%、「まったくしてこなかった」の21.8%と合わせると7割の人が学習行動にまで至っていないことが明らかとなった(図4)。すなわち、LGBTに対して知る必要性は感じているものの、実際に自ら調べたり情報収集したりするような行動にまでは至っていない人が多いことが明らかとなった。

また、今後の「LGBTについて知る必要性の程度」「LGBTについての学習行動の程度」を尋ねた。その結果、必要性については、「多少は感じ

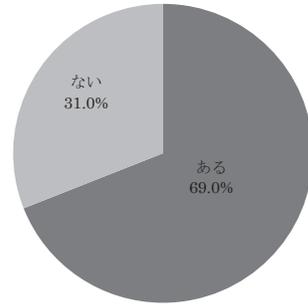


図1 「LGBT」という言葉を聞いたことがあるか (n=10,492)

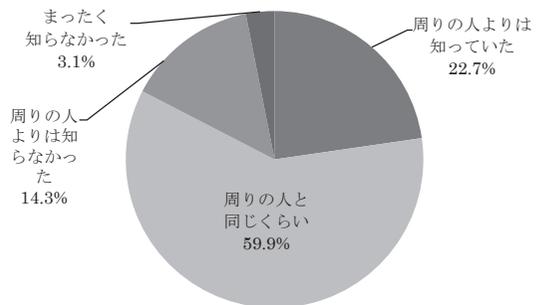


図2 LGBTについての認識 (n=7,242)

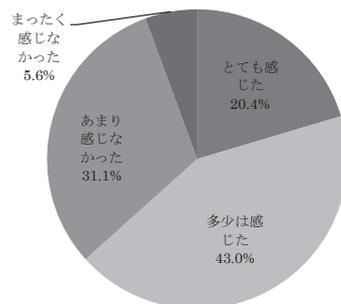


図3 LGBTについて知る必要性 (現在) (n=7,242)

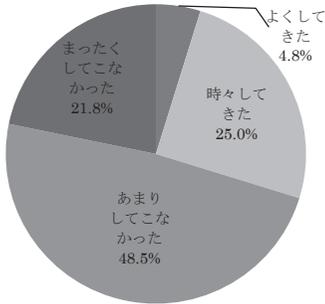


図4 LGBTに関する学習行動
(現在) (n = 7,242)

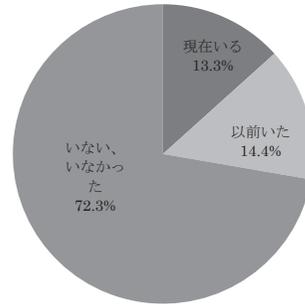


図7 LGBT当事者の認識 (n = 10,492)

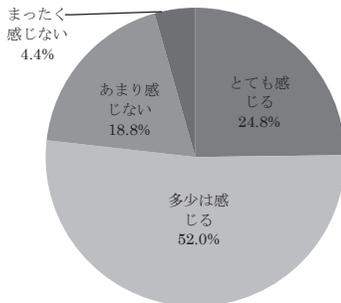


図5 LGBTについて知る必要性
(今後) (n = 10,492)

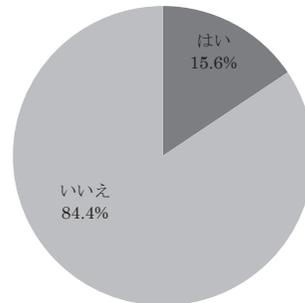


図8 LGBT当事者を指導したことがある
(n = 2,914)

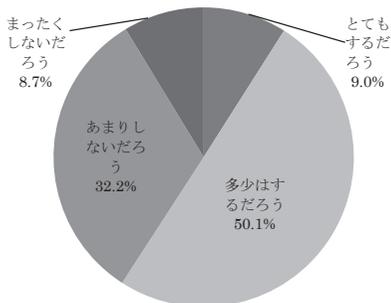


図6 LGBTに対する学習行動
(今後) (n = 10,492)

7. LGBT当事者の認識

身の回りにLGBT当事者がいるか(いたか)を尋ねた。その結果、「いない・いなかった」と72.3%の人が回答した(図7)。博報堂が職場環境において実施した調査(2017)では、「周囲にLGBTに該当する人はいない」と回答した割合が88.5%であり、本調査より高い値となっている。すなわち、スポーツ指導者を取り巻く環境には、一般の職場環境よりLGBT当事者に出会う確率が高いことが推測された。

さらに、身の回りにLGBT当事者がいる(いた)と回答した人に、その人は自分が指導している(していた)人かを尋ねた結果、「はい」と回答した人は15.6%であった(図8)。この結果は、指導者自身がLGBT当事者が身の回りに「いる(いた)」と認識しているか否かに関わらず、スポーツ指導場面において、25人に1人の割合でLGBT当事者を指導する可能性があることを示唆している。

る」が最も多く52.0%、ついで「とても感じる」が24.8%となり、「感じる」と回答した人は76.8%となった(図5)。学習行動については、「多少はするだろう」が最も多く50.2%となり、ついで「あまりしないだろう」が32.2%となった(図6)。すなわち、LGBTに関して学ぶ必要性は感じるものの、実際に調べたり情報を集めたりする行動に移す人は少ないことがわかった。

表6 直面する課題 (n = 10,492)

内容	n (%)	該当数	n (%)
どちらの性別の更衣室やシャワーを使うか	4,178 (39.8)	1 個	915 (8.7)
遠征や合宿などの宿泊時に、どちらの性別の部屋に泊まるか	4,100 (39.1)	2 個	858 (8.2)
本人が希望する場合、LGBTであることをチームメイトなどどのように周知するか	3,287 (31.3)	3 個	1,018 (9.7)
競技会にエントリーする際にどちらの性別でエントリーするか	3,110 (29.6)	4 個	882 (8.4)
ある競技者がLGBTであることを告げたことによって、いじめや差別的言動といった人間関係上の様々な問題が生じた	2,694 (25.7)	5 個	773 (7.4)
LGBTの当事者がLGBTであることをチームメイトに告げるかで悩んでいる	2,616 (24.9)	6 個	691 (6.6)
男女で練習メニューを分ける際にどちらの性別のメニューをやらせるか	1,716 (16.4)	7 個	441 (4.2)
「さん」か「くん」か、呼び捨てにするかなどの呼称	1,530 (14.6)	8 個	286 (2.7)
ユニフォームやジャージなどの服装について本人のニーズと合わない	1,483 (14.1)	9 個	235 (2.2)
あてはまるものはない	4,393 (41.9)	0 個	4,393 (41.9)

8. LGBTに関する課題の認識と要望

スポーツ環境において考えられるLGBTに関する課題を9項目あげた。これら9項目に対して、自分自身が直面して困った課題、あるいは、直面したとしたら対応に困る課題について回答を得た。

その結果、最も多かった回答は、「あてはまるものがない」であり41.9%となった(表6)。すなわち、LGBTに対して理解がある人が多いか、あるいは、自分のこととして捉えられず消極的無関心になっている人が多いかのどちらかの人が多いことが推測された。一方、対応に困る課題としてあげられたものの中では、「どちらの性別の更衣室やシャワーを使うか」が39.8%、「遠征や合宿などの宿泊時に、どちらの性別の部屋に泊まるか」が39.1%と約4割となり、更衣や宿泊など性別によって区分される行動に対して困ると考える人が多いことが明らかとなった。9項目すべてに困ると回答した人は、全体の2.2%であった。

さらに、スポーツ指導におけるLGBTの課題に対する要望を尋ねた結果、「指導者講習会の講義

表7 LGBTの課題に対する要望 (n = 10,492)

内容	n (%)
情報がほしい	4,267 (40.7)
研修会を開いてほしい	1,728 (16.5)
指導者講習会の講義内容に含めてほしい	4,513 (43.0)
協会や連盟に具体的な対策をとってほしい	3,172 (30.2)
その他	846 (8.1)

内容に含めて欲しい」が最も多く43.0%、ついで「情報が欲しい」が40.7%となった(表7)。つまり、LGBTに関する情報を提供して欲しいと思っている人が多く、まずは、スポーツ団体などが情報を提供していくことの必要性が明らかとなった。

9. 性別役割の平等志向に対する考え方

性別役割の平等志向について、どのように考えているかをたずねた。表8はその結果である。*の項目は反転項目となるため、非該当者が性別役割の平等志向に対して肯定的な考えを持つことに

表8 性別役割の平等志向に対する考え方 (n = 10,492)

内容		n (%)	該当数	n (%)
1	* 女性が社会的地位や賃金の高い職業を持つと結婚する のがむずかしくなるから、そういう職業は持たないほ うがよい	10,360 (98.7)	15	1,321 (12.6)
2	* 結婚生活の重要事項は夫が決めるべきである	10,361 (98.8)	14	2,113 (20.1)
3	* 主婦が働くとき夫をないがしろにしがちで、夫婦関係に ひびが入りやすい	10,178 (97.0)	13	2,187 (20.8)
4	* 女性の居るべき場所は家庭であり、男性の居るべき場 所は職場である	10,320 (98.4)	12	1,818 (17.3)
5	* 主婦が仕事を持つと、家事の負担が重くなるのでよく ない	10,199 (97.2)	11	1,751 (16.7)
6	結婚後、妻は必ずしも夫の姓を名乗る必要はなく、旧 姓で通してもよい	5,337 (50.9)	10	609 (5.8)
7	家事は男女の共同作業となるべきである	7,319 (69.8)	9	314 (3.0)
8	* 子育ては女性にとって一番大切なキャリアである	8,738 (83.3)	8	180 (1.7)
9	* 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てることが非 常に大切である	8,301 (79.1)	7	99 (0.9)
10	* 娘は将来主婦に、息子は職業人になることを想定して 育てるべきである	10,274 (97.7)	6	47 (0.4)
11	* 女性は家事や育児をしなければならないから、フルタ イムで働くよりパートタイムで働いたほうがよい	10,044 (95.7)	5	24 (0.2)
12	女性の人生において、妻であり母であることも大事だ が、仕事をするのもそれと同じくらい重要である	5,853 (55.8)	4	19 (0.2)
13	女性は子どもが生まれても、仕事を続けたほうがよい	4,355 (41.5)	3	7 (0.1)
14	* 経済的に不自由でなければ、女性は働かなくてもよい	8,897 (84.8)	2	2 (0.0)
15	* 女性は家事や育児をしなければならないから、あまり 責任の重い、競争の激しい仕事をしないほうがよい	9,922 (94.6)	1	1 (0.0)
16	あてはまるものはない	904 (8.6)	平均値：12.43 (±1.90)	

*は反転項目であり非該当者が平等志向となる。そのため、*項目のnは内容に対する非該当者の数である。
該当数は、反転後の合計数である。

なる。*項目のnは非該当者の数となっている。
15項目中、12項目において7割以上の人が性別
役割に対して平等志向を持つことが明らかとなっ
た。一方、「女性は子どもが生まれても、仕事を
続けた方がよい」は41.5%、「結婚後は、妻は必
ずしも夫の姓を名乗る必要はなく、旧姓で通し
てもよい」は50.9%、「女性の人生において、妻
であり母であることも大事だが、仕事をするこ
とも

それと同じくらい重要である」は55.8%と低い回
答となった。

次に、平等志向の程度を明らかにするために、
該当数の合計(*項目は反転)を算出した。該当
数が多いほど平等志向が高いことになる。その結
果、15個の人は12.6%、14個の人は20.1%とな
った。一方、該当数が10個以下の人たちは合計で約13%
程度となった。

参考文献・資料

株式会社電通（2015）「LGBT調査2015」調査報告.
株式会社LGBT総合研究所（2017）LGBTに関する意識行動調査結果～職場や学校など環境に関する意識行動実態～.
釜野さおり・石田仁・風間孝・吉仲崇・河口和也（2016）「性的マイノリティについての意識－2015年全国調査報告書」科学研究費助成事業「日

本におけるクィア・スタディーズの構築」研究グループ（研究代表者 広島修道大学 河口和也）編.
日高庸晴（2016）LGBT当事者の意識調査～いじめ問題と職場環境等の課題～.
日本労働組合総連合会（2016）LGBTに関する職場の意識調査～日本初となる非該当者を中心に実施したLGBT関連の職場意識調査～.

7-2 クロス集計結果

高峰 修¹⁾

本節では性的マイノリティに関する知識や認識、経験等に関連する項目と、諸属性（性別、年齢層、最終学歴、取得した指導者資格、指導の有無、指導した競技のレベル）とのクロス集計結果について検討していく。各表中、色が濃く白文字のセルは期待度数より実測度数が有意に多いセルを、色が薄く黒文字のセルは有意に少ないセルを意味している。

1. 性的マイノリティに関する知識

表9には、性的マイノリティに関する知識のクロス集計結果を示した。性別に関しては、男性と比べて女性において各項目の正答者が多く、概して男性よりも女性のほうが性的マイノリティに関して正しい知識を有している傾向を確認できる。性別について「答えたくない」と回答した37名の正答率もやはり高い傾向にあり、正答率自体は女性のそれよりも高い値を示す。「わからない」と回答した18名の正答率も相対的に高く、4つの項目においては最高の正答率を示している。

年齢層に関しては概して若い年齢層の正答率が高く高齢層で低い傾向が、また最終学歴に関しては高等学校卒業者における正答者の割合が有意に少なく、大学卒業と大学院修了者の割合が多い傾向がそれぞれ確認された。

取得した指導者資格別の分析結果からは、指導員と上級指導員において、正答者の割合が期待されるよりも少ないことがわかる。指導員は地域スポーツクラブなどで子どもや初心者を対象にスポーツ指導を行う指導者であり、上級指導員では指導対象の年齢や競技レベルの幅が広がりはあるが、基本的には市町村や広域エリアといった居住地域を活動の拠点とする指導者である。そうした指導者たちに性的マイノリティの知識が行き届いていない傾向が確認された。

他方、商業スポーツ施設で指導を行う「教師」、あるいはアスレティックトレーナーやスポーツドクターが性的マイノリティに関して正しい知識を持つ傾向が強いことも確認できる。

過去一年間の指導の有無については、指導に関わった人たちの正答率が低い傾向がみられる。これまでに指導した競技のレベルに関しては、性的マイノリティに関する知識の正答者の割合は国際レベルの指導者で期待されるよりも高く、他方、市区町村レベルで低い傾向が確認された。

2. 性的マイノリティとの遭遇経験

次に、日常生活において性的マイノリティと遭遇する5つの経験の有無に関するクロス集計結果を表10に示した。まず性別については、遭遇経験があるという回答が期待よりも多かったのは一貫して女性であり、他方、男性は期待よりも少なかった。また「答えたくない」「わからない」と答えた人においても、遭遇経験が多い傾向がみられた。年代別では20歳代から30歳代の若い年齢層では、遭遇経験がある人の割合が期待されるよりも多く、反対に50歳代や60歳代の年齢層においては少ない。最終学歴については、専門学校卒業や大学卒業、大学院修了者は遭遇経験を持つ傾向が強く、反対に高校卒業者は遭遇経験を持たない傾向がみられる。

取得資格に関しては、地域をベースに指導活動を行う指導員と上級指導員において遭遇経験を持つ人が期待されるよりも少なく、他方、競技者育成を役割とするコーチや上級コーチ、商業スポーツ施設で指導を行う教師、さらにはスポーツプログラマーやフィットネストレーナー、アスレティックトレーナー、スポーツドクターにおいて遭遇経験を持つ人が多かった。地域スポーツクラブ等で幼・少年期の子どもたちに指導を行うジュニアスポーツ指導員においても、「性別に悩んでいる」あるいは「昔は別の性別だった」と打ち明

1) 明治大学

けられた経験をもつ傾向が強かったが、そうした経験がスポーツ指導の文脈のことであったか否かについてはわからない。

指導レベルについては国際レベルでは遭遇経験を持つ人が期待されるよりも多かったが、都道府県や市区町村レベルでは少なかった。

3. LGBTに関する認識

表11には「LGBTという言葉聞いたことがあるか」という質問のクロス集計結果を示した。性別では女性、年齢層では20・30歳代、最終学歴については大学卒業や大学院修了者において、聞いたことがある人の分布が有意に多かった。

指導者資格については指導員とアスレティックトレーナー、スポーツドクターにおいて聞いたことの有無によって分布が偏り、指導員では聞いたことが「ない」人が、アスレティックトレーナーとスポーツドクターでは「ある」人が多く分布していた。

指導の有無については、過去1年間に指導しなかった人、指導レベルでは市区町村レベルで指導している人において、それぞれLGBTという言葉聞いたことがない人が多く偏っていた。

続いて表12には、「LGBTという言葉聞いたことがある」と答えた人(7,242人)を対象にした、「まわりの人と比べてLGBTについてどれくらい知っていたか」という質問のクロス集計結果を示した。

性別に関しては、「周りの人よりは知っていた」と回答した人の割合は女性や「答えたくない」わからない」と回答した人において多く分布していた。他方、男性においては周りの人と「同じくらい」か「知らなかった」と回答した人が多かった。年齢層については、20・30歳代で「周りの人よりも知っていた」と答える一方で、60歳代や70歳以上で「周りの人より知っていた」と答える人の割合は有意に少なく、同時に「周りの人より知らなかった」と答える人が多い傾向がみられた。

最終学歴に関しては、高校卒業者では「周りの人より知らなかった」「まったく知らなかった」と答え、大学卒業、大学院修了者では「周りの人より知っていた」と答える傾向を確認できる。

「周りの人より知っていた」と答えた人の割合を指導者資格別にみると、上級指導者では有意に少なく、教師やスポーツプログラマー、スポーツドクターでは多く偏っていた。

また「周りの人よりも知っていた」人の割合は、指導の有無に関しては過去1年に指導をしなかった人において、指導レベルでは国際レベルにおいて多く偏っていた。

4. 現在のLGBTに関する知識習得の必要性和学習行動

「LGBTという言葉聞いたことがある」と答えた人を対象にした、「LGBTについて知る必要性を感じたか」という質問のクロス集計結果を表13に示した。性別では女性と「答えたくない」「わからない」と答えた人において「必要性をととも感じた」と回答する割合が有意に多かった。他方、男性では「あまり」「まったく」感じなかったという回答が多かった。

年齢層に関しては、20・30歳代の年齢層で「必要性をととも感じた」人の割合が、また60歳代・70歳以上の年齢層で「あまり」「まったく」感じなかった人の割合がそれぞれ多いという対角線状の分布を確認できる。こうした傾向は最終学歴においてもあてはまり、大学卒業、大学院修了者ではLGBTについて知る必要性を「とても」「多少は」感じた人の割合が多いが、高校卒業者では「あまり」「まったく」感じなかった人が多かった。

取得した指導者資格別にみると、コーチや上級コーチ、アスレティックトレーナーでは知る必要性を「とても感じた」人が多く、指導員や上級指導員では「あまり感じなかった」人が多かった。指導レベルについては、国際レベルの競技者を指導する人に「とても感じた」人の割合が、他方、都道府県や市区町村レベルの指導者では「あまり」「まったく」感じなかった人が多かった。

続いて表14には、LGBTに関するこれまでの情報収集に関するクロス集計結果を示した。LGBTについての情報収集を「よく」「時々」してきた人の割合は、性別では女性や「答えたくない」「わからない」と答えた人において、20・30歳代の年齢層において、また大学卒業や大学院修了の最終

学歴をもつ者において、国際レベルの競技者を指導する人において、それぞれ有意に多く偏っていた。

5. 今後のLGBTに関する知識習得の必要性和学習行動

以上の「LGBTについて知る必要性」と「情報収集」に関する今後の予測を質問した。これら設問には分析対象の全員が回答している。

表15には「今後、LGBTについて知る必要性」に対する回答のクロス集計結果を示した。回答の偏りの全体的な傾向は、概して表13と共通している。性別に関しては、女性と「わからない」と回答した人において今後の必要性を「とても感じる」と回答した人、そして男性において「あまり」「まったく」感じないと回答した人の割合がそれぞれ多い。ただし、男性の52.8%が必要性を「多少は感じる」と回答したことは表13とは異なる点である。年齢層に関しては、20・30歳代の年齢層で「必要性をとても感じる」人の割合が、また60歳代・70歳以上の年齢層で「あまり」「まったく」感じない人の割合がそれぞれ多く、表13と同じ傾向を確認できる。

最終学歴については、大学卒業、大学院修了者では知る必要性を「とても」感じる人が、高校卒業業者では「あまり」「まったく」感じない人がそれぞれ多い傾向は表13と共通している。他方、短大・高等専門学校卒業者の56.1%はLGBTについて知る必要性を「多少は感じる」と回答しており、表13と比べると10ポイント以上多い。

指導の有無に関しては表13では有意な偏りが認められなかったが、表15では過去1年間に指導をした人において「多少は感じる」と回答した人の割合が多く偏っている。指導レベルでは、国際レベルの競技者を指導する人に「とても感じた」人の割合が、他方、都道府県や市区町村レベルの指導者では「あまり」「まったく」感じなかった人が多く、この傾向も表13と共通したものである。

取得した指導者資格については、表13でLGBTについて知る必要性を「とても」感じた人と回答した割合が有意に多かったのはコーチと上級コーチ、教師、アスレティックトレーナーの4資格で

あったが、将来的な予測を質問した表15では7資格に増えている。つまりLGBTについて知る必要性を強く感じる指導者が、資格別にみた場合にも増えている傾向を確認できる。しかし、地域を指導活動の拠点とする指導員や上級指導員では依然として、LGBTについて知る必要性を「あまり感じない」あるいは「まったく感じない」と回答する割合が有意に多かった。

「今後のLGBTに関する情報収集」についてのクロス集計結果を表16に示した。表16にみられる全体的な傾向も、概して表14と共通している。LGBTについての情報収集を今後「とても」「多少は」するだろうと回答した人の割合は、性別では女性や「答えたくない」「わからない」と答えた人において、20・30歳代の年齢層において、また大学卒業や大学院修了の最終学歴をもつ者において、国際レベルの競技者を指導する人において、それぞれ有意に多く偏っていた。

取得した指導者資格については、表14でLGBTの情報収集を「よく」「時々」してきたと回答した割合が有意に多かったのはコーチと教師、スポーツプログラマー、アスレティックトレーナーの4資格であったが、こうした傾向は将来的な見込みを質問した表16では上級コーチやジュニアスポーツ指導者、スポーツドクター、スポーツデンティスト、アシスタントマネジャーといった資格にも広がっている。やはりLGBTについて情報を収集しようとする指導者が、多くの資格において増えている傾向を確認できる。しかしながら、活動のベースを地域におく指導員や上級指導員では、LGBTについての情報収集の見込みに関しても「あまりしないだろう」あるいは「まったくしないだろう」と回答する割合が有意に多かった。

6. LGBT当事者の存在認識

表17には、身の回りにLGBT当事者がいるか(いたか)についての認識のクロス集計結果を示した。「現在いる」「以前いた」を合わせて、LGBTの存在を認識している人の割合は、性別では女性や「答えたくない」「わからない」と回答した人、20・30・40歳代、大学卒業および大学院修了者、過去1年間に指導しなかった人、国際レベルや全

国レベルの競技者を指導する人において多く偏っていた。

同じく指導者資格に関しては、コーチや上級コーチ、教師、スポーツプログラマー、ジュニアスポーツ指導者、アスレティックトレーナー、スポーツドクターにおいて多かった。そしてやはり、地域を活動の拠点とする指導員や上級指導員では、LGBTの存在を認識していないと回答する人の割合が有意に多かった。

7. LGBTに関する課題の認識

スポーツ指導の場において想定されるLGBTの人々に関する課題を9項目あげ、そのクロス集計結果を表18に示した。性別において女性は9項目中8項目について、それを課題だと回答する人の割合が有意に多い結果となったが、対照的に男性は、それらを課題だと認識する人の割合が少なかった。性別を「わからない」と回答した人たちが課題として認識する割合が多かったのは9項目3項目、「答えたくない」の人たちでは1項目にとどまった。

年齢層に関しては20・30・40歳代で、9項目中5～6項目において課題だと認識する割合が多かった。また「練習メニュー」や「競技会のエントリー」に関して課題と捉える人の割合については、年齢層によって偏りは認められなかった。

最終学歴については大学卒業および大学院修了者において、9項目中3～4項目を課題として認識する傾向がみられるが、他方、高校卒業者では課題と認識しない人の割合が多い傾向がみられた。

指導の有無に関しては指導経験を持つ人において、また指導レベルについては市区町村レベルで指導をする指導者において、各項目を課題と認識しない傾向がみられる。

取得した指導者資格については、コーチで5項目、教師で4項目、スポーツドクターで3項目、アスレティックトレーナーで2項目において、各項目を課題として認識する傾向がみられた。項目別にみると「LGBTであることをチームメイトに告げるか悩んでいる」「『くん』『さん』呼び捨てなどの呼称」「ユニフォームなど服装などのニー

ズ」を指導上の課題と認識する傾向が強かった。

8. LGBTに関する課題に対する要望

続いて、こうしたLGBTの人々に関する課題に対する要望4項目のクロス集計結果を表19に示した。性別に関しては、女性と「わからない」と答えた人において「情報がほしい」「研修会を開いてほしい」という要望をもつ人の割合が有意に多く、反対に男性においては少ない傾向が見られた。性別を「わからない」と答えた人たちは、「協会や連盟に具体的な対策をとってほしい」という要望も多かつ傾向にある。

年齢層については、20～40歳代の年齢層において、「情報がほしい」「研修会を開いてほしい」「指導者講習会の内容に含めてほしい」の3項目を要望とする人の割合が多く、反対に50歳以上の年齢層では少ない傾向がみられた。最終学歴については大学卒業及び大学院修了者は「情報がほしい」「研修会を開いてほしい」という要望を強くもつ傾向にあり、反対に高校卒業者はこれらの要望をもつ人の割合が少ない。他方、「協会や連盟に具体的な対策をとってほしい」という要望をもつ人の割合は高校卒業者や専門学校卒業者に多いが、この要望はLGBTに関する対応を協会や連盟に一任するものであり、自らが何かを学ぼうとするものではない。

指導の有無に関しては、過去1年間に指導をしなかった人たちが「研修会を開いてほしい」や「協会や連盟に具体的な対策をとってほしい」という要望をもつ傾向がある。また国際レベルで指導する指導者が「情報がほしい」「研修会を開いてほしい」という要望を強くもつ傾向がみられた。

取得した指導者資格別にみると、「研修会を開いてほしい」という要望は、教師やスポーツプログラマー、ジュニアスポーツ指導員、アスレティックトレーナー、スポーツドクター、クラブマネージャー、スポーツトレーナーなど多くの指導者資格における共通の要望であることがわかる。その他、「情報がほしい」はコーチや教師、スポーツプログラマー、アスレティックトレーナーが要望としてあげる傾向がみられた。比較的多くの指導者資格で希望する人の割合が多かった「情報がほ

しい」「研修会を開いてほしい」という要望であるが、地域を活動の拠点とする指導員と上級指導員ではそれらを希望する人の割合は有意に低かった。ただし、上級指導員は「指導者講習会の内容に含めてほしい」を要望とする人の割合が多かった。

9. 性別役割の平等志向に対する考え方

「性別役割の平等志向に対する考え方」として15項目をあげ、各自の考えに合致するものを選んでもらった。表20にはそのクロス集計結果を示した。なお、各設問の頭に★印がついている項目は反転項目であり、表20にはそれぞれの項目について平等志向な考え方をもつ人の割合を示した。

性別についてみると、女性は15項目中7項目において該当すると答えた人の割合が有意に多く、男性は少なかった。こうした傾向から、女性は男性よりも平等志向が強いと言えよう。年齢層については、20歳代は3項目、30・40歳代は4項目で該当すると答えた人の割合が多かったが、一方では20歳代は3項目、30歳代5項目、40歳代4項目で有意に少なかった。60歳代や70歳以上の高齢層でも、該当者の割合が有意に多い項目もあれば少ない項目もあり、年齢層全体として平等志向に一貫した傾向はみられない。

最終学歴については、中学校や高校卒業者においては該当する割合が有意に少ない項目が多く、他方大学卒業や大学院修了者では有意に多い項目が目立つ。全体としては高学歴であるほど平等志向をもつと言えそうである。

指導レベルに関しては、市区町村レベルで指導をする人たちにおいて、各項目に該当すると答えた人の割合が有意に少ない項目が4項目あり、平等志向が弱い傾向がみられる。

取得した指導者資格については、教師やアスレティックトレーナー、アシスタントマネジャーにおいて平等志向が強いものの、指導員と上級指導員では平等志向は弱い傾向がみられる。

10. ま と め

以上、項目ごとにクロス集計結果をみてきたが、性別や年齢層、最終学歴などの属性にはおよそ一

貫した分布の傾向がみられる。最後に各属性がもつ傾向をまとめることにする。

(1) 性別

女性は男性よりも性別役割の平等志向が強く、LGBTに関しては知識を持ち、またLGBTについて知る必要性を認識し、情報収集に努め、そして身の回りにLGBTの人がいることを認識している。男性は女性の反対の傾向を示す。つまり女性は男性よりも、LGBTについての知識をもち、理解をしており、今後も学ぼうという意思のある“LGBTフレンドリー”であるということができる。

(2) 年齢層

概して20・30歳代といった若い年齢層のほうが、女性と同じようにLGBTフレンドリーな傾向を示す。他方、50歳以上の年齢層においてはLGBTという言葉聞いたことがある人も、今後LGBTについて知ったり、そのための情報収集をしようという人も少ない傾向にある。

(3) 最終学歴

大学卒業及び大学院修了者はLGBTに関する知識を持ち、情報収集する意思を持ち、周りのLGBTの存在を認識しているが、高校卒業者は逆の傾向を示す。

(4) 指導者資格

概して教師とアスレティックトレーナーがLGBTフレンドリーな傾向を示すが、地域を拠点として指導を行う指導員や上級指導員はLGBTの問題について知ろうとしたり情報を集めようという意識は弱い。

(5) 指導レベル

国際レベルで指導を行っている指導者は、性的マイノリティの人たちと遭遇した経験をもち、LGBTについて知る必要性を強く感じ、情報収集をしようという意思を持つ。他方、市区町村レベルの指導者には性的マイノリティは知られておらず、今後も情報収集をしようという意識は弱かった。

表9 「性的マイノリティに関する知識」のクロス集計結果

横%		同性の人に愛情を感じる人がいる	身体の性別は、女性または男性のどちらかに明確に分かれるとは限らない	自分の身体的な性別とは異なる性別で生まれることがある	同性愛は、本人の意思で変えることはできない	日本では、戸籍上の性別を変えることができる	日本の現在の法律では、同性のカップルは結婚できない	オリンピック大会には、ある条件を満たした場合のみ、性別を変更した選手が変更後の性別で出場することができる	同性愛者の国際的なスポーツ大会がある	スポーツの大会では、女性選手にのみ、性別確認のための検査を行うことがある
全体	10,492	60.7	51.2	75.0	48.2	44.0	50.1	24.0	13.5	19.9
性別		***	***	***	***	***	**	n.s.	*	***
女性	2,120	69.1	59.2	83.1	59.3	56.8	52.6	25.4	12.0	15.7
男性	8,317	58.4	49.0	72.9	45.3	40.5	49.3	23.6	13.8	20.9
答えたくない	37	83.8	75.7	81.1	62.2	67.6	62.2	32.4	27.0	37.8
わからない	18	77.8	66.7	77.8	66.7	72.2	66.7	38.9	16.7	16.7
年齢層		***	***	***	***	***	***	**	***	***
20代	698	72.2	56.0	81.2	55.3	62.9	58.5	25.6	16.9	12.6
30代	1,407	67.2	54.1	80.2	57.6	54.2	56.8	26.4	15.6	16.8
40代	2,756	62.0	51.9	77.7	53.7	45.8	51.5	24.0	14.1	19.3
50代	3,166	60.0	52.8	76.0	48.5	42.9	49.0	24.5	14.1	20.8
60代	1,945	55.4	47.3	69.5	37.1	34.9	43.9	22.5	11.2	23.9
70代以上	520	44.4	38.8	53.5	23.5	21.7	42.7	18.1	5.2	21.0
最終学歴		***	***	***	***	***	***	***	***	***
中学校卒業	65	56.9	46.2	56.9	36.9	47.7	50.8	15.4	10.8	18.5
高等学校卒業	2,631	51.5	44.4	65.9	38.1	38.2	44.4	18.5	9.8	16.0
短大、高等専門学校卒業	617	60.9	54.5	72.6	46.0	46.0	45.4	20.9	11.2	15.1
専門学校卒業	859	56.6	50.4	73.6	46.6	46.4	49.9	22.0	12.1	12.8
大学卒業	5,387	63.4	52.6	78.2	51.2	44.8	51.8	25.8	14.3	21.6
大学院修了	864	75.9	61.9	87.4	64.1	51.0	59.5	34.4	22.8	31.8
その他	69	60.9	58.0	76.8	53.6	56.5	59.4	30.4	15.9	27.5
指導者資格										
指導員	5,867	58.8	50.4	74.0	46.6	43.9	49.7	22.9	12.4	18.5
		***	n.s.	**	***	n.s.	n.s.	**	***	***
上級指導員	993	55.6	49.3	70.9	44.3	39.8	47.7	23.3	12.4	20.3
		**	n.s.	**	*	**	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
コーチ	1,570	63.4	50.2	76.8	50.1	42.7	49.7	24.1	13.4	20.1
		*	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
上級コーチ	453	61.4	55.6	75.3	50.6	40.2	45.0	26.9	15.5	28.0
		n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	*	n.s.	n.s.	***
教師	724	63.5	52.8	79.3	56.2	48.5	51.2	20.6	12.7	18.9
		n.s.	n.s.	**	***	*	n.s.	*	n.s.	n.s.
上級教師	95	56.8	50.5	73.7	48.4	37.9	55.8	28.4	14.7	31.6
		n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	**
スポーツプログラマー	327	63.0	49.5	75.2	48.3	51.1	48.6	21.4	13.8	19.9
		n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	**	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
フィットネストラナー	50	68.0	54.0	74.0	52.0	48.0	46.0	18.0	16.0	18.0
		n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
ジュニアスポーツ指導員	798	58.6	50.5	74.7	45.4	46.4	49.2	24.9	14.9	21.8
		n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
アスレティックトレーナー	409	66.5	55.0	80.9	58.9	55.3	57.9	27.4	17.6	21.3
		*	n.s.	**	***	***	**	n.s.	*	n.s.
スポーツドクター	352	73.0	64.8	86.9	59.1	45.7	56.8	39.2	26.4	36.9
		***	***	***	***	n.s.	*	***	***	***
スポーツデンティスト	37	56.8	54.1	73.0	54.1	43.2	54.1	27.0	10.8	24.3
		n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
アシスタントマネジャー	525	62.3	48.8	73.7	43.8	43.8	49.0	25.3	15.4	19.2
		n.s.	n.s.	n.s.	*	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
クラブマネジャー	93	58.1	53.8	72.0	39.8	44.1	51.6	23.7	18.3	16.1
		n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
(旧資格) スポーツトレーナー	23	43.5	47.8	47.8	39.1	34.8	34.8	26.1	21.7	8.7
		n.s.	n.s.	**	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
その他	296	61.5	57.1	76.7	49.3	49.7	48.6	25.7	14.2	19.6
		n.s.	*	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
指導の有無		*	n.s.	*	*	**	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
指導しなかった	1,694	63.3	52.4	77.3	50.9	47.7	52.1	23.4	13.0	21.5
指導した	8,798	60.2	51.0	74.6	47.7	43.2	49.7	24.1	13.6	19.6
指導レベル		***	***	***	***	*	n.s.	**	n.s.	***
国際レベル	815	64.4	56.8	81.7	53.6	45.5	51.8	28.0	15.0	26.7
全国レベル	3,695	61.0	50.5	76.1	48.9	43.1	49.9	23.8	14.5	20.7
地域レベル	1,063	61.1	52.4	75.1	47.9	46.3	50.9	24.5	12.4	17.3
都道府県レベル	2,049	60.7	51.8	73.6	46.9	44.3	50.4	23.9	12.5	19.1
市区町村レベル	1,369	53.9	44.8	67.1	42.4	40.5	47.0	20.7	11.8	17.2
その他	1,501	64.0	54.3	77.8	50.9	46.4	51.2	25.4	13.9	19.8

※1：*：p<0.05；**：p<0.01；***：p<0.001

※2：色が濃く白文字のセルは期待度数より実測度数が有意に多いセル、色が薄く黒文字のセルは有意に少ないセルを意味する

表10 「性的マイノリティの人々との遭遇経験」に関するクロス集計結果

		横%	同性の人に言い寄られた	二人の男性や二人の女性が人前で手をつないでいるのを見た	性別がよくわからない人に出会った	自分の性別に悩んでいると打ち明けられた	前から知っている人に、昔は別の性別だったと打ち明けられた
全体		10,492	11.3	43.6	46.8	9.3	3.7
性別			***	***	***	***	***
	女性	2,120	18.3	51.5	54.5	18.5	7.7
	男性	8,317	9.2	41.5	44.7	6.6	2.5
	答えたくない	37	45.9	51.4	59.5	37.8	21.6
	わからない	18	55.6	66.7	66.7	66.7	50.0
年齢層			***	***	***	***	***
	20代	698	19.6	62.5	55.9	22.6	10.0
	30代	1,407	17.1	58.1	54.7	15.6	6.6
	40代	2,756	11.9	47.2	47.2	9.7	3.7
	50代	3,166	10.3	41.6	48.8	7.5	2.7
	60代	1,945	6.8	30.2	39.1	3.7	1.6
	70代以上	520	3.5	22.1	27.3	2.9	1.3
最終学歴			***	***	***	***	***
	中学校卒業	65	15.4	36.9	43.1	7.7	1.5
	高等学校卒業	2,631	7.6	32.5	39.3	4.7	2.0
	短大、高等専門学校卒業	617	11.0	39.2	45.5	7.1	3.1
	専門学校卒	859	10.8	50.2	48.1	10.2	6.4
	大学卒業	5,387	12.4	46.9	48.6	10.6	3.8
	大学院修了	864	14.9	53.6	57.2	15.2	5.7
	その他	69	20.3	46.4	58.0	11.6	7.2
指導者資格							
	指導員	5,867	10.4	40.0	44.6	8.1	3.1
			**	***	***	***	***
	上級指導員	993	8.3	38.0	41.4	5.7	2.8
			**	***	***	***	n.s
	コーチ	1,570	13.9	49.7	50.1	11.7	3.9
			***	***	**	***	n.s
	上級コーチ	453	11.0	49.4	49.2	11.3	3.1
			n.s.	*	n.s.	n.s	n.s
	教師	724	17.4	53.2	51.4	17.1	6.1
			***	***	*	***	**
	上級教師	95	11.6	48.4	51.6	12.6	4.2
			n.s.	n.s.	n.s.	n.s	n.s
	スポーツプログラマー	327	15.0	51.7	54.1	13.1	8.3
			*	**	**	*	***
	フィットネストレーナー	50	20.0	64.0	64.0	14.0	14.0
			n.s.	**	*	n.s	**
	ジュニアスポーツ指導員	798	12.4	42.0	45.0	11.7	5.1
			n.s.	n.s.	n.s.	*	*
	アスレティックトレーナー	409	15.4	67.5	62.1	20.3	9.0
			**	***	***	***	***
	スポーツドクター	352	16.8	57.7	62.8	15.1	5.4
			**	***	***	***	n.s
	スポーツデンティスト	37	13.5	59.5	51.4	8.1	10.8
			n.s.	n.s.	n.s.	n.s	*
	アシスタントマネジャー	525	10.7	38.3	46.5	7.6	4.0
			n.s.	*	n.s.	n.s	n.s
	クラブマネジャー	93	14.0	45.2	48.4	6.5	5.4
			n.s.	n.s.	n.s.	n.s	n.s
	(旧資格)スポーツトレーナー	23	13.0	43.5	30.4	17.4	17.4
			n.s.	n.s.	n.s.	n.s	**
	その他	296	17.9	51.0	50.3	11.5	7.4
			***	*	n.s.	n.s	**
指導の有無			n.s.	n.s.	**	n.s	*
	指導しなかった	1,694	12.2	45.3	50.6	10.1	4.7
	指導した	8,798	11.1	43.3	46.1	9.1	3.5
指導レベル			***	***	***	***	*
	国際レベル	815	16.3	59.8	56.7	14.7	5.0
	全国レベル	3,695	11.8	44.6	47.8	10.4	3.8
	地域レベル	1,063	10.3	42.2	48.4	8.9	4.9
	都道府県レベル	2,049	10.0	40.6	44.6	8.1	2.9
	市区町村レベル	1,369	9.1	35.4	39.5	5.3	2.8
	その他	1,501	11.5	44.9	47.4	8.8	3.9

※1：**：p<0.05；***：p<0.01；****：p<0.001

※2：色が濃く白文字のセルは期待度数より実測度数が有意に多いセル、色が薄く黒文字のセルは有意に少ないセルを意味する

表11 「LGBTという言葉聞いた経験」のクロス集計結果

		横%	ある	ない
全体		10,492	69.0	31.0
性別			***	
	女性	2,120	74.7	25.3
	男性	8,317	67.5	32.5
	答えたくない	37	81.1	18.9
	わからない	18	83.3	16.7
年齢層			***	
	20代	698	78.1	21.9
	30代	1,407	74.6	25.4
	40代	2,756	68.8	31.2
	50代	3,166	67.9	32.1
	60代	1,945	66.3	33.7
	70代以上	520	59.6	40.4
最終学歴			***	
	中学校卒業	65	50.8	49.2
	高等学校卒業	2,631	57.8	42.2
	短大, 高等専門学校卒業	617	66.5	33.5
	専門学校卒	859	63.4	36.6
	大学卒業	5,387	73.6	26.4
	大学院修了	864	83.3	16.7
	その他	69	68.1	31.9
指導者資格			***	
	指導員	5,867	67.6	32.4
	上級指導員	993	66.5	33.5
	コーチ	1,570	70.9	29.1
	上級コーチ	453	69.8	30.2
	教師	724	72.2	27.8
	上級教師	95	72.6	27.4
	スポーツプログラマー	327	72.2	27.8
	フィットネストレーナー	50	68.0	32.0
	ジュニアスポーツ指導員	798	69.0	31.0
	アスレティックトレーナー	409	73.8	26.2
	スポーツドクター	352	81.8	18.2
	スポーツデンティスト	37	67.6	32.4
	アシスタントマネジャー	525	68.6	31.4
	クラブマネジャー	93	71.0	29.0
	(旧資格) スポーツトレーナー	23	69.6	30.4
	その他	296	67.2	32.8
指導の有無			***	
	指導しなかった	1,694	73.5	26.5
	指導した	8,798	68.2	31.8
指導レベル			***	
	国際レベル	815	71.8	28.2
	全国レベル	3,695	68.4	31.6
	地域レベル	1,063	71.0	29.0
	都道府県レベル	2,049	67.8	32.2
	市区町村レベル	1,369	64.3	35.7
	その他	1,501	73.8	26.2

※1：*：p<0.05；**：p<0.01；***：p<0.001

※2：色が濃く白文字のセルは期待度数より実測度数が有意に多いセル、色が薄く黒文字のセルは有意に少ないセルを意味する

表12 「LGBTについての認識レベル」のクロス集計結果

	横%	周りの人よりは 知っていた	周りの人と同 じくらい	周りの人よりは 知らなかった	まったく知ら なかった
全体	7,242	22.7	59.9	14.3	3.1
性別		***			
女性	1,583	28.7	58.6	10.7	2.0
男性	5,614	20.6	60.6	15.4	3.4
答えたくない	30	60.0	36.7	0.0	3.3
わからない	15	73.3	20.0	6.7	0.0
年齢層		***			
20代	545	35.2	52.5	9.2	3.1
30代	1,050	26.1	58.5	11.2	4.2
40代	1,897	24.0	60.1	12.9	2.9
50代	2,150	21.3	62.5	14.0	2.2
60代	1,290	16.5	60.9	18.8	3.8
70代以上	310	15.5	55.2	25.2	4.2
最終学歴		***			
中学校卒業	33	15.2	57.6	21.2	6.1
高等学校卒業	1,520	16.1	60.0	19.1	4.8
短大、高等専門学校卒業	410	19.5	63.9	14.4	2.2
専門学校卒	545	22.9	56.3	17.4	3.3
大学卒業	3,967	24.0	60.2	13.1	2.7
大学院修了	720	29.7	60.1	8.3	1.8
その他	47	42.6	42.6	10.6	4.3
指導者資格		***			
指導員	3,966	22.2	59.7	14.9	3.3
上級指導員	660	17.4	62.3	17.3	3.0
コーチ	1,113	23.6	59.6	12.7	4.1
上級コーチ	316	26.3	60.1	11.7	1.9
教師	523	30.0	55.8	11.9	2.3
上級教師	69	14.5	66.7	17.4	1.4
スポーツプログラマー	236	28.0	51.7	18.6	1.7
フィットネストレーナー	34	38.2	50.0	8.8	2.9
ジュニアスポーツ指導員	551	24.1	57.0	14.2	4.7
アスレティックトレーナー	302	27.5	57.0	12.9	2.6
スポーツドクター	288	28.8	64.2	6.9	0.0
スポーツデンティスト	25	24.0	64.0	4.0	8.0
アシスタントマネジャー	360	20.8	58.1	18.6	2.5
クラブマネジャー	66	30.3	50.0	15.2	4.5
(旧資格) スポーツトレーナー	16	25.0	68.8	6.3	0.0
その他	199	26.1	58.3	15.1	0.5
指導の有無		*			
指導しなかった	1,245	25.3	59.1	12.2	3.4
指導した	5,997	22.1	60.1	14.7	3.1
指導レベル		***			
国際レベル	585	27.7	58.3	11.6	2.4
全国レベル	2,526	23.7	59.9	14.3	2.1
地域レベル	755	21.6	61.2	13.1	4.1
都道府県レベル	1,389	21.0	60.5	15.7	2.8
市区町村レベル	880	17.7	60.3	16.1	5.8
その他	1,107	24.5	59.1	13.2	3.3

※1：*：p<0.05；**：p<0.01；***：p<0.001

※2：色が濃く白文字のセルは期待度数より実測度数が有意に多いセル，色が薄く黒文字のセルは有意に少ないセルを意味する

表13 「LGBTについて知る必要性」のクロス集計結果

		横%	とても感じた	多少は感じた	あまり感じなかった	まったく感じなかった
全体		7,242	20.4	43.0	31.1	5.6
性別			***			
	女性	1,583	30.4	43.8	22.0	3.8
	男性	5,614	17.3	42.8	33.8	6.1
	答えたくない わからない	30	40.0	36.7	20.0	3.3
	わからぬ	15	66.7	20.0	13.3	0.0
年齢層			***			
	20代	545	40.4	42.9	14.7	2.0
	30代	1,050	27.3	48.2	20.8	3.7
	40代	1,897	21.3	44.6	29.6	4.4
	50代	2,150	18.0	43.6	32.8	5.5
	60代	1,290	12.4	37.8	41.5	8.3
	70代以上	310	5.5	31.9	48.7	13.9
最終学歴			***			
	中学校卒業	33	9.1	36.4	42.4	12.1
	高等学校卒業	1,520	13.2	38.8	39.7	8.4
	短大、高等専門学校卒業	410	16.6	42.2	35.4	5.9
	専門学校卒	545	20.0	44.6	30.6	4.8
	大学卒業	3,967	22.5	43.7	28.9	4.9
	大学院修了 その他	720	26.5	48.2	21.8	3.5
	47	23.4	34.0	38.3	4.3	
指導者資格			***			
	指導員	3,966	19.3	42.6	32.2	6.0
			**			
	上級指導員	660	13.5	42.7	37.4	6.4

	コーチ	1,113	24.0	42.5	29.4	4.1
			**			
	上級コーチ	316	26.9	42.4	25.3	5.4
			*			
	教師	523	34.8	42.8	19.9	2.5

	上級教師	69	15.9	34.8	42.0	7.2
			n.s.			
	スポーツプログラマー	236	25.0	43.2	26.3	5.5
			n.s.			
	フィットネストレーナー	34	32.4	32.4	32.4	2.9
			n.s.			
	ジュニアスポーツ指導員	551	24.3	40.1	31.2	4.4
			n.s.			
	アスレティックトレーナー	302	29.5	47.4	19.5	3.6

スポーツドクター	288	18.8	49.0	27.1	5.2	
		n.s.				
スポーツデンティスト	25	32.0	32.0	24.0	12.0	
		n.s.				
アシスタントマネジャー	360	18.3	44.7	30.0	6.9	
		n.s.				
クラブマネジャー	66	12.1	50.0	31.8	6.1	
		n.s.				
(旧資格) スポーツトレーナー	16	18.8	43.8	31.3	6.3	
		n.s.				
その他	199	21.6	45.7	30.2	2.5	
		n.s.				
指導の有無			n.s.			
	指導しなかった	1,245	22.7	43.1	28.7	5.5
指導した	5,997	19.9	43.0	31.6	5.6	
指導レベル			***			
	国際レベル	585	27.0	43.4	24.6	5.0
	全国レベル	2,526	21.5	42.9	30.8	4.9
	地域レベル	755	19.2	45.4	31.1	4.2
	都道府県レベル	1,389	18.0	42.4	34.4	5.2
	市区町村レベル	880	16.5	42.8	32.5	8.2
	その他	1,107	21.2	42.1	30.0	6.7

※1：*：p<0.05；**：p<0.01；***：p<0.001

※2：色が濃く白文字のセルは期待度数より実測度数が有意に多いセル，色が薄く黒文字のセルは有意に少ないセルを意味する

表14 「LGBTに関する情報収集」のクロス集計結果

		横%	よくしてきた	時々してきた	あまりしてこ なかった	まったくして こなかった
全体		7,242	4.8	25.0	48.5	21.8
性別	***					
	女性	1,583	7.5	34.0	42.0	16.5
	男性	5,614	3.7	22.5	50.5	23.4
	答えたくない わからない	30	40.0	26.7	26.7	6.7
年齢層	***					
	20代	545	12.8	33.6	38.3	15.2
	30代	1,050	7.7	29.7	46.9	15.7
	40代	1,897	3.8	28.9	48.6	18.7
	50代	2,150	4.0	24.7	50.1	21.2
	60代	1,290	2.4	16.0	52.0	29.6
	70代以上	310	1.9	8.7	45.5	43.9
最終学歴	***					
	中学校卒業	33	3.0	12.1	57.6	27.3
	高等学校卒業	1,520	2.3	16.4	49.0	32.2
	短大、高等専門学校卒業	410	3.4	22.0	51.2	23.4
	専門学校卒	545	6.2	22.6	46.6	24.6
	大学卒業	3,967	5.2	27.3	48.7	18.8
	大学院修了 その他	720	7.8	33.3	46.0	12.9
指導者資格	***					
	指導員	3,966	4.5	24.1	49.3	22.1
	上級指導員	660	3.2	21.5	48.8	26.5
			n.s.			
	コーチ	1,113	5.1	28.9	46.2	19.8
			**			
	上級コーチ	316	6.6	27.2	48.1	18.0
			n.s.			
	教師	523	9.0	34.2	42.3	14.5

	上級教師	69	7.2	13.0	58.0	21.7
			n.s.			
	スポーツプログラマー	236	8.5	27.5	43.2	20.8
			*			
	フィットネストレーナー	34	11.8	23.5	35.3	29.4
			n.s.			
	ジュニアスポーツ指導員	551	6.0	25.8	45.2	23.0
			n.s.			
	アスレティックトレーナー	302	6.0	31.1	46.7	16.2
			*			
スポーツドクター	288	6.3	28.1	48.6	17.0	
		n.s.				
スポーツデンティスト	25	4.0	24.0	56.0	16.0	
		n.s.				
アシスタントマネジャー	360	4.2	21.4	50.8	23.6	
		n.s.				
クラブマネジャー	66	1.5	31.8	42.4	24.2	
		n.s.				
(旧資格) スポーツトレーナー	16	6.3	25.0	56.3	12.5	
		n.s.				
その他	199	7.5	27.1	45.2	20.1	
		n.s.				
指導の有無	n.s.					
	指導しなかった	1,245	5.7	24.4	48.0	21.8
指導した	5,997	4.6	25.1	48.6	21.7	
指導レベル	***					
	国際レベル	585	6.0	31.5	47.7	14.9
	全国レベル	2,526	5.1	25.7	48.3	20.9
	地域レベル	755	4.5	27.3	48.3	19.9
	都道府県レベル	1,389	4.1	23.2	50.4	22.3
	市区町村レベル	880	3.4	20.0	49.2	27.4
その他	1,107	5.4	24.4	46.6	23.6	

※1：*：p<0.05；**：p<0.01；***：p<0.001

※2：色が濃く白文字のセルは期待度数より実測度数が有意に多いセル、色が薄く黒文字のセルは有意に少ないセルを意味する

表15 「今後、LGBTについて知る必要性」のクロス集計結果

		横%	とても感じる	多少は感じる	あまり感じない	まったく感じない
全体		10,492	24.8	52.0	18.8	4.4
性別			***			
	女性	2,120	35.5	49.6	12.9	2.1
	男性	8,317	21.9	52.8	20.3	5.0
	答えたくない わからない	37 18	35.1 72.2	45.9 22.2	8.1 5.6	10.8 0.0
年齢層			***			
	20代	698	47.6	44.1	7.3	1.0
	30代	1,407	35.5	52.8	10.2	1.6
	40代	2,756	25.8	54.8	16.2	3.3
	50代	3,166	22.5	54.2	19.2	4.1
	60代	1,945	15.8	50.7	26.5	7.0
	70代以上	520	7.7	38.1	39.2	15.0
最終学歴			***			
	中学校卒業	65	16.9	44.6	24.6	13.8
	高等学校卒業	2,631	16.4	50.1	26.5	7.1
	短大、高等専門学校卒業	617	20.6	56.1	18.8	4.5
	専門学校卒	859	26.1	54.2	15.4	4.3
	大学卒業	5,387	27.9	52.1	16.6	3.4
	大学院修了	864	32.8	54.2	11.5	1.6
	その他	69	30.4	42.0	21.7	5.8
指導者資格						
指導員		5,867	22.7	52.1	20.4	4.9

上級指導員		993	18.7	53.4	22.7	5.2

コーチ		1,570	28.2	53.6	15.7	2.5

上級コーチ		453	28.5	51.2	14.3	6.0
			*			
教師		724	34.9	47.7	13.7	3.7

上級教師		95	20.0	54.7	22.1	3.2
			n.s.			
スポーツプログラマー		327	31.8	46.8	18.3	3.1
			*			
フィットネストレーナー		50	38.0	44.0	14.0	4.0
			n.s.			
ジュニアスポーツ指導員		798	29.3	48.6	18.0	4.0
			*			
アスレティックトレーナー		409	43.0	49.6	5.9	1.5

スポーツドクター		352	25.6	56.5	13.9	4.0
			n.s.			
スポーツデンティスト		37	35.1	54.1	8.1	2.7
			n.s.			
アシスタントマネジャー		525	24.2	53.7	18.3	3.8
			n.s.			
クラブマネジャー		93	21.5	54.8	19.4	4.3
			n.s.			
(旧資格) スポーツトレーナー		23	21.7	56.5	13.0	8.7
			n.s.			
その他		296	30.4	51.0	13.9	4.7
			*			
指導の有無						
指導しなかった		1,694	30.0	49.7	15.6	4.7

指導した		8,798	23.8	52.5	19.4	4.4

指導レベル						
国際レベル		815	30.6	52.4	13.6	3.4

	全国レベル	3,695	25.5	52.1	18.2	4.2
	地域レベル	1,063	23.6	55.1	17.8	3.5
	都道府県レベル	2,049	22.3	53.2	19.7	4.8
	市区町村レベル	1,369	20.5	49.8	23.2	6.5
その他	1,501	27.9	50.0	18.4	3.7	

※1：*：p<0.05；**：p<0.01；***：p<0.001

※2：色が濃く白文字のセルは期待度数より実測度数が有意に多いセル、色が薄く黒文字のセルは有意に少ないセルを意味する

表16 「今後のLGBTに関する情報収集」のクロス集計結果

		横%	とてもするだ ろう	多少はするだ ろう	あまりしないだ ろう	まったくしな いだろう
全体		10,492	9.0	50.2	32.2	8.7
性別			***			
	女性	2,120	14.0	56.4	24.2	5.4
	男性	8,317	7.5	48.6	34.3	9.5
	答えたくない わからない	37	27.0	45.9	16.2	10.8
	わからない	18	50.0	38.9	5.6	5.6
年齢層			***			
	20代	698	19.6	56.2	20.5	3.7
	30代	1,407	13.1	59.1	24.7	3.1
	40代	2,756	9.7	54.6	29.6	6.2
	50代	3,166	8.1	49.6	34.0	8.2
	60代	1,945	4.6	42.1	39.7	13.6
	70代以上	520	1.7	28.5	42.3	27.5
最終学歴			***			
	中学校卒業	65	7.7	35.4	30.8	26.2
	高等学校卒業	2,631	5.2	39.8	41.1	13.9
	短大、高等専門学校卒業	617	6.6	49.6	33.9	9.9
	専門学校卒	859	9.8	49.4	32.7	8.1
	大学卒業	5,387	10.3	53.8	29.3	6.6
	大学院修了	864	13.2	61.9	21.1	3.8
	その他	69	11.6	46.4	31.9	10.1
指導者資格						
指導員		5,867	7.9	48.4	34.0	9.7

上級指導員		993	7.2	45.9	34.7	12.2

コーチ		1,570	9.9	56.0	29.2	4.9

上級コーチ		453	12.1	52.5	26.3	9.1
			*			
教師		724	14.4	55.2	25.4	5.0

上級教師		95	9.5	48.4	33.7	8.4
			n.s.			
スポーツプログラマー		327	13.1	50.5	30.0	6.4
			*			
フィットネストレーナー		50	14.0	56.0	24.0	6.0
			n.s.			
ジュニアスポーツ指導員		798	11.7	48.7	29.9	9.6
			*			
アスレティックトレーナー		409	13.7	60.1	23.0	3.2

スポーツドクター		352	12.5	57.7	23.6	6.3

スポーツデンティスト		37	8.1	73.0	8.1	10.8
			*			
アシスタントマネジャー		525	7.8	54.5	31.8	5.9
			n.s.			
クラブマネジャー		93	5.4	55.9	30.1	8.6
			n.s.			
(旧資格) スポーツトレーナー		23	13.0	47.8	21.7	17.4
			n.s.			
その他		296	12.8	51.4	27.4	8.4
			n.s.			
指導の有無						
指導しなかった		1,694	9.4	52.2	29.6	8.8

指導した		8,798	8.9	49.8	32.7	8.6

指導レベル						
国際レベル		815	11.8	57.2	25.2	5.9

	全国レベル	3,695	9.8	50.1	32.1	8.0
	地域レベル	1,063	8.8	53.0	30.8	7.4
	都道府県レベル	2,049	8.1	47.2	35.2	9.5
	市区町村レベル	1,369	6.1	46.3	34.6	12.9
その他	1,501	9.4	52.1	30.8	7.7	

※1：*：p<0.05；**：p<0.01；***：p<0.001

※2：色が濃く白文字のセルは期待度数より実測度数が有意に多いセル，色が薄く黒文字のセルは有意に少ないセルを意味する

表17 「LGBT当事者の存在認識」のクロス集計結果

		横%	現在いる	以前いた	いない, いなかった
全体		10,492	13.3	14.4	72.2
性別			***		
	女性	2,120	26.2	18.8	55.0
	男性	8,317	9.8	13.3	76.9
	答えたくない	37	35.1	21.6	43.2
	わからない	18	66.7	5.6	27.8
年齢層			***		
	20代	698	35.4	16.6	48.0
	30代	1,407	22.0	20.4	57.6
	40代	2,756	13.8	15.6	70.6
	50代	3,166	10.5	14.1	75.5
	60代	1,945	6.1	10.6	83.2
	70代以上	520	2.9	5.4	91.7
最終学歴			***		
	中学校卒業	65	10.8	12.3	76.9
	高等学校卒業	2,631	8.2	9.0	82.8
	短大, 高等専門学校卒業	617	12.2	13.5	74.4
	専門学校卒	859	15.3	15.7	69.0
	大学卒業	5,387	14.5	15.9	69.6
	大学院修了	864	20.7	20.9	58.3
	その他	69	18.8	18.8	62.3
指導者資格			***		
	指導員	5,867	11.7	13.3	75.0

	上級指導員	993	10.1	10.9	79.1

	コーチ	1,570	15.4	17.6	67.0

	上級コーチ	453	15.0	17.9	67.1
			*		
	教師	724	21.1	22.0	56.9

	上級教師	95	13.7	10.5	75.8
			n.s.		
	スポーツプログラマー	327	21.1	16.8	62.1

	フィットネストレーナー	50	22.0	22.0	56.0
			*		
	ジュニアスポーツ指導員	798	16.3	13.4	70.3
			*		
	アスレティックトレーナー	409	27.6	23.2	49.1

スポーツドクター	352	19.6	19.3	61.1	

スポーツデンティスト	37	16.2	16.2	67.6	
		n.s.			
アシスタントマネジャー	525	11.6	11.8	76.6	
		n.s.			
クラブマネジャー	93	12.9	15.1	72.0	
		n.s.			
(旧資格) スポーツトレーナー	23	21.7	13.0	65.2	
		n.s.			
その他	296	20.9	16.6	62.5	

指導の有無			**		
	指導しなかった	1,694	15.6	14.3	70.1
	指導した	8,798	12.9	14.5	72.6
指導レベル			***		
	国際レベル	815	19.4	22.0	58.7
	全国レベル	3,695	13.6	15.6	70.8
	地域レベル	1,063	12.8	15.3	71.9
	都道府県レベル	2,049	11.8	12.9	75.4
	市区町村レベル	1,369	9.2	10.4	80.4
	その他	1,501	15.7	12.6	71.8

※1：*：p<0.05；**：p<0.01；***：p<0.001

※2：色が濃く白文字のセルは期待度数より実測度数が有意に多いセル，色が薄く黒文字のセルは有意に少ないセルを意味する

表18 「LGBTに関して直面する課題」のクロス集計結果

		「さん」か「く ん」か、呼び 捨てにするか などの呼称	ユニフォーム やジャージな どの服装につ いて本人のニ ーズと合わ ない	LGBTの当事者 をチームメ イトに告げ るかで悩んで いる	本人が希望す る場合、LGBT であることを チームメイト などにどのよ うに周知する か	ある競技者が LGBTであるこ とを告げたこ とによって、 いじめや差別 的言動といっ た人間関係上 の様々な問題 が生じた	男女で練習メ ニューを分け る際にどちら の性別のメ ニューをやら せるか	競技会にエント リする際にど ちらの性別で エントリする か	どちらの性別 の更衣室や シャワーを使 うか	遠征や合宿な どの宿泊時に 、どちらの性別 の部屋に泊ま るか	
横%											
全体		10,492	14.6	14.1	24.9	31.3	25.7	16.4	29.6	39.8	39.1
性別		*	***	***	**	***	*	***	***	***	
女性	2,120	15.0	18.4	29.0	33.8	30.3	18.2	36.1	48.0	43.7	
男性	8,317	14.4	12.9	23.8	30.6	24.5	15.8	28.0	37.7	37.9	
答えたくない	37	24.3	27.0	32.4	43.2	29.7	18.9	29.7	43.2	35.1	
わからない	18	33.3	27.8	61.1	55.6	33.3	27.8	38.9	61.1	55.6	
年齢層		***	***	***	***	***	n.s.	n.s.	***	***	
20代	698	22.3	19.5	36.7	38.3	36.0	19.3	31.7	45.6	41.8	
30代	1,407	19.3	19.5	31.9	35.5	29.4	16.9	30.1	42.2	40.1	
40代	2,756	14.1	15.8	28.2	32.1	28.7	16.1	30.5	41.8	41.5	
50代	3,166	12.4	13.2	23.5	31.2	24.7	16.1	29.5	39.2	38.7	
60代	1,945	12.9	9.9	17.6	28.2	20.2	15.7	29.1	37.4	37.5	
70代以上	520	14.0	5.0	9.2	18.7	12.1	16.2	24.2	28.3	27.7	
最終学歴		*	***	***	n.s.	**	**	n.s.	n.s.	*	
中学校卒業	65	12.3	3.1	15.4	24.6	27.7	13.8	24.6	35.4	35.4	
高等学校卒業	2,631	13.4	10.8	21.4	30.1	23.1	15.1	29.2	37.9	36.9	
短大、高等専門学校卒業	617	12.6	12.2	22.4	28.5	24.5	15.7	30.3	40.7	36.5	
専門学校卒	859	15.4	16.1	26.4	32.8	28.2	21.8	31.5	43.0	39.5	
大学卒業	5,387	14.8	15.1	26.1	31.9	26.7	16.1	29.4	39.8	40.0	
大学院修了	864	17.8	18.8	30.1	32.9	26.0	17.1	30.8	42.4	42.0	
その他	69	15.9	13.0	14.5	27.5	17.4	18.8	30.4	42.0	33.3	
指導者資格											
指導員	5,867	13.5	13.3	24.3	31.2	25.7	15.7	29.6	38.7	38.6	
		***	**	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	*	n.s.	
上級指導員	993	15.1	11.5	19.0	29.3	20.5	16.6	29.6	39.0	38.8	
		n.s.	*	***	n.s.	***	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	
コーチ	1,570	16.9	16.4	27.6	32.8	27.0	15.9	29.4	42.3	41.8	
		**	**	**	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	*	*	
上級コーチ	453	14.3	12.4	23.6	28.9	22.1	12.8	24.9	37.1	36.2	
		n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	*	*	n.s.	n.s.	
教師	724	18.2	18.4	29.1	34.9	25.7	14.1	29.1	41.4	40.1	
		**	**	**	*	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	
上級教師	95	17.9	11.6	22.1	32.6	18.9	15.8	35.8	48.4	47.4	
		n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	
スポーツプログラマー	327	17.7	16.2	26.0	30.0	25.1	16.5	30.0	46.2	38.5	
		n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	*	n.s.	
フィットネストレーナー	50	14.0	18.0	22.0	34.0	38.0	24.0	32.0	52.0	40.0	
		n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	*	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	
ジュニアスポーツ指導員	798	14.9	14.9	24.1	31.0	26.9	16.0	28.7	40.0	37.5	
		n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	
アスレティックトレーナー	409	18.6	14.2	31.5	34.2	29.6	19.1	28.9	43.8	38.1	
		*	n.s.	**	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	
スポーツドクター	352	14.2	17.9	30.1	32.4	28.1	21.3	30.4	42.9	42.9	
		n.s.	*	*	n.s.	n.s.	*	n.s.	n.s.	n.s.	
スポーツデンティスト	37	10.8	16.2	29.7	43.2	24.3	24.3	32.4	48.6	48.6	
		n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	
アシスタントマネジャー	525	17.3	13.0	25.1	30.7	29.3	18.5	32.0	42.7	40.2	
		n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	*	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	
クラブマネジャー	93	15.1	15.1	24.7	26.9	22.6	17.2	24.7	34.4	36.6	
		n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	
(旧資格) スポーツトレーナー	23	13.0	8.7	13.0	26.1	17.4	17.4	21.7	30.4	30.4	
		n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	
その他	296	14.5	14.2	25.0	34.5	28.0	19.9	31.8	46.6	43.9	
		n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	*	n.s.	
指導の有無		n.s.	***	**	n.s.	n.s.	***	*	**	*	
指導しなかった	1,694	15.2	17.1	27.9	32.6	27.3	20.0	32.1	43.2	41.6	
指導した	8,798	14.5	13.6	24.4	31.1	25.4	15.7	29.2	39.2	38.6	
指導レベル		n.s.	**	*	*	*	*	n.s.	*	**	
国際レベル	815	16.4	14.8	27.7	32.6	24.9	15.0	28.3	41.1	41.5	
全国レベル	3,695	14.7	14.4	25.0	31.1	25.2	15.3	29.1	39.2	39.8	
地域レベル	1,063	13.9	14.4	26.5	33.2	24.5	16.2	31.7	40.5	40.7	
都道府県レベル	2,049	15.1	12.6	23.6	31.5	26.5	15.7	29.8	39.6	38.0	
市区町村レベル	1,369	13.4	12.4	22.2	27.6	23.6	17.0	28.3	36.7	34.9	
その他	1,501	14.1	16.6	26.5	33.1	28.9	20.1	31.2	43.3	40.1	

※1：*：p<0.05；**：p<0.01；***：p<0.001

※2：色が濃く白文字のセルは期待度数より実測度数が有意に多いセル、色が薄く黒文字のセルは有意に少ないセルを意味する

表19 「LGBTの課題に対する要望」のクロス集計結果

		横%	情報がほしい	研修会を開いてほしい	指導者講座に含めてほしい	協会や連盟に具体的な対策をとってほしい
全体		10,492	40.7	16.5	43.0	30.2
性別			***	*	n.s.	*
	女性	2,120	46.3	17.9	44.0	28.4
	男性	8,317	39.2	16.1	42.8	30.6
	答えたくない	37	43.2	16.2	40.5	40.5
	わからない	18	72.2	38.9	50.0	55.6
年齢層			***	***	***	n.s.
	20代	698	63.5	23.5	32.5	30.9
	30代	1,407	53.4	21.3	39.1	30.1
	40代	2,756	44.4	17.5	40.8	31.2
	50代	3,166	36.4	15.6	44.8	29.4
	60代	1,945	29.5	12.9	49.5	29.3
	70代以上	520	23.7	7.9	44.4	33.1
最終学歴			***	***	n.s.	**
	中学校卒業	65	32.3	12.3	41.5	32.3
	高等学校卒業	2,631	32.7	11.3	42.9	31.9
	短大、高等専門学校卒業	617	38.2	15.9	46.8	30.3
	専門学校卒	859	43.2	16.3	41.4	33.9
	大学卒業	5,387	42.9	18.1	42.6	28.5
	大学院修了	864	50.7	22.5	44.3	32.1
	その他	69	39.1	21.7	50.7	30.4
指導者資格						
指導員		5,867	38.7	15.3	42.9	30.1
			***	***	n.s.	n.s.
上級指導員		993	35.0	13.6	49.1	28.9
			***	*	***	n.s.
コーチ		1,570	45.0	17.2	43.5	28.4
			***	n.s.	n.s.	n.s.
上級コーチ		453	40.2	19.2	41.1	29.4
			n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
教師		724	45.9	19.6	41.4	28.0
			**	*	n.s.	n.s.
上級教師		95	38.9	10.5	35.8	34.7
			n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
スポーツプログラマー		327	47.4	21.1	44.3	29.1
			*	*	n.s.	n.s.
フィットネストレーナー		50	46.0	24.0	38.0	30.0
			n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
ジュニアスポーツ指導員		798	42.6	20.7	45.7	27.1
			n.s.	**	n.s.	*
アスレティックトレーナー		409	60.4	21.3	35.9	35.2
			***	**	**	*
スポーツドクター		352	43.2	26.1	38.9	40.3
			n.s.	***	n.s.	***
スポーツデンティスト		37	48.6	21.6	48.6	32.4
			n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
アシスタントマネジャー		525	40.0	19.2	48.8	28.0
			n.s.	n.s.	**	n.s.
クラブマネジャー		93	37.6	31.2	44.1	22.6
			n.s.	***	n.s.	n.s.
(旧資格) スポーツトレーナー		23	47.8	34.8	34.8	30.4
			n.s.	*	n.s.	n.s.
その他		296	44.6	18.9	36.8	31.8
			n.s.	n.s.	*	n.s.
指導の有無			n.s.	***	n.s.	**
	指導しなかった	1,694	42.1	19.7	43.3	33.3
	指導した	8,798	40.4	15.9	43.0	29.6
指導レベル			***	***	*	n.s.
	国際レベル	815	44.5	20.6	42.7	30.8
	全国レベル	3,695	41.7	16.8	42.4	29.9
	地域レベル	1,063	44.5	16.2	42.1	28.3
	都道府県レベル	2,049	37.9	15.4	44.9	31.4
	市区町村レベル	1,369	35.1	13.6	39.8	31.6
	その他	1,501	42.2	17.7	45.8	29.4

※1：*：p<0.05；**：p<0.01；***：p<0.001

※2：色が濃く白文字のセルは期待度数より実測度数が有意に多いセル、色が薄く黒文字のセルは有意に少ないセルを意味する

参考資料 1. 調査票（スポーツ指導者に求められる指導上の配慮に関する調査）

スポーツ指導者に求められる指導上の配慮に関する調査

《調査へのご協力をお願い》

- 本調査は、公益財団法人日本体育協会のマイページに登録している公認スポーツ指導者を対象として行われます。
- 本調査は、スポーツ指導者に求められる指導上の配慮について、指導者の皆さんのお考えや経験を把握することによって、今後のスポーツ指導に役立てようとするものです。
- 調査結果は統計的に処理しますので、回答者が特定されることはありません。
- 調査結果は学会発表や論文など、学術的な目的に使用することがあります。
- この調査への回答は任意ですので、どうしても回答したくない場合には回答しなくて結構です。
- 調査への協力や回答内容が、回答者の評価に影響することはありません。
- 調査にご協力いただける場合は、回答もれのないようすべての質問にお答えください。

《回答方法》

- 本調査における回答方法は、以下の2種類です。
 - あてはまる選択肢を選ぶもの
 - 具体的な数字や文字を記入するもの

問 1. あなたの性別についてうかがいます。ここでは、あなたが自認する性別をお知らせください。

1. 女性
2. 男性
3. 答えたくない
4. わからない

問 2. 現在の年齢をお知らせください。

() 歳

問 3. あなたの最終学歴をお知らせください。

1. 中学校卒業
2. 高等学校卒業
3. 短大、高等専門学校卒業
4. 大学卒業
5. 大学院修了
6. その他

問 4. あなたが現在取得している指導者資格の名称をお知らせください。（複数回答可）

1. 指導員
2. 上級指導員
3. コーチ
4. 上級コーチ
5. 教師
6. 上級教師

7. スポーツプログラマー
8. フィットネストレーナー
9. ジュニアスポーツ指導員
10. アスレティックトレーナー
11. スポーツドクター
12. スポーツデンティスト
13. アシスタントマネジャー
14. クラブマネジャー、
15. (旧資格)スポーツトレーナー
16. その他 ()

問5. あなたはこの1年間にスポーツの指導を行いましたか。

1. 指導しなかった
2. 指導した

問6. 「この1年間にスポーツの指導を行った」とお答えの方にお伺いします。

あなたが指導した競技の名称と指導を開始した年齢、指導の頻度や時間をお知らせください。

※ この1年間のことに限らずお答えください。

※ 複数の競技を指導した場合は、あなたの中でもっとも位置づけが高い競技を選んでお答え下さい。

競技名 ()
指導開始年齢 () 歳
時間～1回あたり 約 () 分

問7. 引き続き、「この1年間にスポーツの指導を行った」とお答えの方にお伺いします。

前問でお答えの、<競技名> の競技の指導の頻度をお知らせください。

※ この1年間のことに限らずお答えください。

1. ほぼ毎日(週に6回以上)
2. 週に4～5回程度
3. 週に2～3回程度
4. 週に1回程度
5. 月に2～3回程度
6. 月に1回程度
7. 2～3ヶ月に1回程度
8. 半年に1回程度
9. 1年に1回程度
10. それ以下の頻度

問8. スポーツ指導者としてあなたがこれまでに競技者を出場させた最高レベルの大会やリーグについて、あてはまるものを1つお選びください。

あまり競争的ではない競技で判断に迷う場合は「その他」を選んでください。

1. 国際レベル
2. 全国レベル

3. 地域レベル（“東北大会” など）
4. 都道府県レベル
5. 市区町村レベル
6. その他

問9. 次の文章のうち、正しいと思う番号すべてをお選びください。（複数回答可）

1. 同性の人に愛情を感じる人がいる
2. 身体の性別は、女性または男性のどちらかに明確に分かれるとは限らない
3. 自分の身体的な性別とは異なる性別で生きたいと願う人がいる
4. 同性愛は、本人の意思で変えることはできない
5. 日本では、戸籍上の性別を変えることができる
6. 日本の現在の法律では、同性のカップルは結婚できない
7. オリンピック大会には、ある条件を満たした場合のみ、性別を変更した選手が変更後の性別で出場することができる
8. 同性愛者の国際的なスポーツ大会がある
9. スポーツの大会では、女性選手にのみ、性別確認のための検査を行うことがある
10. この中に正しいと思うものはない

問 10. あなたはこれまでに日常生活において、次のような出来事に直面したことはありますか。あてはまる番号すべてをお選びください。（複数回答可）

1. 同性の人に言い寄られた
2. 二人の男性や二人の女性が人前で手をつないでいるのを見た
3. 性別がよくわからない人に出会った
4. 自分の性別に悩んでいると打ち明けられた
5. 前から知っている人に、昔は別の性別だったと打ち明けられた
6. あてはまるものはない

最近、LGBT という言葉が日本でも使われるようになりました。LGBT とは以下の用語の頭文字を並べたものです。

- Lesbian (レズビアン)：女性に対して性的魅力を感じる女性
- Gay (ゲイ)：男性に対して性的魅力を感じる男性
- Bisexual (バイセクシュアル)：男女両方に性的魅力を感じる人
- Transgender (トランスジェンダー)：出生時に与えられた性別に違和を感じる人、性自認が男女2つのカテゴリーに収まらない人、社会的に期待される性役割に収まらない人などの総称。

「井谷聡子(2016)日本スポーツとジェンダー学会編「データでみる スポーツとジェンダー」八千代出版,p151 を一部加筆修正」

問 11. あなたはこれまでに LGBT という言葉を聞いたことがありますか。

1. ある ⇒ 問 12 へ
2. ない ⇒ 問 16 へ

問 12. あなたはこれまで、周りの人と比べて LGBT についてどれくらい知っていたと思いますか。

1. 周りの人よりは知っていた
2. 周りの人と同じくらい

3. 周りの人よりは知らなかった
4. まったく知らなかった

問 13. あなたはこれまで、LGBT について知る必要性をどれくらい感じましたか。

1. とても感じた
2. 多少は感じた
3. あまり感じなかった
4. まったく感じなかった

問 14. あなたはこれまで、LGBT についてどれくらい調べたり情報を集めてきましたか。

1. よくしてきた
2. 時々してきた
3. あまりしてこなかった
4. まったくしてこなかった

問 15. あなたの身の回りに LGBT の当事者はいますか（いましたか）。ここでの当事者とは、LGBT であることを本人が“公にした人”あるいは“あなたに告げた人”とします。

1. 現在いる
2. 以前いた
3. いない、いなかった

問 16. 「身の回りに LGBT の当事者が現在いる(以前いた)」とお答えの方にお伺いします。

それはあなたが指導をしている(していた)競技者ですか。

1. はい
2. いいえ

問 17. スポーツの環境では、LGBT について以下のような点で課題があると報告されています。これらの中に、あなた自身が直面した課題はありますか。あてはまる番号すべてをお選びください。これまであなたの身の回りに LGBT の当事者がいなかった場合は、あなたがもし直面したら対応に困るものをお答えください。(複数回答可)

1. 「さん」か「くん」か、呼び捨てにするかなどの呼称
2. ユニフォームやジャージなどの服装について本人のニーズと合わない
3. LGBT の当事者が LGBT であることをチームメイトに告げるかで悩んでいる
4. 本人が希望する場合、LGBT であることをチームメイトなどにどのように周知するか
5. ある競技者が LGBT であることを告げたことによって、いじめや差別的言動といった人間関係上の様々な問題が生じた
6. 男女で練習メニューを分ける際にどちらの性別のメニューをやらせるか
7. 競技会にエントリーする際にどちらの性別でエントリーするか
8. どちらの性別の更衣室やシャワーを使うか
9. 遠征や合宿などの宿泊時に、どちらの性別の部屋に泊まるか
10. あてはまるものはない

問 18. あなたは今後、LGBT について知る必要性をどれくらい感じますか。

1. とても感じる
2. 多少は感じる
3. あまり感じない
4. まったく感じない

問 19. あなたは今後、LGBT について調べたり情報を集めたりすると思いますか。

1. とてもするだろう
2. 多少はするだろう
3. あまりしないだろう
4. まったくしないだろう

問 20. スポーツ指導における LGBT の課題について、あなたの要望があればお知らせください。
(いくつでも)

1. 情報がほしい
2. 研修会を開いてほしい
3. 指導者講習会の講義内容に含めてほしい
4. 協会や連盟に具体的な対策をとってほしい
5. その他（具体的に： _____）

問 21. 男性と女性の役割について、あなたのご意見をお知らせください。以下の文章のうち、あなたの考えと一致する番号すべてをお選びください。

1. 女性が社会的地位や賃金の高い職業を持つと結婚するのがむずかしくなるから、そういう職業は持たないほうがよい
2. 結婚生活の重要事項は夫が決めるべきである
3. 主婦が働くこと夫をないがしろにしがちで、夫婦関係にひびが入りやすい
4. 女性の居るべき場所は家庭であり、男性の居るべき場所は職場である
5. 主婦が仕事を持つと、家事の負担が重くなるのでよくない
6. 結婚後、妻は必ずしも夫の姓を名乗る必要はなく、旧姓で通してもよい
7. 家事は男女の共同作業となるべきである
8. 子育ては女性にとって一番大切なキャリアである
9. 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てることが非常に大切である
10. 娘は将来主婦に、息子は職業人になることを想定して育てるべきである
11. 女性は家事や育児をしなければならぬから、フルタイムで働くよりパートタイムで働いたほうがよい
12. 女性の人生において、妻であり母であることも大事だが、仕事をするのもそれと同じくらい重要である
13. 女性は子どもが生まれても、仕事を続けたほうがよい
14. 経済的に不自由でなければ、女性は働かなくてもよい
15. 女性は家事や育児をしなければならぬから、あまり責任の重い、競争の激しい仕事をしないほうがよい

アンケートは以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

参考資料 2. 日本体育協会における規程・方策

公益財団法人日本体育協会 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体育協会（以下「本会」という。）の組織運営、国民スポーツの推進等に関わる全ての関係者が、スポーツの意義と価値に立ち返り、本会が果たすべき社会的使命と役割を自覚するとともに、「公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者は、評議員、役員、名誉会長等、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という。）並びに本会諸制度に基づき登録等を行っている者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは定款第16条に規定する評議員をいう。
- (2) 役員とは定款第25条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 名誉会長等とは定款第32条に規定する名誉会長、名誉副会長、最高顧問、顧問及び参与をいう。
- (4) 委員会委員とは定款第39条に規定する日本スポーツ少年団、第41条及び第42条に規定する諮問委員会、第43条に規定する専門委員会及び特別委員会の委員長並びに委員等をいう。
- (5) 職員とは定款第46条に規定する事務局職員をいう。
- (6) 本会諸制度に基づき登録等を行っている者（以下「登録者等」という。）とは公認スポーツ指導者、スポーツ少年団登録者及び本会主催事業の運営に関わる者並びに参加者をいう。

(基本的責務)

第3条 本会の役職員等及び登録者等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守することはもとより、高邁な倫理観に留意し、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

2. 「公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践すること。

(遵守事項)

第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

2. 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
3. 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
4. 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

5. 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
6. 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(違反による処分等)

第5条 役職員等及び登録者等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、担当理事は直ちに調査を開始し、その結果、当該役職員等及び登録者等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

- (1) 評議員及び役員の解任については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、定款第17条及び第30条に基づき取り扱うものとする。
- (2) 名誉会長等及び委員会委員の解任については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとする。
- (3) 職員の処分は、本会服務規程に基づき取り扱うものとする。
ただし、事務局長及び重要な職員については、理事会の決議によるものとする。
- (4) 登録者等については、当該者に適用する規程等を所掌する委員会等の決議により相当の処分をするものとし、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第7条 本会加盟団体が組織の管理運営に適正を欠いたとき、若しくは本会の加盟団体として不適当と認められるときの処分については、本会加盟団体規程に定める。

附則

1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。
2. この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
3. この規程は、「役・職員倫理規程」（平成16年4月1日施行、平成23年4月1日改正施行）をもとに改正し、平成26年3月12日から施行する。
4. この規程は、平成28年11月9日から施行する。

<http://www.japan-sports.or.jp/about/tabid758.html>

公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における 倫理に関するガイドライン

平成16年4月1日制定

平成23年4月1日改定

平成28年11月9日改定

< 趣 旨 >

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠であり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。

公益財団法人日本体育協会(以下「本会」という。)及び加盟団体は、我が国のスポーツの普及振興を図っていくという高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体として、その使命を担っている。

したがって、所属する役・職員はもとより、監督、コーチ、審判員、登録競技者等においては、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することで、スポーツの健全性・高潔性を保ち続けることが求められる。

しかしながら、近年、加盟団体及び所属関係団体において、反倫理的行為(指導者の競技選手に対する暴力、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の各種ハラスメント、差別及び薬物乱用など)あるいは補助金などの不適切な処理又は横領など、訴訟にも及ぶ法的問題が発生していることは、誠に憂えるべき事態であるとともに、自らの組織団体においても十分な留意が必要である。

このような状況をも十分に考慮し、本会及び加盟団体においては、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていく必要があり、そのために必要な倫理に関する諸事項をガイドラインとしてまとめたものである。

本会及び加盟団体においては、役・職員、公認スポーツ指導者(監督、コーチを含む)、主催・共催など関連するスポーツ競技会・行事などに携わる審判員をはじめとする運営関係者及び登録競技者等を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、次の各事項に照らし、早期に必要な規程の整備を図ることが望まれる。

I. 反倫理的行為に起因する事項

1. 身体的・精神的暴力(バイオレンス)行為等について

役・職員をはじめ監督、コーチ等現場指導者に対しては、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底することが求められる。

(1) 組織の運営又はスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。

特に監督・コーチ等の指導的立場にある者は、競技者等への指導の際、暴力、パワー・ハラスメント行為と受け取られるような行いには十分留意すること。

(2) スポーツを行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力、パワー・ハラスメント行為(直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等)を行うことは、厳に禁ずる。

2. 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて

当該団体の役・職員、監督、コーチ等現場指導者及び登録競技者等に対しては、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていくこと。

- (1) 安易に性的・性差別的言動や表現及び相手が不快に感じるような言動、表現、行為などを行うことは、厳に慎むこと。
- (2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。
- (3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになり得ることを認識すること。
- (4) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して毅然として「不快である」旨を、はっきりと意思表示をすること。
(注意…無視した場合は、「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。)

3. アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

監督、コーチ等指導的立場にある者はもとより、登録競技者等に対して、徹底した啓発活動を行っていくこと。

- (1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりではなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。
国民体育大会のドーピング・コントロール検査実施を契機に、本会及び加盟団体においては、これまで以上にアンチ・ドーピングの教育・啓発活動の積極的な展開を図ること。
- (2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品等によっては、ドーピングの禁止薬物等が含まれている場合もあるため、競技者及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。
- (3) 麻薬や覚醒剤等薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
- (4) 大麻等薬物の使用は違法であり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。

4. 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等の関係の在り方について

相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めること。

- (1) 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。
- (2) 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等をスポーツ競技会・行事などに携わる関係者及び競技者等に与えないこと。
- (3) プライバシー（個人的人権）の問題については、役員・監督・コーチ・審判員等指導的立場にある者及び競技者等がそれぞれ十分配慮すること。

Ⅱ. 不適切な経理処理に起因する事項

1. 経理処理について

本会及び加盟団体は、公的な組織であることを認識し、“公益法人会計基準”に基づく基準（経理処理）を作成し、その基準及び各団体の経理規程に則り正しい経理を行うとともに、内部牽制組織及び監事並びに外部監査人による監査体制を確立しておくこと。

- (1) 補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などをしないこと。
- (2) 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少数の担当役・職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェック及び公認会計士などによる外部監査を受けるようにすること。
- (3) 業者等との契約の際には、利益相反になることを避けるとともに、契約書に暴力団排除条項を記載し、暴力団等反社会的勢力でないことを表明・確約させること。

2. 不正行為について

本会及び加盟団体は、次に示すような行為は、厳に禁じるよう、罰則も 含めて規定化すること。

- (1) 組織内・外の金銭の横領など
- (2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供
- (3) 組織内・外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為
- (4) 組織内・外における不適切な指導又は監査

Ⅲ. 各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項

本会及び加盟団体は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うこと。

また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

Ⅳ. その他、一般社会人としての社会規範に関する事項

本ガイドラインに示す対象者は、特に、競技会等スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。また、本会及び加盟団体は、次に示すような反社会的行為を、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

- (1) 違法賭博
- (2) 暴力団等反社会的勢力との交際など

ガイドラインに基づく基本的な整備事項等

本会加盟団体は、本「ガイドライン」に基づき、以下の事項について整備を図ることとする。

(1) 倫理に関する規程の整備

本会倫理規程を参照のうえ、加盟団体における倫理に関する規程の作成や改定等の整備を図ることとする。

(2) 倫理委員会の設置（同委員会規程の整備）

(3) 不祥事予防のための意識啓発活動等の実施

本ガイドラインは、身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為やセクシュアル・ハラスメント等について明記しているが、それぞれの事項の予防対策については、次の例を参考に考慮すること。

< 例：セクシュアル・ハラスメントの予防対策について >

- 方針明確化のための方法……方針については、諸規則等に明確に規定する。
- 意識改革・啓発のための方法……各種大会・行事等の参加者等への指導徹底、研修会の実施、ビデオ・パンフレット・手引き等の作成、機関誌への掲載、アンケートの実施等による意識啓発活動を行う。
- 相談・苦情窓口の設置のための方法……相談窓口や相談電話等の設置、専門担当者の配置、組織外の専門機関への委託等による対応窓口を設置する。また、その設置についての周知徹底をパンフレット等により図る。
- 事後の対応方法……役・職員人事担当、相談窓口、苦情処理委員会、顧問弁護士、カウンセラー等による事後の対応を図る。

(4) 不祥事発生後の処理

加盟団体は、不祥事が発生した場合、当該団体が定める倫理規程に基づき迅速かつ適切な処理を行うこと。その際、発生事案の重要性によっては、その内容と経過等について、本会に速やかに報告を行うこと。

<http://www.japan-sports.or.jp/about/tabid758.html>

日本体育協会における方策（抜粋）

日本体育協会スポーツ憲章

第4条 基本的権利としてのスポーツ

スポーツは、性別や年齢、障がいの有無などに関係なく、全ての人々が自由に楽しむ文化であり、スポーツを楽しむことは、全ての人々の基本的な権利である。そして、その権利の実現のためには、誰もがスポーツに親しめる機会として、「する」、「みる」、「支える（育てる）」等の多様な関わり方が可能となり、また、適切なスポーツ指導能力を持つ有資格者の指導が受けられるよう配慮されなければならない。

第5条 スポーツの公平性及び公正性の確保

スポーツにおいては、フェアプレーの精神を尊重し、公平性及び公正性を確保するため、スポーツの価値を損なう次の各号に定める不適切な行為を行わず、強要せず、黙認せず、許さず、その根絶に努めるものとする。

- (1) 暴力、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）又は差別（人種、性別、障がいの有無等）等の行為
- (2) ドーピングや勝敗に関わる意図的な操作等の不正行為
- (3) 薬物乱用（大麻、覚醒剤など）や違法賭博等の反社会的行為
- (4) 暴力団等反社会的勢力と関わる行為

http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/jasa_kenshou20161109.pdf

日本体育協会スポーツ推進方策2018（平成30年1月10日）

（抜粋）

第1章 日本体育協会スポーツ推進方策^{にせんじゅうはち}2018策定にあたって

5. 日本体育協会スポーツ推進方策2018が目指すもの

(1) 誰もがスポーツ文化を豊かに享受できる環境の創出

本会は、スポーツ宣言日本で、「^{あまね}遍く人々がスポーツの21世紀的価値を享受することが、スポーツの社会的使命を果たすことにつながる」と謳っており、「遍く人々がスポーツを享受し得るように努めることは、スポーツに携わる者の基本的な使命である」としている。つまり、人種、国籍、障がいや疾病の有無、年齢、性別、経済的格差等に依らず、誰もがスポーツに親しむことのできる環境の整備は、本会のもとより、すべてのスポーツ団体・関係者に課せられた使命と言える。

現状に鑑み、本会の多くの事業が想定してきた対象者は「健常者のスポーツ愛好者」であった。今後スポーツ参画人口の拡大とスポーツ実施率の更なる向上を図り、スポーツ文化の豊かな享受を促進するには、対象者の拡大に向けた施策は必要不可欠である。例えば、

- 1) スポーツ未実施者が多いとされる²20代・30代の働き盛り世代や子育て世代への持続可能なスポーツライフスタイル³の提案、生涯にわたるスポーツ実施の鍵を握ると言われている

る子どもの運動習慣の形成への貢献、中高年者の志向に応じたスポーツ活動の促進。

- 2) 共生社会（誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会⁴⁾）の視点に立った時、健常者と比べてスポーツ実施率が低いとされる障がい者の日常的なスポーツ実施への支援⁵⁾、LGBT⁶⁾等の性的少数者が安心して参加できる大会・スポーツイベント等の在り方やコーチやメディカルスタッフ等に求められる配慮の調査研究と普及・啓発。

等々、である。

本方策では、スポーツ愛好者のスポーツ享受の量的拡大と質的深化はもとより、スポーツ未実施層をはじめ、様々な要因でスポーツに関わることが困難な人々にとって、新たにスポーツを実施したり、本会事業への参画の妨げの原因となっている事柄を取り除くための施策を展開する等、誰もがスポーツ文化を豊かに享受できる社会の促進を目指すものである。

²⁾ 2016年 スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」

³⁾ スポーツとの関わり方や価値観を指す。

⁴⁾ 2012年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

⁵⁾ 2016年 スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」とスポーツ庁委託事業「地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）」の比較による。

⁶⁾ 同性・両性愛者、性同一性障害を含む性的少数者の人々を意味する。

(p. 6)

第2章 今後のスポーツ推進方策

1. スポーツ推進事業の展開

○ソフトインフラ事業

(5) スポーツ医・科学研究の推進

[施策]

2) スポーツの多様性および社会的価値の維持・向上に資する研究プロジェクトの推進

①LGBT等の性的少数者への配慮あるスポーツ空間を整備するため、実態調査に基づく課題抽出と対策の分析を行い、啓発を図る。【誰もが】

②スポーツにおける「環境」や「インテグリティ」等に関する研究を推進し、本会に対してスポーツの持続可能性の向上に資する成果を提供する。【多様化】

(p.27)

<http://www.japan-sports.or.jp/about/tabid/149/Default.aspx>

2018年4月1日より「日本スポーツ協会」に名称変更

平成 29 年度 日本体育協会スポーツ医・科学研究報告Ⅱ

スポーツ指導に必要な LGBT の人々への配慮に関する調査研究 - 第 1 報 -

◎発行日：平成 30 年 3 月 31 日

◎編集者：来田 享子（スポーツ指導に必要な LGBT の人々への配慮に関する調査研究班長）

◎発行者：公益財団法人日本体育協会 <http://www.japan-sports.or.jp>

（〒 150-8050 東京都渋谷区神南 1 - 1 - 1）

◎印刷：ホクエツ印刷株式会社 <http://hokuetsup.co.jp>

（〒 135-0033 東京都江東区深川 2 - 26 - 7）

2018年4月1日、公益財団法人日本体育協会は法人名称を「公益財団法人日本スポーツ協会」に変更します。